

令和 8 年 第 1 回 美里町議会定例会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第 1 日	3	2	月	午前10時	・ 開会 ・ 会議録署名議員指名 ・ 会期の決定 ・ 諸般の報告 ・ 町長提出議案の一括上程 ・ 令和 8 年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明 ・ 議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） 議案第12号～議案第26号 ・ 議案審議（内容説明） 議案第27号～議案第33号
第 2 日		3	火	午前10時	・ 一般質問（ 4 名）
第 3 日		4	水	午前10時	・ 一般質問（ 2 名）
				午後休会	・ 各常任委員会(午後 1 時より)
第 4 日		5	木	休 会	・ 各常任委員会(午前10時より)
第 5 日		6	金	午前10時	・ 各委員会報告及び質疑 ・ 議案審議（質疑・討論・採決） 議案第27号～議案第33号 ・ 議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） 議案第34号～議案第37号 ・ 閉会

第 1 号

3 月 2 日 (月)

令和 8 年第 1 回美里町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 8 年 3 月 2 日（月）

午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

1. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名 3 番 吉住淳一 議員 4 番 隈部 寛 議員

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告 (1) 議長

(2) 町長

(3) 総務文教常任委員会

(4) 監査委員

(5) 宇城広域連合議会議員

熊本県町村議会議長会特別表彰伝達

日程第 4 町長提出議案の一括上程（議案第12号から議案第37号）

日程第 5 令和 8 年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明

日程第 6 議案第12号 美里町特別職報酬等審議会条例の制定について

日程第 7 議案第13号 美里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第 8 議案第14号 美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第15号 美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第16号 美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第17号 美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第18号 美里町ガーデンプレイス・家族村条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第19号 美里町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第20号 美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第21号 令和 7 年度美里町一般会計補正予算（第14号）

日程第16 議案第22号 令和 7 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

日程第17	議案第23号	令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算（第5号）
日程第18	議案第24号	令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第19	議案第25号	令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第5号）
日程第20	議案第26号	令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第5号）
日程第21	議案第27号	令和8年度美里町一般会計予算
日程第22	議案第28号	令和8年度美里町国民健康保険特別会計予算
日程第23	議案第29号	令和8年度美里町土地取得特別会計予算
日程第24	議案第30号	令和8年度美里町介護保険特別会計予算
日程第25	議案第31号	令和8年度美里町後期高齢者医療特別会計予算
日程第26	議案第32号	令和8年度美里町生活排水事業会計予算
日程第27	議案第33号	令和8年度美里町簡易水道事業会計予算

2.出席議員（10名）

1番	村崎公一君	2番	平野保弘君
3番	吉住淳一君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
7番	濱田憲治君	8番	福田秀憲君
9番	今田政行君	10番	上田孝君

3.欠席議員（なし）

4.説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	宮寄幸仁君	総務課長	坂村浩君
美しい里創生課長	澤山誠君	税務課長	松永栄作君
住民生活課長	宮崎博文君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	中川利加君	農業政策課長	西寺清君
森づくり推進課長	安達浩一君	建設課長	富永英司君
上下水道課長	酒井博文君	会計課長	長井一浩君
学校教育課長	中川幸生君	社会教育課長	松村昭則君
こども応援課長	隈部尚美君		

5. 事務局職員出席者

事務局 長 立 道 誠 君 書 記 福 田 咲 文 君

開会 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和 8 年第 1 回美里町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員指名

○議長（上田 孝君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 120 条の規定により、3 番、吉住淳一議員、4 番、限部寛議員を指名します。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（上田 孝君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

2 月 18 日に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員会、今田政行委員長。

○議会運営委員長（今田政行君） おはようございます。議会運営委員会を開きましたので、その報告を申し上げます。

令和 8 年 3 月 2 日、美里町議会議長、上田孝様。

令和 8 年第 1 回美里町議会運営委員会報告。

去る 2 月 18 日午後 2 時より、中央庁舎議会委員会室におきまして、令和 8 年第 1 回議会運営委員会を開催しましたので、その報告を申し上げます。

出席者は、議会より上田議長、濱田総務文教常任委員長、坂田産業厚生常任委員長、福田委員、高田委員と私、今田、執行部より上田町長、吉住副町長、坂村総務課長、事務局より立道事務局長、福田主査、出席の下、開会をいたしました。

議題といたしまして、（１）執行部提出議案について、（２）議員提出議案（請願・陳情・意見書等）について、（３）一般質問について、（４）日程・会期等について、（５）その他を議題といたしました。

まず、（１）執行部提出議案について。条例関係 9 件、補正予算 6 件、当初予算 7 件、その他 4 件、合計 26 件の説明を受けました。

次に、（２）議員提出議案（請願・陳情・意見書等）について。要望書 1 件の受付がありましたので、議員共有といたしました。

次に、（３）一般質問について。受付順で限部寛議員、福田秀憲議員、私、今田、濱田憲治議員、平野保弘議員、坂田竜義議員の 6 名から通告があり、抽せんの結果、1 番、平野保弘議員、2 番、坂田竜義議員、3 番、濱田憲治議員、4 番、私、今田、

5 番、福田秀憲議員、6 番、隈部寛議員の順番に決定をいたしました。

次に、（４）日程・会期等について。会期予定表のとおり、本日３月２日月曜日より３月６日金曜日までの５日間とする会期といたしました。日程の内容につきましては、議案集の「令和８年第１回美里町議会定例会会期予定表」のとおりでございます。

議会初日、本日は、令和８年第１回美里町議会定例会議事日程により、日程第３、諸般の報告、次に、熊本県町村議会議長会特別表彰伝達を行います。あと日程第４、町長提出議案の一括上程（議案第１２号及び議案第３７号）を上程し、日程第５、令和８年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由の説明の後、日程第６、議案第１２号「美里町特別職報酬等審議会条例の制定について」から日程第２０、議案第２６号「令和７年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第５号）」までを、内容説明の後、質疑・討論・採決を行います。日程第８、議案第１４号の「美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして」は、内容説明のみとし、質疑・討論・採決は議会最終日に行います。

次に、日程第２１、議案第２７号「令和８年度美里町一般会計予算」から日程第２７、議案第３３号「令和８年度美里町簡易水道事業会計予算」までを、内容の説明のみを行い、質疑・討論・採決は議会最終日に行います。

終了後は散会といたします。

議会２日目、３月３日火曜日は一般質問を行います。質問順につきましては、平野保弘議員、坂田竜義議員、濱田憲治議員、私、今田の順番で行います。一般質問が終わり次第、散会といたします。

議会３日目、３月４日水曜日も一般質問を行います。質問順につきましては、福田秀憲議員、隈部寛議員の順番で行い、午後は休会とし、各常任委員会の開催の予定となっております。

議会４日目、３月５日木曜日は休会とし、各常任委員会開催の予定となっております。

議会最終日、３月６日金曜日、各常任委員会委員長の報告及び質疑を行います。その後、議案第１４号の「美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第２７号「令和８年度美里町一般会計予算」から議案第３３号「令和８年度美里町簡易水道事業会計予算」までを再度上程し、内容説明は終わっておりますので、質疑・討論・採決を行います。

次に、議案第３４号「町道船津金木線改良工事請負契約の一部変更について」から議案第３７号「熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について」の内容説明、質疑・討

論・採決を行います。

その後、職員派遣の件、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件を協議し、閉会の予定となっております。

以上、2月18日水曜日に行われました美里町議会運営委員会の報告といたします。

美里町議会運営委員会委員長、今田政行。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、会期は、本日3月2日から3月6日までの5日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日3月2日から3月6日までの5日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（上田 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から12月定例会以降の報告を行います。なお、報告一覧はシステムに入れておりますので、主なものだけ申し上げます。

12月14日、町営球技場にて美里町駅伝競走大会の開会式に出席しております。

12月16日、宇城広域連合の臨時会がございましたので、濱田議員とともに出席いたしております。

12月17日、第13回の議会全員協議会並びに第6回の議会臨時会が開催されましたので、議員の皆様とともに出席したところでございます。

12月19日は、熊本県町村議会議長会の第4回の理事会がございましたので、出席しております。

12月23日に宇城広域連合の例月現金出納検査がございましたので、出席したところでございます。

年が明けまして、1月2日は、令和8年美里町二十歳の祝典に議員の皆様とともに出席しております。

1月5日は、議会の全員協議会、第1回の全員協議会がありましたので、議員の皆様と出席し、その後、執行部との合同の新年会に皆様とともに出席したところでございます。

1月9日は、第1回の臨時会に議員の皆様と出席しております。

翌10日は、みどりかわ湖どんと祭りがございましたので、議員の皆様とともに出席したところでございます。

1月15日は、商工会及び関係団体の役員合同新年賀詞交歓会に出席したところでございます。

1月19日は、市町村振興協会の令和7年度第5回の理事会に出席したところでございます。

1月20日は、町村議会の研修会ということで、オンラインで議員の皆様とともに出席し、その後、総務常任委員会がございましたので、委員の皆様とともに出席したところでございます。

1月21日は、令和7年8月の豪雨災害に係る災害義援金配分委員会に出席しております。

少し飛ばしまして、1月27日は、社会福祉協議会の第3回の理事会に出席し、その後、主要地方道小川嘉島線道路整備促進に関する要望活動で県庁のほうに出向いております。

1月30日は、熊本県町村議会議長会第5回理事会がございましたので、オンラインで出席しております。

2月になりまして、2月4日は、第2回の議会臨時会がございましたので、議員の皆様とともに出席したところでございます。

2月6日は、第1回の熊本県後期高齢者医療広域連合議会の定例会並びに全員協議会がございましたので、出席しております。

2月18日は、議会運営委員会がございましたので、委員の皆様とともに出席したところでございます。

2月20日は、熊本県町村議会議長会の第76回定期総会並びに懇談会がありましたので、出席いたしております。

2月21日は、宇城中学校新人駅伝競走大会がございましたので、開会式のほうに出席したところでございます。

2月27日は、宇城広域連合の定例会の議案説明会は三本松甲佐線道路促進期成会の要望活動とちょっと時間が重なったので、こちらは濱田議員のほうだけ出席し、私は三本松甲佐線の要望活動のほうに出席したところでございます。

以上で議長の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、12月定例会後の私の諸般の報告をさせていただきます。

まず、12月14日美里町の職員採用試験を行っております。

12月16日、第2回宇城広域連合の議会の臨時会。

12月17日、第13回美里町議会の議員全員協議会。その後、議会の臨時会に臨んでおります。そして、3時半から自衛隊熊本地方協力本部より自衛官募集広報活動への感謝状贈呈を受けております。

12月18日、豪雨災害の支援職員を派遣していただきました南小国町を表敬訪問させていただいております。また、その日の夕方、熊本県の町村会の評議員会に出席をいたしております。

12月19日、退任民生委員・児童委員の方々への感謝状の贈呈式。そしてその後、令和7年度第1回美里町情報公開審議員・美里町個人情報保護審議員への委嘱状の交付を行っております。そしてその後、令和7年度第7回ランタンフェスティバル実行委員会を開催しております。

12月22日、熊本県治水砂防協会の役員研修で広島に出張いたしております。

12月24日、九州食味コンクールの優勝報告に関係者の方々が来庁されましたので、対応いたしております。その後、タイガーエアが熊本台南線を開通したということで、台南市の黄市長が熊本にいらっしゃいましたので、その食事会に出席をいたしております。

12月25日、第7回美里町住まい対策会議、その後、土地改良区の理事会に出席をいたしております。

12月26日、社会福祉協議会、それから砥用庁舎、中央庁舎、それぞれ仕事納め式を行っております。

12月28日、令和7年度の年末特別警戒で巡回をさせていただきました。

年が明けまして、令和8年1月2日、美里町二十歳の祝典に出席をいたしております。

1月4日は、嵯原区初会に出席をいたしております。

1月5日、中央庁舎、砥用庁舎、それから社会福祉協議会、それぞれ仕事始め式を行っております。また、午後から美里町議会の全員協議会に出席をし、その後、執行部・議会合同の新年会に出席をいたしております。

1月7日、第8回の復旧・復興会議。

1月9日、第1回美里町農業委員会の会議で新年の挨拶を行った後、議会の臨時会に出席をし、その後、熊本県町村会新春の集いに出席をいたしております。

1月10日、みどりかわ湖のどんと祭りに出席をし、夜は西山の躑躅会の新年会に出席をいたしております。

1月11日、永富の津留区、坂貫、萱野区、下中郡、白石野、金木、それぞれの

初会に出席をいたしております。

1月12日から14日にかけて、豪雨災害で支援職員を派遣していただいております稲沢市、それから静岡市、女川町をそれぞれ表敬訪問をさせていただいております。

1月15日、振興計画及び町づくり審議会委員への委嘱状交付式を行っております。そして、その日の夜は商工会及び関係団体役員合同新年賀詞交歓会に出席をいたしております。

1月16日、令和7年度の地域未来創造会議、知事が出席をされる中での会議に出席をし、その後、その懇親会に出席をいたしております。

1月18日、美里町の防災フェアに出席をし、その後、有安区の初会に出席をいたしております。

1月19日、嘱託会の役員会の新年会に出席をいたしております。

1月20日、令和7年度第2回宇城広域連合正副連合長会議に出席をいたしております。

1月21日、豪雨災害に係る災害義援金の配分委員会を行わせていただいております。夜はゆず棚田振興会の新年会、そして認定農業者の協議会意見交換会並びに懇親会に出席をいたしております。

1月23日、東京国際フォーラムで行われました第18回B&G全国サミットに出席をいたしております。

1月24日、美里町葉たばこ振興会播種のお祝い・新年会に出席をしております。

1月25日、西山区、岩下区、それぞれ初会に出席をし、その後、トランポリン協会のバッジテスト会、そして霊台橋マラソンに出席をいたしております。

1月26日、嘱託員・嘱託補の会議を行っております。

1月27日、社会福祉協議会の理事会に出席をし、1月28日、住まい対策会議、1月29日、宇城広域連合の正副連合長視察研修で山口の周南市、それから小野田市を訪れております。訪問をしております。

1月30日、美里うまい米づくり会の新年会に出席をいたしております。

2月2日、部落解放第37回熊本県研究集会第2回の宇城地区実行委員会に出席をし、2月4日、第2回美里町の議会の臨時会、その後、美里会議に出席をいたしております。

2月5日、令和7年度美里町老人クラブの大会、そして2月6日、建設業協会の新年賀詞交歓会に出席をいたしております。

2月7日、砥用簡易水道組合の通常総会、その後、緑川流域つなぐ座談会に出席をいたしております。午後は上田元郵便局長さんの瑞宝双光章受賞祝賀会に出席を

し、その後、緑川流域つなぐ座談会の懇親会に出席をいたしております。

2月9日、eスポーツの連携協定式、それから寄附金の贈呈式に出席をいたしております。

2月10日、国道443号の促進期成会の要望活動に県庁のほうに出席をいたしております。その後、熊本県の土地改良事業団体連合会の宇城支部の協議会に出席をいたしております。それから帰りまして、復旧・復興会議に出席をいたしております。

2月12日、豪雨災害支援職員の派遣元の芦北町を表敬訪問をさせていただいております。その後、水道事業の打合せのため甲佐町を訪問いたしております。

2月13日、社会福祉協議会の評議員会、2月16日、東京のホテルルポール麹町で行われました全国過疎地域連盟の第161回の理事会、その後、全国過疎地域連盟の講演会にそれぞれ出席をいたしております。

2月18日、浄化槽使用料等審議会委員会への諮問、それから委嘱状の交付を行っております。そしてその後、第4回議会運営委員会に出席をいたしております。

2月20日、嘱託員・嘱託補会議、その後、国保連合会の通常総会、これはウェブでの会議を行っております。

2月21日、宇城中学校新人駅伝競走大会に出席をし、その後、宇城広域連合の技能労務職の職員の職種変更試験を行っております。そして夜には美里町中央南園会の総会出席をいたしております。

2月22日、土地改良区の遠野事業部の総会、2月25日、美里町の英霊顕彰会の理事会に出席をし、その夜には新旧民生委員・児童委員さんの懇親会に出席をいたしております。

2月26日、第9回美里町住まい対策会議に出席をし、その日の夜、令和8年度宇城地区消防団長・消防長のOB会に出席をいたしております。

2月27日、令和7年度一般県道三本松甲佐線道路整備促進期成会の要望活動で熊本県県庁の防災センターを訪問をし、その後、意見交換会に出席をいたしております。

以上で、12月定例会後の私の諸般の報告を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。7番、総務文教常任委員会、濱田憲治委員長。

○7番（濱田憲治君） おはようございます。閉会中開催しました総務文教常任委員会の報告をいたします。

令和8年1月20日火曜、午後3時より、中央庁舎議長副議長室において、開催

しております。

参加者は、福田副委員長、上田委員、隈部委員、平野委員と私、濱田。

議題としまして、スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例についての意見交換会でございます。

条例案に関わる所管課。総務課、学校教育課、社会教育課、こども応援課へスマートフォン等の適正使用の推進に関する条例案を提示し、各課より意見を求めています。

総務課からは、住民の意見集約をパブリックコメントのみに頼ることは不十分であり、当事者であるこどもや保護者、地域住民、有識者など幅広い層から意見を聴取し、町全体での合意形成を図るプロセスが必要ではないかという意見をいただいております。

学校教育課では規制による統制ではなく教育によるアプローチが最も重要である。関係機関と緊密に連携し、教育及び啓発活動を通じこどもたちのスマートフォン等の適正な利用を支援していきたい。

社会教育課では、適正使用の推進に関し、具体的な数値 1 日 2 時間、午後 9 時までなどは各家庭の事情もあるため、条例案に明記するかどうかの議論は不可欠ではないのか。

こども応援課では、本条例案の趣旨には賛同だが、その実効性を担保するため現時点ですぐに制定を目指すのではなく、まず実態把握と普及啓発に注力し町民の皆様の理解と協力を得るプロセスを優先すべきであると考えているという意見でございました。

次に、各課からの意見を基に各委員より意見を求めたところです。条例案には総論賛成だが、極論厳しいのではないかと。こどもたちのスマートフォン等の利用状況の把握、数値目標の設定など内容を再検討する必要があるのではないかと。条例の制定ではなく、こどもたちがいかにスマートフォン等の利用のルールをつくるかを議論する場が大事ではないかと。憲法上の権利や内容をさらに深めることが大事ではないかと。学校の先生方、保護者と我々議会との意見交換を実施すべきではないかと。まず、実態把握が大事である。せいては事を仕損じるということわざもあるように、町民の理解と協力を得るプロセスが必要ではないかという意見をいただいております。

今後、実態把握などをどのように進めていくのか。また、条例案第 2 項を提示し、それを基に意見の集約をしながら、今後進めていくことを確認し、閉会をしたところです。

以上で、閉会中に開催しました総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告を求めます。5番、高田美千子議員。

○5番（高田美千子君） 皆様、おはようございます。高田でございます。

例月現金出納検査について報告をいたします。トップページの③－4、例月現金出納検査（12月～2月）のファイルをお開きください。

令和7年12月24日付の美里監第37号の公文でございます。読み上げます。

美里町議会議長 上田孝様

美里町監査委員 大西茂

美里町監査委員 高田美千子

例月現金出納検査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第235条の2第1項により、令和7年11月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定によりその結果に関する報告をします。

1、検査対象は、会計管理者及び企業出納員所管の一般会計、特別会計、生活排水事業会計、簡易水道事業会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金。

2、検査の時期 令和7年12月24日水曜日。

3、検査結果 諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく、確実なものと認める。

以上となっております。

次のページからは、例月現金出納検査調書となっております。3ページ、4ページが各会計ごとの令和7年度11月分の出納計算書、5ページが基金積立金調書、6ページが11月末現在の基金積立金金融機関別明細書となっております。内容の詳細につきましては述べませんので、それぞれお手元の資料でご確認をお願いいたします。

次に、7ページです。美里監第40号の公文でございます。

令和8年1月27日火曜日に行った令和7年12月分の例月現金出納検査の結果に関する報告書について述べております。

8ページからは調書となっており、ページを送っていただきますと、各会計の令和7年度12月分の出納計算書、基金積立金調書、基金積立金金融機関別明細書の詳細が記載してございます。それぞれご確認をお願いいたします。

13ページは、美里監第43号の公文でございます。

令和8年2月25日水曜日に行いました令和7年度1月分の例月現金出納検査の結果に関する報告書と調書類がページを追って記載してございます。詳細な数字につきましてはお手元の資料でご確認いただきたいと思います。

以上、大西茂監査委員とともに12月定例会以降実施いたしました例月現金出納

検査について内容を報告いたしました。

歳入、歳出に関して適宜関係諸帳簿の説明を求め、確認を行い、残高証明、現金の保管状況等の確認をいたしております。

それぞれの検査結果につきましては、諸帳簿及び提出されました諸表の計算が正確であり、不正、不当な出納はなく、确实なものと認めたところでございます。

以上で、例月現金出納検査についての監査報告を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。7番、濱田憲治議員。

○7番（濱田憲治君） 宇城広域連合議会議員の報告をいたします。

令和7年第2回宇城広域連合議会臨時会が令和7年12月16日火曜、午前10時に開会をされております。宇城広域連合2階交流プラザにて開会されております。

参加者は、末松連合長、元松・上田副連合長、宇城市議会より広域議員5名、宇土市議会広域議員2名、1名は欠席であります。美里町より上田議長と、私、濱田、宇城広域連合事務局、消防本部出席の下、開会をされております。

議題として、選第1号、宇城広域連合選挙管理委員及び補充委員の選挙について、議長において指名、選挙管理委員4名、選挙管理委員補充委員4名を指名し、会議規則第32条の規定により当選の旨を告知をされております。

次に、議案第14号、宇城広域連合一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、採決の結果、全員賛成により承認されております。

次に、議案第15号、宇城広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、採決の結果、全員賛成により可決をされております。

次に、議案第16号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、採決の結果、全員賛成により可決をされております。

次に、議案第17号、令和7年度宇城広域連合一般会計補正予算（第3号）について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,919万6,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ49億9,737万7,000円とするものであります。

主な変更点は、民生費、高齢者福祉費の委託料ほかの減額、衛生費、宇城クリーンセンター費の需用費ほかの減額、消防費、常備消防費の職員手当等の増額であります。採決の結果、全員賛成により可決をされております。

次に、議案第18号、令和7年度宇城広域連合ふるさと市町村圏基金特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ750万円とするものであります。採決の結果、全員賛成により可決をされております。

次に、追加日程が提案をされ、同意第1号、宇城広域連合監査委員の選任についてが上程されました。選任されている監査委員、美里町の大西茂氏の任期が令和8年1月31日をもって満了となることから、新たな監査委員とし、宇城市の監査委員、元嶋茂氏を選任したく議会の同意を求められて、採決の結果、全員同意により決定をされております。

以上で、宇城広域連合議会議員の報告といたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、自治功労者に対する表彰状の伝達を行います。

去る2月20日に熊本県町村議会議長会第76回定期総会におきまして福田秀憲議員が特別表彰されましたので、表彰状の伝達を行います。

ここで、表彰伝達補助のため、議会事務局、福田主査が議場内に入ることを許可します。

特別表彰は町村議会議員として30年以上在籍したものに熊本県町村議会議長会会長から送られるものです。

福田議員は答弁席前までお進みください。

「表彰状。下益城郡美里町議会議員、福田秀憲殿。あなたは、町村議会議員として、在職30年以上の長きにわたり地方自治の振興発展に寄与された功績は、誠に偉大であります。よって、ここに特別表彰します。令和8年2月20日、熊本県町村議会議長会会長、松尾純久。」代読です。おめでとうございます。

（拍手）

○議長（上田 孝君） 福田議員、答弁席へお願いします。

ここで、福田議員よりご挨拶をお願いいたします。

○8番（福田秀憲君） おはようございます。まさか挨拶をさせられるとは思っておりませんでした。せつかくです。ご挨拶をさせていただきます。

30年というのは、長いようで何か短いような気がいたします。この前、議員になったばかりで、やっと一人前になりかけたところで30年になってしまいました。よく考えてみますと、8回選挙いたしましたので、議員さんとは延べ約120人ぐらいとお付き合いをさせていただきました。その間、新人のときには相当怒られましたけれども、何かやっぱり人情味があるというのか、いろいろその後の反省会あたりで、「まあ、いっぱい」というんでこっちから行って、いろいろその後はかわいがっていただいた思い出があります。こうして皆さんと今の議員の皆さんとも一緒になれたのは、やはり議員をずっとやってきた、そのために知り合いになれたと思います。議員になってなければ、その話もできたかどうか分かりませんけれ

ども、できるようになって、これは1つの私の財産になっているんじゃないかなというふうに思います。

それと、町の執行部はじめ、皆さんにもずっとお世話になりました。いろいろ分からないところを聞いて、自分の少し糧にしているいろいろ議会活動をさせていただきました。

私は毎年、年の初めには初心に返ってやろうということで、毎年そういうふうに考えてから議会活動をやってきました。やはりだんだん慣れてくると目線がどうしてもやっぱり違ってくるなという思いがしてましたので、やっぱり自分を戒める意味でも町民目線で取り組んでいこうということで取り組んでまいりました。

長くなりましたけども、皆さんにはいろいろお世話になりました。本当に皆さんのおかげで賞をいただいたと思っております。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（上田 孝君） ありがとうございました。福田議員におかれましては、長年のご功績に対する受賞、誠におめでとうございました。

以上で、熊本県町村議会議長会特別表彰の伝達を終わります。

—————○—————

日程第4 町長提出議案の一括上程

○議長（上田 孝君） 日程第4、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第12号から議案第37号までの案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読させます。立道議会事務局長。

○事務局長（立道 誠君） それでは、①の資料、表紙・会期・議事予定表の資料3ページをご覧ください。読み上げます。

議案第12号 美里町特別職報酬等審議会条例の制定について

議案第13号 美里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第14号 美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 美里町ガーデンプレイス・家族村条例の一部を改正する条例の

制定について

議案第 19 号 美里町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 20 号 美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 21 号 令和 7 年度美里町一般会計補正予算（第 14 号）

議案第 22 号 令和 7 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

議案第 23 号 令和 7 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）

次のページをお願いします。

議案第 24 号 令和 7 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 25 号 令和 7 年度美里町生活排水事業会計補正予算（第 5 号）

議案第 26 号 令和 7 年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第 5 号）

議案第 27 号 令和 8 年度美里町一般会計予算

議案第 28 号 令和 8 年度美里町国民健康保険特別会計予算

議案第 29 号 令和 8 年度美里町土地取得特別会計予算

議案第 30 号 令和 8 年度美里町介護保険特別会計予算

議案第 31 号 令和 8 年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 32 号 令和 8 年度美里町生活排水事業会計予算

議案第 33 号 令和 8 年度美里町簡易水道事業会計予算

議案第 34 号 町道船津金木線改良工事請負契約の一部変更について

議案第 35 号 美里町過疎地域持続的発展計画の策定について

議案第 36 号 美里町第 2 次振興計画基本構想の一部変更について

議案第 37 号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

—————○—————

日程第 5 令和 8 年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明

○議長（上田 孝君） 日程第 5、令和 8 年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、令和 8 年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明を求めます。

上田町長。

○町長（上田泰弘君） 令和 8 年第 1 回美里町議会定例会の開会に当たり、美里町長として、町政運営に関する施政方針の一端を述べさせていただきます。

現在、我が国の社会経済活動はコロナ禍からの脱却を果たしましたが、長引く物価高騰と円安基調は、町民生活や地域経済を依然として圧迫しております。

そんな中、全国的にインバウンド需要は高まりをみせ、県内でも近年のT S M C進出を契機に台湾との結びつきがかつてないほど強まり、多くの観光客が県内を訪れております。

本町も令和5年度から交流を深めてまいりました台湾「台南市」と、昨年3月に「宇土市・宇城市」と共に「友好交流協定」を締結したことから、今後も観光・経済・文化・教育など幅広い分野での交流が期待されます。

美里町としては初めての国外地域との「友好交流協定」でありますので、これを機に町の魅力を国外にも広く発信し、交流人口の拡大や将来的な移住・定住への可能性を広げてまいります。

ただ、昨年8月の豪雨災害で本町は甚大な被害を受けております。本年度は、被災された方々の生活再建と、被災した町土の「復旧・復興」を最優先課題と位置づけ、災害に屈しない強靱なまちづくりに全力で取り組んでまいります。

これまで本町においては、少子高齢化、人口減少社会への対応、産業の活性化や雇用の創出、自然災害に対する危機管理など、多くの難しい課題を抱えてまいりました。これらの課題を常に念頭に置きつつ、「災害からの復旧・復興」「上水道の整備」「子育て支援」「移住・定住の促進」に重点を置き、スピード感を持って施策を展開してまいります。

本年度は、豪雨災害対応により策定期間を延長しておりました「第3次振興計画（基本構想・前期基本計画）及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、新たなまちづくりの方向性を提示する年でもあります。

令和8年度につきましても「オール美里」で、議会並びに町民の皆様とともに、一人ひとりが幸せに暮らせる町づくりに全力を尽くしてまいります。

それでは、町づくりの基本目標に沿って、主な取り組みについて述べさせていただきます。

第1に、「協働のまちづくり」への取り組みについて申し上げます。

「町民や地域との協働と地域コミュニティの推進」におきましては、「美里町おもいやい応援補助金」を活用し、住民の皆様による新たな挑戦を後押ししてまいります。

また、eスポーツの活用を通じ、福祉分野における高齢者の生きがいづくりに加え、まちづくり分野での新たなコミュニティ形成を図ってまいります。これにより、地域内の新たなつながりを創出するとともに、地域内外の交流を深め、町民の皆様との協働の機会創出に努めてまいります。

「行財政運営の推進」におきましては、職員のスキルや意識向上のために、各階級別の研修に加えて、カスハラ対策研修等全職員を対象とした研修の実施、他団体への職員派遣を行うなど、職員の人材育成に努めてまいります。

また、財政の健全化に向け、自主財源の確保及び受益者負担の適正化を推進する観点から、行政経費と収入の均衡を著しく欠く項目の見直しを進めるとともに、税などの未収金に対する整理対策を積極的に講じてまいります。加えて、大型事業に係る財源につきましても、将来負担を考慮しながら、その確保に努めてまいります。

「広域連携の推進」におきましては、連携中枢都市圏構想の中核都市である熊本市及び関係市町村との連携した取り組みを行っております。本年度も引き続き、結婚支援事業として「くまもと出会いサポートセンターK u m a r r y（クマリー）」の利用促進を図り、町内外での出会いの場を創出し、持続可能で魅力的な圏域の形成に資する取り組みを進めてまいります。

第2に、「健康・福祉のまちづくり」への取り組みについて申し上げます。

「子育て支援の充実」におきましては、全年齢の児童を対象とした保育料及び副食費の無償化、こども医療費の無償化、出生祝い金の支給に加え、妊娠届出時及び出産後に、国の妊婦支援給付金に町独自の追加給付を実施するなど、引き続き子育て世帯への経済的支援を強化してまいります。

また、不妊治療については、令和4年4月から保険適用となったものの、依然として治療費が高額であることを踏まえ、町独自の費用助成を行い、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するとともに、安心して治療を受けられる環境を整え、総合的な少子化対策の推進に努めてまいります。

さらに、保育所等の施設整備への助成を昨年度に引き続き行い、保育の質の向上を図るとともに、新たに全てのこどもの育ちを応援し、子育て家庭に対する支援を強化することを目的とした「こども誰でも通園制度」を実施し、こどもたちが安心して過ごせる環境づくりに努めてまいります。

「高齢者福祉の充実」におきましては、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域住民、事業所、各種団体等と連携を図り、地域での支え合い・助け合いの共助の基盤づくりを進めてまいります。

「障害者福祉の充実」におきましては、委託相談支援事業の見直しや、地域生活支援拠点を宇城圏域で協力して整備することで、障害者福祉の充実を一層進めてまいります。

「健康づくり・医療機関との協働」におきましては、社会保障費の安定を目指し、糖尿病性腎症、虚血性心疾患、脳血管疾患の共通リスクである高血圧、糖尿病、脂質異常症、メタボリックシンドローム等の予防可能な生活習慣病の対策を実施して

まいります。これらの疾患の重症化予防の取り組みとして、個別の保健指導・栄養指導を医療機関と連携し行い、生活習慣病の重症化による医療費や介護費用等の実態を町民に広く周知し、予防の大切さを啓発してまいります。

第3に、「教育・文化のまちづくり」への取り組みについて申し上げます。

「学校教育の充実」におきましては、令和4年度末に策定した「第2次教育振興基本計画後期計画」に基づき、新たな時代に対応した教育の推進に取り組むとともに、教育環境の整備を積極的に進めてまいります。

特に、少子化が進む中、将来にわたり持続可能な教育体制を構築する必要があることから、実態に即した学校の在り方の検討に取り組んでまいります。

学校ICT機器の学習用端末につきましては、令和7年度から9年度までの3か年で計画的に更新を進めております。

「社会教育の充実」におきましては、令和2年度に開始した「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進」を継続し、地域学校協働本部により、学校と地域全体でこどもたちの成長を支えてまいります。

「人権の尊重」におきましては、人権に関する町民意識の醸成を目的として、より効果的な啓発・教育の取り組みを行い、人権問題が発生した際の対応についても、関係部局間の連携を強化するなど、人権を大切にするまちづくりを推進してまいります。

第4に、「産業・観光のまちづくり」への取り組みについて申し上げます。

「農業の振興」におきましては、令和7年8月豪雨で被災した農地・農業用施設の早期復旧を最優先に取り組んでまいります。野生鳥獣による農産物被害に対しては、国の鳥獣被害防止総合対策事業交付金等を活用し、捕獲による有害獣の個体数減少を図るため直接的な捕獲補助及び、箱わなの貸付けなど、農作物被害の防止対策に積極的に取り組んでまいります。

また、農業経営の核となる担い手の確保・育成につきましては、国・県の有効な支援制度を活用し、農業者が意欲的に農業へ取り組めるよう支援に努めてまいります。

農業の基盤づくりでは、県営事業の中山間農業農村整備事業により、圃場整備及び用水路改修並びに特定管の更新を進めるとともに、農業競争力強化農地整備事業により、圃場整備を進めてまいります。

今後も熊本県と連携を深め、農家の耕作条件の改善、作業負担の軽減を目指し、農業生産基盤の整備を図ってまいります。

「林業の振興」におきましては、従来の森林整備事業に取り組むとともに、森林環境譲与税を活用し、管理が適切に行われていない人工林について、森林の多面的

機能の発揮に向けた間伐等を目的とした、美里の山除間伐推進事業による森林整備を重点的に進めてまいります。

「商工業の振興」におきましては、地域経済は人手不足や人件費の高騰といった構造的な問題に加え、急激なコスト増加が重なる厳しい経営状況にあります。新規創業を目指す新しい力を後押しし、地域経済の活性化を図るため、創業支援事業補助金の活用を継続してまいります。

あわせて、経営者が後継者へ事業をスムーズに引き継ぐことができるよう、事業承継連携協定に基づき、商工会や各種関係団体と連携して支援に努めてまいります。

「観光の振興」におきましては、現在、全国的にはインバウンド需要の急増もあり、コロナ前の水準を超えて急速に回復しておりますが、その効果は特定の都市、地域に集中しており、地方部への波及はいまだ十分とは言えません。

令和8年度は、昨年度策定いたしました「観光戦略」の実行元年でもあり、「アクティブレスト（積極的な休養）を核とした滞在価値の向上」を基本方針に掲げ、自然、食、人との交流を通じた、心身ともに満たされる観光体験の創出に取り組んでまいります。

特に、台湾、韓国、欧米を重点ターゲットとしたインバウンド対策を推進し、滞在時間の延伸と交流人口の拡大を目指してまいります。

第5に、「住みよい快適なまちづくり」への取り組みについて申し上げます。

「防災対策の充実」におきましては、災害への備えとして、防災情報の多重化による確実な伝達や、住民一人一人の避難行動計画である「マイタイムライン」の普及を継続して推進してまいります。

また、町在住の防災士や自主防災組織との連携を深め、地域に根差した防災体制の強化を図り、「逃げ遅れゼロ」を目指し、誰も取り残さない避難体制を構築するため、要支援者の「個別避難計画」については、実効性のある支援体制づくりを進めてまいります。

あわせて、避難所の環境改善に向けた備蓄品の整備強化も行なってまいります。

「移住・定住促進と良好な住宅形成」におきましては、新たに作成した移住プロモーション動画を活用し、本町の魅力を広く発信してまいります。

さらに、良好な住宅形成に向けては、令和7年度に策定した「開発構想」に基づき、中央北地区における新たな宅地造成事業に着手し、あわせて、子育て世帯向けの賃貸住宅や地域交流拠点の整備につきましても、将来を見据えた検討を進め、若者や子育て世代に選ばれる魅力ある住環境の創出と、持続可能なまちづくりを力強く推進してまいります。

公営住宅につきましては、美里町公営住宅等長寿命化計画（第2期）に基づき、

今後の人口の減少や、居住者ニーズ等を踏まえ、適切な維持管理を行い、建て替えを検討する際は、官民連携手法を取り入れながら、長期にわたって安全で快適な住まいづくりに取り組んでまいります。

「生活交通手段の充実」におきましては、令和7年度より開始した「ＡＩデマンド型乗合タクシー」の実証事業を、利用者の利便性向上と運行効率化のため、令和8年度も継続して実施してまいります。

あわせて、実証事業で得られたデータや成果を検証し、本町の地域交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」の策定を進めてまいります。

「上水道整備」につきましては、中央北地区簡易水道事業を令和5年度より開始しており、令和8年度には、下中郡地区・上中郡地区の一部及び馬場地区の一部において、配水管・給水管布設工事を予定しております。

今後は令和7年8月豪雨からの復旧・復興の進捗状況を見ながら、早期の整備完了を目指してまいります。なお、給水時期としましては、各世帯での給水引込工事を完了次第、順次給水開始を計画しております。

「情報発信と情報共有化の推進」におきましては、新たに整備した情報発信手段により、「ライフビジョン」及び「LINE」、「防災行政無線」、「デタポン」と異なる通信網を利用した、情報配信手段のさらなる多重化を行っており、今後は、これらを最大限活用し、さらなる情報発信の強化に取り組んでまいります。

最後に、安定的かつ持続可能な形で行政サービスを提供していくために、デジタル化に対応できる職員の育成に取り組んでまいります。

また、住民がデジタル化の恩恵を享受できるようにするため、行政手続のオンライン化を進め、住民サービスの充実と利便性の向上に努めるとともに、デジタルの活用に不安がある住民が今般のデジタル社会から取り残されることがないように、地域全体のデジタル化にも努めてまいります。

以上、令和8年第1回美里町議会定例会に当たっての施政方針とさせていただきます。

続きまして、提案理由をご説明申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、条例9件、補正予算6件、当初予算7件、その他4件の合計26件でございます。

初めに、議案第12号、美里町特別職報酬等審議会条例の制定につきましては、議会議員並びに町長、副町長及び教育長の報酬及び給料等の額について、調査・審議する附属機関を設置するため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第13号、美里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、関係法令の施行に伴い、新たに条例を制定するもの

でございます。

次に、議案第１４号、美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和７年８月豪雨に係る復旧・復興に対応するための人員確保並びに教育委員会事務局の組織再編に伴い、美里町職員の定数を見直すため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第１５号、美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、美里町消防団の現状に即した適正な団員数の確保並びに消防活動等の維持を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第１６号、美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定並びに議案第１７号、美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、いずれも関係法令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第１８号、美里町ガーデンプレイス・家族村条例の一部を改正する条例の制定につきましては、美里町ガーデンプレイス・家族村において、新たに電動アシスト自転車の貸出しを開始することに伴い、その利用料を設定する必要があるため本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第１９号、美里町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、各種事業への寄附金の活用を機動的かつ弾力的に行うことができるよう本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第２０号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和８年２月２０日付で職員の懲戒処分を行ったことに鑑み、管理監督責任を明確にするため、町長及び副町長の給料を減額することとし、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第２１号、令和７年度美里町一般会計補正予算（第１４号）につきましては、主に令和７年８月豪雨災害に係る復旧工事費や令和７年度の事業実績の見込みにより所要の補正を行う必要が生じたため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１０億４，３７９万円を増額し、歳入歳出予算の総額を１３７億３，９８９万円とするものでございます。

次に、議案第２２号、令和７年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）から議案第２６号、令和７年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第５号）までの５案件につきましては、実績等に基づき所要の補正を行うものでございます。

続きまして、議案第２７号、令和８年度美里町一般会計予算につきましては、予

算総額を前年度当初より３億１，５００万円増の１億４，９００万円といたしております。

歳入の主なものでございますが、地方交付税につきましては、地方財政計画に基づき物価高騰対策としての官公需の価格転嫁や教育無償化等の施策に対する財源が措置されたことを踏まえ、前年度より３億１，８００万円の増額を見込んでおります。

また、国庫支出金及び県支出金につきましては、令和７年８月豪雨被害に係る公共土木施設災害復旧費負担金や農林水産業費県補助金などが大幅に増加することから、前年度より約２億６００万円の増額を見込んでおります。

また、町債につきましては、社会資本整備総合交付金事業に係る過疎対策事業債や令和７年８月豪雨災害に対応するための過年発生公共土木施設災害復旧事業債などの発行額が増加することから、前年度より約２億４，１００万円の増額を見込んでおります。

次に、歳出の主なものでございますが、総務費におきましては、有安地区工場跡地の宅地開発に伴う宅地造成工事設計業務委託料や周辺エリアにおける地域づくり拠点施設の整備に向けた中央北地区拠点施設整備基本構想・基本計画策定業務委託料などを計上いたしております。

次に、民生費におきましては、令和７年８月豪雨災害の被災者に対し、引き続き支援を行うため、地域支え合いセンター業務委託料や被災住宅応急工事費などを計上いたしております。

次に、農林水産業費の農業費におきましては、令和８年度に宇城地区で開催される新嘗祭献穀事業に係る負担金や東部土地改良区の用水工事等に対する農業農村整備事業負担金などを計上いたしております。

また、林業費におきましては、本町における自伐型林業の担い手として活動してきた地域おこし協力隊員２名が任期満了に合わせ、町内での起業と定住を後押しするため、地域おこし協力隊起業支援金などを計上いたしております。

次に、商工費におきましては、令和７年度に策定いたしました第１次美里町観光戦略を推進するため、観光戦略推進業務委託料や、本年度も開催を予定しております美里ランタンフェスティバルへの補助金等を計上いたしております。

次に、土木費におきましては、社会資本整備総合交付金を活用した町道舗装維持管理計画業務委託料や通学路対策として実施する町道金木鶴越線等の社会資本整備総合交付金事業（通学路対策）などを計上いたしております。

次に、消防費におきましては、社会資本整備総合交付金の交付要件となっている美里町建築物耐震改修促進計画の期間満了に伴う次期計画策定業務委託料や豪雨災

害に係る被災宅地災害復旧工事請負費などの経費を計上いたしております。

次に、教育費におきましては、励徳小学校校舎の雨漏り対策として実施する屋上防水工事設計業務委託料や子育て支援策の一環として小中学校給食費の完全無償化を実施するため、所要の経費を計上いたしております。

最後に、災害復旧費におきましては、令和7年8月豪雨により被災した町道及び河川、林業施設、農用地等の早期復旧に向け、災害復旧工事費等を計上いたしております。

続きまして、議案第28号、令和8年度美里町国民健康保険特別会計予算から、議案第33号、令和8年度美里町簡易水道事業会計予算までの6案件につきましては、各事業運営のための必要額をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第34号、町道船津金木線改良工事請負契約の一部変更につきましては、契約金額を変更することにつきまして、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を得るものでございます。

次に、議案第35号、美里町過疎地域持続的発展計画の策定につきましては、令和8年度から令和12年度までの過疎地域持続的発展計画を策定するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により議会の議決に付すものでございます。

次に、議案第36号、美里町第2次振興計画基本構想の一部変更及び議案第37号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更につきましては、地方自治法の規定により議会の議決に付すものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、慎重なご審議をいただき、速やかなご議決をお願いいたします。提案理由の説明とさせていただきます。

以上、私からの令和8年度施政方針並びに提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、令和8年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を11時25分とします。

-----○-----

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第6 議案第12号 美里町特別職報酬等審議会条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第6、議案第12号、美里町特別職報酬等審議会条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第12号につきましてご説明申し上げます。システム内の⑥議案第12号をご覧ください。

議案第12号、美里町特別職報酬等審議会条例の制定について

美里町特別職報酬等審議会条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月2日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。議会の議員報酬及び期末手当並びに町長、副町長及び教育長の給料及び期末手当の額について、近隣市町村との権衡及び適正化を図ることを目的に、その報酬等を審議する機関を設けるため、条例を制定する必要があり提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町特別職報酬等審議会条例案でございます。

第1条から第7条までの条立てとなっております。

1条につきましては、審議会の目的や設置に関して規定をいたしております。

第2条につきましては、審議会の所掌事務を規定いたしております。

第3条につきましては、審議会の組織を規定しており、委員は5人とし、その委員の構成として、美里町内の公共的団体等の代表者、その他住民の中から必要の都度、町長が任命するものとしており、諮問に係る審議会終了時に解任される旨を規定いたしております。

第4条につきましては、審議会の会長に関して規定しており、委員の互選により決定することといたしております。

第5条につきましては、審議会の会議について、会長が招集することと会議を開く際には過半数の委員の出席が必要である旨を規定いたしております。

第6条につきましては、審議会の庶務を総務課が処理し、第7条では、その他運営に関し必要な事項は、町長が定めると規定いたしております。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上で、議案第12号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

なお、議案第 12 号から議案第 20 号までの採決は、起立により行います。

議案第 12 号、美里町特別職報酬等審議会条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 12 号、美里町特別職報酬等審議会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 7 議案第 13 号 美里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第 7、議案第 13 号、美里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。限部こども応援課長。

○こども応援課長（限部尚美君） 議案第 13 号についてご説明申し上げます。システム内の⑦議案第 13 号をご覧ください。

議案第 13 号、美里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

美里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の施行に伴い、子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定する必要性が生じたため提案するものでございます。

恐れ入りますが、次のページをお開きください。

美里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次をご覧ください。

本条例は、第1章総則から第3章雑則まで全33条で構成されております。

初めに、本条例制定の趣旨についてご説明いたします。

本案は、法の改正に伴い創設される、いわゆるこども誰でも通園制度の実施に向け、町内でこの事業を行う事業者が遵守すべき運営の基準を定めるものでございます。

このこども誰でも通園制度は、保護者の就労条件を問わず、保育所に通っていないこどもも、時間単位で柔軟に保育を利用できる新たな仕組みでございます。一般的に生後6か月から3歳未満の乳幼児を対象とし、月10時間を上限とした利用枠の中で、保護者の方の休息やこどもが集団生活に慣れる機会を提供することなどを目的としております。本条例では、この事業が適切かつ安全に運営されるよう、具体的な基準を定めております。

第1章総則の第2条におきましては、一般原則として、利用するこどもの意思や人格を尊重することや、虐待防止のための責任者を設置することなど、事業者の基本的な責務を定めております。

続いて、次のページをご覧ください。

8行目、第2章、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準について、第1節では、利用定員に関する基準を定めております。中段、第2節の運営に関する基準におきましては、第4条から第32条にわたり詳細を規定しております。

主な内容をご説明いたします。

第4条では、利用開始時の面談について規定しております。こどもの状況や養育環境を把握するため、保護者と面談を行い、重要事項の説明及び同意を得ることとしております。

ページをおめくりいただき、第17条をお願いいたします。

こちらには、緊急時等の対応について定めております。

また、次のページ、第20条になりますが、こちらには、職員の勤務体制の確保について定めております。

次のページの第25条につきましては、秘密保持等について、さらに、次のページ、第30条については、事故発生防止及び発生時の対応として、指針の整備や委員会の開催などを定めております。

続きまして、第3章雑則までお進みください。ここでは、事務の効率化を図るため、記録の作成や保存、保護者への交付書類等について、書面に代えて電磁的記録、いわゆるデジタルデータで行うことを可能とする規定を設けております。

最後に、附則になります。附則をご覧ください。

この条例は、令和８年４月１日から施行するとしております。

以上で、議案第１３号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第１３号、美里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第１３号、美里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第８ 議案第１４号 美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第８、議案第１４号、美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第１４号につきましてご説明申し上げます。システム内の⑧議案第１４号をご覧ください。

議案第１４号、美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和８年３月２日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。令和７年８月豪雨に係る復旧・復興に対応するための人員確保及び教育委員会事務局の組織再編に伴い、美里町職員の定数を見直す必要があることから提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

なお、改正内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明をさせていただきます。

次のページをお開き願います。

改正条例案の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

第2条第1号につきまして、町長事務部局の職員数を「131人」から「139人」に改めるものでございます。これは令和7年8月豪雨に係る復旧・復興に対応するための人員確保を目的とし、その定数について所要の改正を行うものでございます。同条第5号につきまして、教育委員会事務局の職員を「22人」から「24人」に改めるものでございます。これは、令和8年度から教育委員会事務局の再編に伴い、定数を見直す必要が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

第4条につきましては、本条例の定数から除外する職員について、規定を新設するものでございます。その除外する職員に、第1号で心身の故障のため職務の遂行に支障があり休職とされている職員、第2号で育児休業をしている職員、第3号で地方自治法の規定により他の地方公共団体に派遣されている職員または他の地方公共団体から派遣されている職員をそれぞれ定数から除外する旨を規定し、同条第2項では、除外された職員が復職した場合の定数の取扱いについて規定するものでございます。

なお、第4条の新設につきましては、昨今の心身の故障等により休職となる職員、育児休業をしている職員が増えてきていることともに、令和7年8月豪雨に係る災害派遣を含む派遣職員を受け入れることによる、定数への影響を排除することを目的として規定するものでございます。

再度、議案書の改正条例案をお開き願います。

附則でございます。この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上で、議案第14号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

お諮りします。議案第14号、美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑・討論・採決は、最終日に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、美里町職員の定数に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についての質疑・討論・採決は、最終日に行うことと決定いたしました。

-----○-----

**日程第 9 議案第 15 号 美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について**

○議長（上田 孝君） 日程第 9、議案第 15 号、美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第 15 号につきましてご説明申し上げます。システム内の⑨議案第 15 号をご覧ください。

議案第 15 号、美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。美里町消防団の現状に即した団員数の確保及び消防等活動の維持を図るため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

なお、改正内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明をさせていただきます。

次のページをお開き願います。

改正条例案の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

第 2 条につきまして、団員の定数を 400 人から 280 人に改めるものでございます。これは、令和 8 年 3 月 1 日現在の団員数が 261 人であることから、現状に合わせ、その定数を改めるものでございます。

再度、議案書の改正条例案をお開き願います。

附則でございます。この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

以上で、議案第 15 号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第15号、美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第15号、美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第16号 美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第10、議案第16号、美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第16号につきましてご説明申し上げます。システム内の⑩議案第16号をご覧ください。

議案第16号、美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月2日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第50号）が令和7年6月4日に施行されたことに伴い、美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬について改正したいため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

なお、改正内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明をさせていただきます。

システム内の５ページをお開き願います。

改正条例案の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

新旧対照表の２ページをお開き願います。

別表（第２条関係）の改正でございます。最下段の法第３条第３項第３号の２の項中、「選挙長・開票管理者」から次のページの「選挙・開票立会人」までの区分を細分化し、かつ、その報酬額について、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第１４条第１項の各号に定める額」とする規定に改めるものでございます。これは、当該法律において、３年ごとに執行される参議院議員通常選挙のたび、その額等について見直しが行われる可能性があるため、報酬額を当該法律から引用する規定とするものでございます。

再度、議案書の改正条例案、システム内の３ページになりますが、お開き願います。

附則でございます。施行期日につきましては、公布の日から施行することといたしております。また、改正後の条例について、施行日以後の初めて公示または告示される選挙から適用することといたしております。

以上で、議案第１６号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案１６号、美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 16 号、美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 11 議案第 17 号 美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第 11、議案第 17 号、美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第 17 号につきましてご説明申し上げます。システム内の⑪議案第 17 号をご覧ください。

議案第 17 号、美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 200 号）が令和 7 年 6 月 4 日に施行されたことに伴い、美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担に係る限度額について改正したいため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

なお、改正内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。

次のページをお開き願います。

改正条例案の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

第 4 条第 2 号アにつきましては、選挙運動用自動車の 1 日当たりの借り上げ料の限度額を「1 万 5,800 円」から「1 万 6,100 円」に改めるものでございます。

次のページをお開き願います。

第4条第2号イにつきましては、選挙運動用自動車に使用する燃料代の1日当たりの限度額を「7,560円」から「7,700円」に改めるものでございます。

第8条につきましては、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価限度額を「7円51銭」から「8円38銭」に改めるものでございます。

次のページをお開き願います。

第11条につきましては、選挙用ポスターの1枚当たりの作成単価限度額の算定に用いる額である「525円6銭」を「586円88銭」に、またポスター作成にかかるデザイン等の固定経費を補うため、加算される額「31万500円」を「31万6,250円」に改めるものでございます。

再度、議案書の改正条例案をお開き願います。

附則でございます。施行期日につきましては、公布の日から施行することといたしております。また、改正後の条例について、施行日以降初めて告示または公示される選挙から適用することとしております。

以上で、議案第17号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第17号、美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第17号、美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 1 8 号 美里町ガーデンプレイス・家族村条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第 1 2、議案第 1 8 号、美里町ガーデンプレイス・家族村条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） 議案第 1 8 号についてご説明します。システム内、資料⑫をご覧ください。

議案第 1 8 号、美里町ガーデンプレイス・家族村条例の一部を改正する条例の制定について

美里町ガーデンプレイス・家族村条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。美里町ガーデンプレイス・家族村における、電動アシスト自転車の貸付開始に伴い、新たに利用料を設定する必要があり、利用料金の上限等を改正したいため提案するものでございます。

改正内容は、新旧対照表を用いてご説明いたします。

3 ページをお開きください。右側の欄の一番下をご覧ください。

電動自転車の利用料金として、2 時間以内は 1 台 1,000 円、1 日 7 時間以内は 3,000 円で設定しております。

1 ページに戻り、2 ページをお開きください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 1 8 号、美里町ガーデンプレイス・家族村条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがって、議案第18号、美里町ガーデンプレイス・家族村条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。再開を13時ちょうどいたします。

—————○—————

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長(上田 孝君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第13 議案第19号 美里町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(上田 孝君) 日程第13、議案第19号、美里町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長(澤山 誠君) 議案第19号についてご説明します。システム内、資料⑬をご覧ください。

議案第19号、美里町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について

美里町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月2日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。寄附金の機動的かつ弾力的な運用を図るため、寄附金を基金に積み立てることなく当該年度の歳出予算の財源として直接充当することを可能とする特例を設ける必要があるので、所要の改正について提案するものでございます。

これまで町への寄附金につきましては、条例の規定に基づき一旦全額を基金へ積み立てた後、翌年度以降の事業等の財源として活用してまいりました。今回の改正は、寄附者の意向を速やかに事業へ反映させる等の必要がある場合に寄附金を基金に積み立てることなく、当該年度の歳出予算の財源として直接充当することを可能とする特例を設けるものであり、寄附金のより機動的かつ弾力的な運用を図るため、所要の改正を行うものであります。

改正内容については、新旧対照表を用いて説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

第4条第2項に「前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、寄附金を基金に積み立てることなく、必要な財源に充てることができる。」という一文を追加しております。

また、それに伴い、第10条では、「町長は、第8条に規定する基金の処分を行った場合は」を「町長は、第2条に規定する事業を実施した場合は」に修正することとしております。

最後に、附則でございます。1ページに戻りまして、2ページの一番下をご覧ください。この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第19号、美里町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第19号、美里町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

————○————

日程第14 議案第20号 美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第14、議案第20号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第20号につきましてご説明申し上げます。システム内の⑭議案第20号をご覧ください。

議案第20号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和８年３月２日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。令和８年２月２０日付で、職員の懲戒処分を行ったことにより、関係者についても処分を行う必要があるため提案するものでございます。

今回の職員の非違行為を受けて、その管理監督責任を明らかにするため、町長及び副町長の給料を減額するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

なお、改正内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。

次のページをお開き願います。

改正条例案の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

附則に、令和８年４月分及び５月分それぞれの給与月額から、町長については１００分の１０、副町長については１００分の５を減ずるとする規定を追加するものでございます。

再度、議案書の改正条例案をお開き願います。

附則でございます。施行期日につきましては、公布の日から施行することといたしております。

以上で、議案第２０号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第２０号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正す

る条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがいまして、議案第20号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第21号 令和7年度美里町一般会計補正予算(第14号)

○議長(上田 孝君) 日程第15、議案第21号、令和7年度美里町一般会計補正予算(第14号)を議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長(坂村 浩君) それでは、議案第21号についてご説明申し上げます。

システム内の⑮議案第21号、令和7年度美里町一般会計補正予算書(第14号)の1ページをお開き願います。

議案第21号、令和7年度美里町一般会計補正予算(第14号)

令和7年度美里町の一般会計の補正予算(第14号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ10億4,379万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億3,989万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第4条、地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年3月2日提出 美里町長 上田泰弘

6ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費でございます。

款の2総務費、項の1総務管理費の事業名、振興計画及び総合戦略策定委託960万円から、10ページの款の10災害復旧費、項の3文教施設災害復旧費の事業名、農山村広場災害復旧工事(豪雨災害)1,944万4,000円までの43事業、

総額４８億４，２４８万５，０００円につきまして繰り越すことといたしております。

続きまして、１１ページをお開き願います。

第３表、債務負担行為補正の追加でございます。

事項の１枠目、ホームページＣＭＳサービス利用料から、１３ページの最下段の中央公民館夜間警備委託料までの２９項目につきまして、期間及び限度額をそれぞれ設定いたしております。

続きまして、１４ページをお開き願います。

債務負担行為補正の変更でございます。

事項の１枠目の住民基本台帳ネットワークシステムリース料から最下段のＰテレフォンリース料（中央中）までの５項目につきまして、期間及び限度額をそれぞれ変更するものでございます。

続きまして、１５ページをお開き願います。

第４表、地方債補正の追加でございます。

起債の目的及び限度額につきましては、公共事業等債２，２６０万円から最下段の現年発生公共土木施設小災害復旧事業１，１６０万円までの３事業につきまして、限度額合計７，７８０万円を追加いたしております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内に記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

地方債補正の変更でございます。

起債の目的のこども・子育て支援事業（機能強化事業）から、次のページの一番下の現年発生農地小災害復旧事業までの２０事業につきましては、限度額の総額１９億５，４８３万円を１３億２，０２０万円に変更いたしております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内に記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

地方債補正の廃止でございます。

起債の目的の社会教育施設等単独災害復旧事業につきましては、適債性が認められず、起債事業の対象とならなかったため廃止するものでございます。

２１ページをお開き願います。

それでは、予算の詳細につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものにつきましてご説明をさせていただきます。また、今回の補正予算につきましては、令和７年度の実績見込みより全体にわたり所要の補正を行っております。

まず、２の歳入でございます。

次のページをお開き願います。

款の 10 地方交付税の説明欄の特別交付税 4 億 4,826 万 8,000 円につきましては、今回の豪雨災害に伴い増額交付された分を計上いたし、増額するものでございます。

次に、25 ページをお開き願います。

1 枠目の款の 14 国庫支出金、項の 1 国庫負担金、目の 3 災害復旧費国庫負担金の節の 1 公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、道路、河川等の災害査定の完了に伴い国庫負担金を増額するものでございます。

また、その下の節の 3 公立社会教育施設災害復旧費負担金 2,210 万 8,000 円につきましては、カントリーパーク及び農山村広場の災害復旧費に係る国庫負担金でございます。国から対象経費の 3 分の 2 が補助されるものでございます。

また、その下の節の 4 公立学校施設災害復旧費負担金 1,285 万 7,000 円につきましては、励徳小学校の災害復旧に係る国庫負担金でございます。

次のページをお開き願います。

2 段目の款の 14 国庫支出金、項の 2 国庫補助金、目の 3 衛生費国庫補助金の説明欄の 1 番目、災害等廃棄物処理事業費補助金（豪雨災害） 2 億 3,306 万円につきましては、宅地等堆積土砂撤去手数料や被災家屋解体撤去工事等に対する国からの補助金を増額するものでございます。国からの対象経費の 2 分の 1 が補助されるものでございます。

次に、そのページの目の 5 教育費国庫補助金の説明欄の 2 番目、公立社会教育施設災害復旧費補助金 6,666 万 6,000 円につきましては、文化交流センター災害復旧工事に対する国からの補助金でございます。補助対象経費の 3 分の 2 が補助されるものでございます。

29 ページをお開き願います。

款の 15 県支出金、項の 2 県補助金、目の 4 農林水産業費県補助金の節の 1 農業費補助金の説明欄の下から 2 行目、農用地等災害復旧事業補助金（豪雨災害） 7,418 万 3,000 円につきましては、農用地等災害復旧工事へ補助への各補助率の確定により増額するものでございます。

続きまして、35 ページ目からが 3 の歳出でございます。

主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

41 ページをお開き願います。

4 段目の款の 2 総務費、項の 1 総務管理費、目の 11 財政調整基金費の節の 24 積立金の減債基金積立金 1,239 万円につきましては、国の財政措置を財源として、過去に発行した臨時財政対策債の将来の償還に備え、円滑な返済を図るため積

み立てるものでございます。

次に、その下の目の１２特定目的基金費、節の２４積立金、説明欄の２行目になりますが、ふるさと応援基金積立金４,２１９万１,０００円につきましては、本年度までは頂いた寄附金の全額を基金に積み立てる必要がありますので、計上しております額との差額分を増額し、積み立てるものでございます。

４９ページをお開き願います。

最上段をお願いします。款の３民生費、項の３児童福祉費、目の２児童措置費、節の１８負担金、補助及び交付金の施設型給付費等負担金１,６４３万円の増額につきましては、施設利用者の増に加え、人事院勧告を踏まえた国の公定価格の改定に伴い、所要額を増額するものでございます。

５２ページをお開き願います。

１枠目の款の４衛生費、項の１保健衛生費、目の７水道施設整備費の節の１８負担金、補助及び交付金の簡易水道事業会計補助金４,９６４万８,０００円の増額につきましては、事業実績見込みにより増額をするものでございます。

次に、２枠目の款の４衛生費、項の２清掃費、目の１清掃総務費の節の１２委託料の説明欄１行目になりますが、災害廃棄物仮置場委託料（豪雨災害）２,０９９万１,０００円の増額につきましても、実績見込みにより増額をするものでございます。

次に、その下の目の２塵芥処理費の節の１４工事請負費につきましても、被災家屋解体撤去工事（豪雨災害）１億４,９６８万９,０００円の増額でございますが、これも実績見込みにより増額をするものでございます。

また、次の節の１８負担金、補助及び交付金の被災家屋解体撤去費用償還金（豪雨災害）につきましては、被災された方が自らの費用で家屋の解体・撤去を行われた場合、その費用の一部を補助するものでございます。今後の申請増加等に伴う所要額を見込み、１億５,０００万円を増額するものでございます。

５５ページをお開き願います。

款の５農林水産業費、項の１農業費、目の６農地費の節の１８負担金、補助及び交付金の一番上になりますが、農業農村整備事業負担金４,２２３万３,０００円の減額につきましては、中山間地域農業農村総合整備事業等の実績により減額をいたしております。

５８ページをお開き願います。

１枠目の款の７土木費、項の１土木管理費、目の１土木総務費、節の１８負担金、補助及び交付金の説明欄の２行目、単県工事負担金２,６７５万円の増額につきましては、国道４４５号安部地区において県が実施する単県急傾斜地崩壊対策事業等

に係る町負担金を増額するものでございます。

60ページをお開き願います。

款の8消防費、項の1消防費、目の4災害対策費の節の11役務費におきまして、説明欄の最下段、宅地等堆積土砂撤去手数料（豪雨災害）1,460万円の増額につきましては、実施件数の増加により増額をするものでございます。

次のページをお開き願います。

1 枠目の節の17備品購入費におきまして、説明欄の2行目、備品購入費（地域防災緊急整備）2,100万円につきましては、避難者の安心・安全を確保するため、国の交付金を活用し防災倉庫や冷暖房設備などの防災資材を購入するものでございます。

65ページをお開き願います。

1 枠目の款の9教育費、項の4社会教育費、目の2公民館費、節の14工事請負費の西分館体育館等解体工事費（豪雨災害）4,500万円につきましては、令和7年8月豪雨により被災した西分館体育館及び隣接する旧給食室の解体工事を実施するものでございます。

なお、工期は約3か月を見込んでおります。

次のページをお開き願います。

2 枠目の款の10災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費、目の1農用地等災害復旧費の節の12委託料におきまして説明欄の1行目、農用地等災害復旧調査・測量設計委託料1億624万9,000円の減額につきましては、災害査定の結果及び実績見込みより減額をするものでございます。

次のページをお開き願います。

2 枠目の款の10災害復旧費、項の2公共土木施設災害復旧費、目の2国庫負担災害復旧費、節の12委託料の測量設計委託料1億2,000万円の増額につきましては、災害査定の結果、特殊工法による施工が決定したことに伴い、追加の地質調査業務が必要となったため増額をするものでございます。

次に、その下の節の14の災害復旧工事（豪雨災害）7億6,025万円につきましては、災害査定の結果を踏まえ、決定された事業費に合わせ所要額を増額するものでございます。

次に、3 枠目の款の3文教施設災害復旧費、目の1公立学校施設災害復旧費、節の14工事請負費の公立学校施設災害復旧工事（励徳小学校・豪雨災害）2,100万円につきましては、8月の豪雨より被災した励徳小学校敷地内の法面崩壊箇所5か所について、災害復旧工事を実施するものでございます。

次に、その下の目の2社会体育施設災害復旧費、節の14工事請負費におきまし

て、カントリーパーク災害復旧工事（豪雨災害）１，７３５万円につきましては、中郡にありますカントリーパーク敷地内の法面崩壊箇所について、災害復旧工事を実施するものでございます。

また、その下の農山村広場災害復旧工事（豪雨災害）１，９４５万円につきましても、坂貫の農山村広場敷地内の法面崩壊箇所について、災害復旧工事を実施するものでございます。

また、次の目の社会教育施設災害復旧費、節の１４の文化交流センター災害復旧工事費１億円につきましては、８月の豪雨により被災した文化交流センターひびきの災害復旧工事を実施するものでございます。

なお、工期は約６か月を見込んでいるところでございます。

以上で、議案第２１号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

お諮りします。議案第２１号から議案第２６号までの補正予算の質疑は一括質疑としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。補正予算の質疑は一括質疑で行います。

それでは、議案第２１号、令和７年度美里町一般会計補正予算（第１４号）について質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第２１号から議案第２６号までの補正予算の採決は起立により行います。

議案第２１号、令和７年度美里町一般会計補正予算（第１４号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第２１号、令和７年度美里町一般会計補正予算（第１４号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 22 号 令和 7 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

○議長（上田 孝君） 日程第 16、議案第 22 号、令和 7 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川利加君） 議案第 22 号についてご説明申し上げます。システム内の⑩議案第 22 号の 1 ページ目をお開きください。

議案第 22 号、令和 7 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 3 4 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3 億 2,495 万 6,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 2 日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

5 ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の 2、歳入でございます。

1 つ目の枠の款の 1、項の 1 国民健康保険税、目の 1 一般被保険者国民健康保険税、節の 4 医療給付費分滞納繰越分から、節の 6 介護納付金分滞納繰越分まで、1 5 0 万円を減額しております。国民健康保険税の過年度滞納分の決算見込みにより減額するものでございます。

2 つ目の枠の款の 3 県支出金、項の 1 県負担金、目の 1 保険給付費等交付金、節の 1 普通交付金につきましては、3 0 0 万 3,000 円を追加しております。歳出における保険給付費の特定財源として計上するものでございます。

一番下の枠の款の 5 繰入金、項の 1 他会計繰入金、目の 1 一般会計繰入金、節の 1 事務費繰入金につきましては、1 1 3 万 8,000 円を減額しております。国民健康保険の市町村事務処理標準システム標準準拠化作業負担金分が特別交付金として交付されるため減額するものでございます。

同じく節の 2 保険基盤安定繰入金につきましては、保険者支援分 1 6 1 万 1,000 円、保険税軽減分 3 9 5 万 2,000 円をそれぞれ減額しております。ともに

繰入金の決算見込みによるものでございます。

6 ページをお開きください。

1 つ目の枠の款の 5 繰入金、項の 2 基金繰入金、目の 1 国民健康保険基金繰入金につきましては、1,000 万円を追加しております。一般被保険者国民健康保険税の滞納繰越分の減額、保険基盤安定負担金の減額に伴い特定財源が不足するため、基金の一部を繰り入れるものでございます。

7 ページをお開きください。

3、歳出でございます。

2 つ目の枠の款の 2 保険給付費、項の 2 高額療養費、目の 1 一般被保険者高額療養費につきましては、300 万 3,000 円を追加しております。予算の不足が見込まれるため計上するものでございます。

8 ページをお開きください。

3 つ目の枠の款の 8 諸支出金、項の 1 償還金及び還付加算金、目の 5 償還金につきましては、保険給付費等交付金（特別交付金）返還金 94 万 3,000 円を追加しております。令和 6 年度特別交付金の精算に伴い必要となる返還金を計上するものでございます。

以上で、議案第 22 号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 22 号、令和 7 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第 22 号、令和 7 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 17 議案第 23 号 令和 7 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）

○議長（上田 孝君） 日程第 17、議案第 23 号、令和 7 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 議案第 23 号についてご説明申し上げます。⑰議案第 23 号をご覧ください。

令和 7 年度美里町介護保険特別会計補正予算書（第 5 号）の 1 ページをお願いいたします。

議案第 23 号、令和 7 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度美里町の介護保険特別会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,879 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19 億 6,315 万 2,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 2 日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の 2、歳入でございます。

歳入につきましては、款の 1 保険料、項の 1 介護保険料、目の 1 第 1 号被保険者保険料及び款の 2 使用料及び手数料、項の 1 手数料、目の 1 督促手数料までは、現在の収入状況から年度末までの収入見込額を考慮して、それぞれ減額しております。

款の 3 国庫支出金、項の 2 国庫補助金以下につきましては、それぞれの目において変更申請や内示等に基づく減額でございます。

7 ページをお願いいたします。

款の 4 支払基金交付金、項の 1 支払基金交付金及び款の 5 県支出金、項の 1 県負担金までは変更申請等に基づき減額しております。

款の 7 繰入金、項の 1 一般会計繰入金以下の各目の増減額につきましては、歳出側における支出見込額に応じた所要の金額を計上しているところでございます。

項の 2 基金繰入金、目の 1 介護給付費基金繰入金は、本年度も介護給付費基金からの繰入れを要しない見込みであるため、その全額を減額補正しております。

9 ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出でございます。

款の 1 総務費、項の 2 徴収費から項の 3 介護認定調査費までは事務費となるもので、年度末までの支出見込額を基に、財源組替え及び所要の補正を行っております。

款の 2 保険給付費、項の 1 介護サービス等諸費、目の 1 介護サービス等給付費では、9,790 万円を減額しております。中でも右側説明欄の 3 つ目の施設介護サービス給付費が 4,400 万円の減額となっております。要因としては、施設介護サービス利用者の減少傾向がございます。月平均の実利用者が前年度 206 人に対し本年度は 196 人の状況にあり、施設利用者の減少によるものとなります。

以下、10 ページの 2 つ目の枠、項の 4 その他諸費までは保険給付費における財源組替え及び所要の補正となります。

款の 3 地域支援事業費、項の 1 介護予防・生活支援サービス事業費から次の 11 ページの項の 3 包括的支援事業・任意事業費まで、それぞれの現計予算に対し、年度末までの支出見込額を基に、所要の補正のほか財源組替えを行っております。

最後に、款の 7 予備費につきましては、931 万 7,000 円を増額しております。

以上で、議案第 23 号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 23 号、令和 7 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第 23 号、令和 7 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 18 議案第 24 号 令和 7 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（上田 孝君） 日程第 18、議案第 24 号、令和 7 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川利加君） 議案第 24 号についてご説明申し上げます。システム内の⑱議案第 24 号の 1 ページ目をお開きください。

議案第 24 号、令和 7 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度美里町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7 9 6 万 7, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5 5 2 万 1, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 2 日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明いたします。

4 ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の 2、歳入でございます。

1 つ目の枠の款の 3 繰入金、項の 1 一般会計繰入金、目の 1 事務費繰入金につきましては、6 4 万 5, 0 0 0 円を減額しております。資格確認書の送付を行った際の郵便料の掛かり増し経費に係る補助金が熊本県後期高齢者医療広域連合から補助されるため、財源変更により減額したものでございます。

また、目の 2 保険基盤安定繰入金につきましては、7 9 6 万 7, 0 0 0 円を減額しております。保険料軽減に対する繰入金である保険基盤安定繰入金の決定に伴い計上したものでございます。

2 つ目の枠の款の 5 諸収入、項の 3 雑入、目の 1 雑入につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進等事業費補助金として事務費繰入金から財源変更により 6 4 万 5, 0 0 0 円を計上したものでございます。

5 ページをお開きください。

3、歳出でございます。

1 つ目の枠の款の 1 総務費、項の 1 総務管理費、目の 1 一般管理費につきましては、4 4 万 6, 0 0 0 円を減額しております。子ども・子育て支援金制度の創設に伴う

後期高齢者医療システム改修委託料の減額により計上したものでございます。

2つ目の枠の款の2、項の1、目の1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、796万7,000円を減額しております。保険基盤安定繰入金の額の確定による減額に伴うものでございます。

以上で、議案第24号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第24号、令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第24号、令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第25号 令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第5号）

○議長（上田 孝君） 日程第19、議案第25号、令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第5号）を議題とします。

内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） それでは、議案第25号についてご説明を申し上げます。システム⑨議案第25号の1ページをご覧ください。

議案第25号、令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第5号）

総則、第1条、令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和7年度美里町生活排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業費用中の修

繕料 70 万円の財源に充てるため、災害復旧事業債 70 万円を借り入れる。

収入、科目、第 1 款浄化槽事業収益、既決予定額 2 億 4,114 万円、補正予定額 1,744 万 7,000 円の減、計 2 億 2,369 万 3,000 円。内訳の第 1 項及び第 2 項につきましては、記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。科目、第 1 款浄化槽事業費用、既決予定額 2 億 1,209 万 9,000 円、補正予定額 275 万 7,000 円の減、計 2 億 934 万 2,000 円。内訳の第 1 項及び第 3 項につきましては、記載のとおりでございます。

資本的収入及び支出、第 3 条、予算第 4 条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,963 万 3,000 円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 170 万円、当年度分損益勘定留保資金 3,793 万 3,000 円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第 1 款資本的収入、既決予定額 6,763 万 9,000 円、補正予定額 3,217 万 6,000 円の減、計 3,546 万 3,000 円。内訳の第 1 項から第 3 項につきましては、記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。科目、第 1 款資本的支出、既決予定額 1 億 48 万 5,000 円、補正予定額 2,538 万 9,000 円の減、計 7,509 万 6,000 円。内訳の第 1 項につきましては、記載のとおりでございます。

債務負担行為、第 4 条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおりと定める。事項の総合行政システムサポート料から公営企業会計システム使用料までの 3 項目につきまして、期間及び限度額をそれぞれ設定しております。

企業債、第 5 条、予算第 5 条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

起債の目的、浄化槽市町村整備推進事業及び現年度発生公営企業災害復旧事業（生活排水）の限度額を補正前合計の 5,420 万円から補正後合計の 2,390 万円としております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

他会計からの補助金、第 6 条、予算第 9 条に定めた生活排水事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、9,234 万 4,000 円から 9,442 万 2,000 円に改める。

令和 8 年 3 月 2 日提出 美里町長 上田泰弘

なお、詳細につきましては、6 ページ及び 7 ページの令和 7 年度美里町生活排水事業会計補正予算（第 5 号）実施計画明細書にて説明をさせていただきます。

6 ページをご覧ください。

収益的収入の営業収益の浄化槽使用料につきましては、当初、令和 6 年度調定の

平均額を12月見込んで計上しておりましたが、改めて令和7年度の調定額を計上するものでございます。

その下の営業外収益の他会計補助金の一般会計補助金につきましては、207万8,000円を計上しております。

支出の主なものにつきましては、実績見込みによる減額となっております。

次のページをご覧ください。

資本的収入及び支出におきましても、実績見込みによる減額になっておりますが、資本的支出の建設改良費、浄化槽整備事業費の一番下の枠、工事請負費につきましては、当初、浄化槽設置を40基と見込んでおりましたが、実績としまして27基設置となりましたので、2,517万8,000円を減額しております。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第25号、令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第25号、令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第20 議案第26号 令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（上田 孝君） 日程第20、議案第26号、令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第5号）を議題とします。

内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） それでは、議案第26号についてご説明を申し上げます。

ます。システム②〇議案第 2 6 号の 1 ページをご覧ください。

議案第 2 6 号、令和 7 年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第 5 号）

総則、第 1 条、令和 7 年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第 2 条、令和 7 年度美里町簡易水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業費用中の修繕料 1 1 0 万円の財源に充てるため、災害復旧事業債 1 1 0 万円を借り入れる。

収入、科目、第 1 款水道事業収益、既決予定額 3 億 1 7 5 万 3, 0 0 0 円、補正予定額 3 4 3 万 9, 0 0 0 円、計 3 億 5 1 9 万 2, 0 0 0 円。内訳の第 1 項及び第 2 項につきましては、記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。科目、第 1 款水道事業費用、既決予定額 3 億 7 8 3 万円、補正予定額 2, 0 2 3 万 7, 0 0 0 円の減、計 2 億 8, 7 5 9 万 3, 0 0 0 円。内訳の第 1 項につきましては、記載のとおりでございます。

資本的収入及び支出、第 3 条、予算第 4 条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9, 6 7 6 万円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5, 4 8 5 万円、当年度分損益勘定留保資金 4, 1 9 1 万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第 1 款資本的収入、既決予定額 8 億 3, 2 3 8 万 4, 0 0 0 円、補正予定額 8, 5 0 4 万 5, 0 0 0 円の減、計 7 億 4, 7 3 3 万 9, 0 0 0 円。内訳の第 1 項及び第 2 項につきましては、記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。科目、第 1 款資本的支出、既決予定額 8 億 8, 7 2 3 万 4, 0 0 0 円、補正予定額 4, 3 1 3 万 5, 0 0 0 円の減、計 8 億 4, 4 0 9 万 9, 0 0 0 円。内訳の第 1 項につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをご覧ください。

債務負担行為、第 4 条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおりと定める。

事項の発電機保安全管理委託料から公営企業会計システム使用料までの 6 項目につきまして、期間及び限度額をそれぞれ記載のとおり設定しております。

企業債、第 5 条、予算第 5 条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

起債の目的、簡易水道事業及び新規拡張事業及び現年度発生公営企業災害復旧事業（簡易水道）の限度額を補正前合計の 8 億 2, 6 3 0 万円から補正後合計の 7 億 1, 1 9 0 万円としております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第 6 条、予算第 8 条に定

めた経費の金額を次のとおり補正する。

科目、（１）職員給与費、既決予定額５,２５７万４,０００円、補正予定額１１万５,０００円の減、計５,２４５万９,０００円。

他会計からの補助金、第７条、予算第９条に定めた簡易水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、１億２,１９２万１,０００円から１億７,１５６万９,０００円に改める。

令和８年３月２日提出 美里町長 上田泰弘

なお、詳細につきましては、６ページ及び７ページの令和７年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第５号）実施計画明細書にて説明をさせていただきます。

６ページをご覧ください。

営業収益の給水収益、水道使用料の７８万８,０００円の減額につきましては、令和６年度調定の平均額を１２月見込んで計上していたものを、令和７年度の調定額に改めて計上したものです。

その下の枠、受託工事収益の中の布設替工事受託収益の５２０万２,０００円の減額につきましては、主に予定されておりました県の特定管工事が行われませんでしたので、その補償費の減額になります。

次に、営業外収益の他会計補助金、一般会計補助金につきましては、４,９４９万３,０００円を計上しております。

収益的支出におきましては、主に各項目において実績見込みによる減額を行っております。

次のページをご覧ください。

資本的収入及び支出の実施計画明細書になります。

まず、資本的収入の企業債におきましては、主に令和７年度の工事实績見込額による減額を行っております。

また、一番下の枠、他会計補助金の一般会計補助金につきましては、１５万５,０００円を計上しております。

次に、資本的支出でございます。１つ目の枠の委託料につきましては、特定管水道布設替設計業務委託料３００万円を災害に伴う水道布設替設計業務委託料へ組替えをしております。その他の項目につきましては、主に工事实績見込額等による減額をしているものでございます。

以上で、議案第２６号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第26号、令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第26号、令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開を14時15分とします。

—————○—————

休憩 午後1時56分

再開 午後2時15分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第21 議案第27号 令和8年度美里町一般会計予算

日程第22 議案第28号 令和8年度美里町国民健康保険特別会計予算

日程第23 議案第29号 令和8年度美里町土地取得特別会計予算

日程第24 議案第30号 令和8年度美里町介護保険特別会計予算

日程第25 議案第31号 令和8年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

日程第26 議案第32号 令和8年度美里町生活排水事業会計予算

日程第27 議案第33号 令和8年度美里町簡易水道事業会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第21、議案第27号、令和8年度美里町一般会計予算から日程第27、議案第33号、令和8年度美里町簡易水道事業会計予算までの一般会計、特別会計、事業会計の7案件についてを一括して議題としまして、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第 21、議案第 27 号から日程第 27、議案第 33 号までの 7 案件を一括して議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は最終日に行うことに決定しました。

それでは、議案第 27 号から議案第 33 号までを一括して議題とします。

まず、議案第 27 号、令和 8 年度美里町一般会計予算の内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第 27 号につきましてご説明申し上げます。システム内の㊹議案第 27 号、美里町一般会計予算の 1 ページ目をお開き願います。

議案第 27 号、令和 8 年度美里町一般会計予算

令和 8 年度美里町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 104 億 9,000 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第 2 条、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

地方債、第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

一時借入金、第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12 億円と定める。

歳出予算の流用、第 5 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 8 年 3 月 2 日提出 美里町長 上田泰弘

7 ページをお開き願います。

第 2 表、債務負担行為でございます。

事項の 1 枠目、子育て世帯向け賃貸住宅整備アドバイザー業務委託につきましては、期間を令和 9 年度から令和 9 年度までとし、限度額を 635 万円と設定いたしております。

次の８ページをお開き願います。

第３表、地方債でございます。

起債の目的の１枠目、デジタル活用推進債８３０万円から一番下の過年発生公共土木施設等単独災害復旧事業２，６７０万円までの１４事業で、総額５億２，０７０万円の地方債を予定しております。

なお、目的ごとの起債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内に記載のとおりでございます。

１１ページをお開き願います。

予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書に主なものにつきましてご説明申し上げます。

まず、２の歳入でございます。

１４ページをお開き願います。

２枠目の款の９地方特例交付金の説明欄の２行目、減収補填特例交付金（地方揮発油譲与税減収補填特例交付金）１，５７８万２，０００円につきましては、令和７年１２月末をもってガソリンの暫定税率（揮発油税・地方揮発油税）が廃止されたことに伴い、これまで地方揮発油譲与税として配分されてきた額について、国が相当分の間、地方特例交付金により全額補填することとしていることから、所要額を計上するものでございます。

次に、３枠目の款の１０地方交付税につきましては、国の地方財政の見通しにより、地方交付税を、前年度より３億１，８４４万７，０００円増の３７億８，６９０万６，０００円を計上いたしております。

１８ページをお開き願います。

２枠目の款の１４国庫支出金、項の１国庫負担金、目の３災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費負担金（Ｒ７豪雨災害）１８億円につきましては、令和７年８月豪雨災害に係る公共土木施設の災害復旧工事に対する国庫負担金でございます。補助率につきましては、９０％で試算をしておりますが、今後の査定等により変更となる可能性がございます。

次のページをお開き願います。

款の１４国庫支出金、項の２国庫補助金、目の１総務費国庫補助金の節の１総務費補助金、説明欄の６行目、新しい地方経済・生活環境創生交付金２，０１６万７，０００円につきましては、自治体が地域の実情に応じたきめ細かな施策に取り組むための国庫補助金でございます。本年度もｅスポーツでいい里づくり事業や美里ランタンフェスタ補助金など、１１事業に活用するものでございます。

２２ページをお開き願います。

款の１５県支出金、項の２県補助金、目の１総務費県補助金の説明欄の最下段、くまもと未来づくりスタートアップ補助金５００万円につきましては、地域課題の解決に向け、各自治体の個性や実情を踏まえた地域活性化の取り組みを支援する県補助金でございます。

２４ページをお開き願います。

款の１５県支出金、項の２県補助金、目の４農林水産業費県補助金の節の１農業費補助金、説明欄の下から２行目になります農用地等災害復旧事業補助金（Ｒ７豪雨災害）４億９，３４９万５，０００円につきましては、令和７年８月豪雨災害により被災した農地等の災害復旧工事に対する県補助金でございます。

また、その下の節の２林業費補助金の説明欄の２行目、林業施設災害復旧事業補助金（Ｒ７豪雨災害）３億１，７３４万円につきましては、こちらも令和７年８月豪雨災害により被災した林道施設災害復旧工事に対する県補助金でございます。

２７ページをお開き願います。

４枠目の款の１８繰入金、項の１基金繰入金、目の１基金繰入金におきまして、不足する財源を補うため、財政調整基金繰入金を前年度より１億２，３２８万５，０００円増の３億３２８万５，０００円を計上いたしております。

また、次のページの説明欄の３行目になりますが、同じ節内の地域振興基金繰入金１億１，９８０万１，０００円につきましては、主に美里まちづくり公社運営補助金や中央北地区の宅地造成工事に係る設計業務委託料など２８の事業などの財源に充てるための繰入金でございます。

３１ページをお開き願います。

２つ目の枠の款の２１町債の項の１町債、目の９災害復旧債の節の２過年発生補助災害復旧事業債の説明欄の１行目をお願いします。過年発生公共土木施設等補助災害復旧事業債（Ｒ７豪雨災害）２億２，２５０万円につきましては、公共土木施設災害の災害復旧工事等の財源として借り入れるものでございます。

３３ページからが３の歳出となります。

主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

４２ページをお開き願います。

２の総務費、項の１総務管理費、目の４会計管理費の節の１２委託料の説明欄の下から２行目、公金収納デジタル化システム対応業務委託料９２４万円につきましては、地方税以外の公金収納事務のデジタル化に伴うシステム改修等を行うための業務委託料でございます。

４６ページをお開き願います。

款の２総務費、項の１総務管理費、目の６企画費の節の１１役務費におきまして、

説明欄の中ほどになりますが、個人版ふるさと応援寄附金事務手数料3,034万7,000円につきましては、ふるさと応援寄附金事務に係るポータルサイト利用料や返礼品の送料などの手数料でございます。

次のページ、47ページをお開き願います。

節の12委託料の説明欄の上から6行目、宅地造成工事設計業務委託料8,000万円につきましては、有安地区工場跡地の宅地開発に伴う宅地造成や、道路整備、調整池等の整備等の詳細設計業務委託料でございます。

次に、その2行下の子育て世帯向け賃貸住宅整備アドバイザー業務委託料935万円につきましては、有安地区工場跡地の宅地開発に合わせ、子育て世帯向け賃貸住宅を官民連携により整備するため、住宅の整備水準（仕様）の整理や、連携業者を選定するためのプロポーザルを支援していただく委託料でございます。

また、その下の2行下の中央北地区拠点施設整備基本構想・基本計画策定業務委託料1,350万円につきましては、有安地区工場跡地の宅地開発に合わせ、周辺エリアに地域の核となる拠点施設を整備するため、その基本構想・基本計画を策定するための委託料でございます。

また、その2行下になりますが、企業誘致可能性・適地調査業務委託料560万円につきましては、有安地区工場跡地を宅地開発へ方針を変換したことに伴い、新たな企業誘致候補地を選定するため、民有地を含めた適地簡易調査及び本町へ進出が見込まれる業種等の誘致可能性調査などを行う委託料でございます。

49ページをお開き願います。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の6企画費の節の18負担金、補助及び交付金の説明欄の下から2行目、美里まちづくり公社運営費補助金1,200万円につきましては、まちづくり公社が観光振興を事業の柱としてDMO化を通して地域おこし事業に注力できるよう、安定的な運営を支援するための補助金でございます。

ページが先に進みますが、91ページをお開き願います。

款の6商工費、項の1商工振興費、目の2観光振興費の節の18負担金、補助及び交付金におきまして、説明欄の最下段、美里ランタンフェスティバル補助金を昨年同様1,000万円計上いたしております。

94ページをお開き願います。

款の7土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路維持費の節の12委託料におきまして、説明欄の社会資本整備総合交付金2,100万円につきましては、舗装維持管理計画策定に係る委託料でございます。

100ページをお開き願います。

款の8消防費、項の1消防費、目の4災害対策費の節の12委託料の説明欄の美

里町建築物耐震改修促進計画改定業務委託料 7 3 3 万 3, 0 0 0 円につきましては、社会資本整備総合交付金の耐震化事業の要件となる建築物耐震改修促進計画の改修・更新に伴う業務委託料でございます。失礼しました。

次に、その下の節の 1 4 工事請負費の被災宅地災害復旧工事（R 7 豪雨災害） 2, 0 0 0 万円につきましては、令和 7 年 8 月豪雨により被災した宅地裏山の復旧に係る工事請負費でございます。

次のページをお開き願います。

1 枠目の節の 1 8 負担金、補助及び交付金の説明欄の 3 行目、被災宅地復旧支援事業補助金（R 7 豪雨災害） 1, 0 0 0 万円につきましては、令和 7 年 8 月豪雨により被災し、宅地の流出等被害を受けた箇所の復旧を支援するための補助金でございます。

1 2 9 ページをお開き願います。

2 枠目の款の 1 0 災害復旧費、項の 1 農林水産業施設災害復旧費、目の 1 農用地等災害復旧費の節の 1 1 役務費の災害応急対応等手数料 1, 7 5 0 万円につきましては、令和 7 年度内に対応が完了していない箇所について引き続き実施する復旧に係る手数料でございます。

続きまして、その下の節の 1 2 委託料の農用地等災害復旧事業現場技術業務委託料 2, 4 0 0 万円につきましては、令和 8 年度に予定している災害復旧工事の発注に当たり、専門的な業務を委託するものでございます。

次のページをお開き願います。

1 枠目の節の 1 4 工事請負費の農用地等災害復旧工事（R 7 豪雨災害） 4 億 9, 4 9 8 万円につきましては、こちらも令和 7 年 8 月豪雨災害により被災した農地 2 9 9 件及び農業用施設 3 7 件の災害復旧工事に要する経費でございます。

次に、その下の節の 1 8 負担金、補助及び交付金の土地改良事業補助金（R 7 豪雨災害）として 2, 2 0 0 万円を計上いたしております。

次に、目の 2 林業施設災害復旧費、節の 1 4 工事請負費の林業施設災害復旧工事（R 7 豪雨災害） 3 億 5, 2 6 0 万円につきましては、こちらも令和 7 年 8 月豪雨災害により被災した林道早楠線ほか 4 路線の災害復旧工事に要する経費でございます。

次に、2 枠目の款の 1 0 災害復旧費、項の 2 公共土木施設災害復旧費、目の 1 町単独災害復旧費の節の 1 4 工事請負費におきまして、災害復旧工事（R 7 豪雨災害） 2, 0 0 0 万円につきましては、こちらも令和 7 年 8 月豪雨災害により被災した町道及び河川等の災害復旧工事に要する経費でございます。

次のページをお開き願います。

1 枠目の目の1町単独災害復旧費、節の16 公有財産購入費の災害復旧工事発生土受入地用地購入費（R7 豪雨災害）675 万円につきましては、災害復旧工事に伴い発生する残土の受入れ地として必要な用地を取得するための経費でございます。

次に、目の2 国庫負担災害復旧費、節の12 委託料の説明欄の1 行目になりますが、測量設計委託料（R7 豪雨災害）1,200 万円につきましては、災害復旧工事に伴い取得した土地の登記手続に必要な用地確定測量等の業務を委託するための経費でございます。

また、その下の災害復旧事業発注者支援業務委託料（R7 豪雨災害）2,420 万円につきましては、令和7年8月の豪雨災害により橋梁の架け替えや町道の路肩の大規模決壊、河川災害復旧工事など多数の復旧事業が見込まれることから、工事発注や施工管理等に係る専門的な業務について発注者支援を委託するものでございます。

次に、節の14 工事請負費の災害復旧工事（R7 豪雨災害）20 億円につきましては、8月の豪雨災害により被災した町道及び河川の災害復旧工事に要する経費でございます。

次に、節の16 公有財産購入費の災害復旧工事用地購入費（R7 豪雨災害）1,050 万円につきましては、8月豪雨により被災した町道や河川の復旧工事に必要な用地を取得するための経費でございます。

次に、2 枠目の款の10 災害復旧費、項の3 文教施設災害復旧費、目の4 文化財災害復旧費におきまして、節の12 委託料の堅志田城跡災害復旧工事監理業務委託料（R7 豪雨災害）620 万円及び節の14 工事請負費の堅志田城跡災害復旧工事（R7 豪雨災害）6,100 万円につきましては、8月の豪雨により被災した堅志田城跡の中心部災害復旧に要する工事監理業務及び工事費でございます。

次のページをお開き願います。

1 つ目の枠の款の11 公債費におきましては、町債償還元金が前年度より1,024 万2,000 円増の10 億5,526 万3,000 円を計上し、その下の町債償還利子が前年度より223 万4,000 円増の2,871 万1,000 円を計上いたしております。

以上で、事項別明細の説明を終わりますが、133 ページから149 ページまでは附属資料となっております。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第27号の内容説明を終わります。

次に、議案第28号、令和8年度美里町国民健康保険特別会計予算の内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川利加君） 議案第28号についてご説明申し上げます。システム内の②議案第28号の1ページ目をお開きください。

議案第28号、令和8年度美里町国民健康保険特別会計予算

令和8年度美里町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4,751万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月2日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、主なものをご説明いたします。

6ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入でございます。

1つ目の枠の款の1、項の1国民健康保険税は、被保険者数、世帯数及び課税標準額の推計値、保険税軽減額及び徴収率の見込額を基に見積もっております。

目の1一般被保険者国民健康保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分、滞納繰越分及び子ども・子育て支援納付金分の現年課税分を合わせまして1億8,084万9,000円を計上しております。

7ページをお開きください。

1つ目の枠の款の3県支出金、項の1県負担金、目の1保険給付費等交付金、節の1普通交付金につきましては、8億2,641万9,000円を計上しております。保険給付に必要な費用を県が全額負担するものでございます。

節の2におきまして、特別交付金として3,665万8,000円を計上しております。

3つ目の枠の款の5繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金につきましては、節の1事務費繰入金から節の5財政安定化支援事業繰入金まで、9,550万6,000円を計上しております。

9ページをお開きください。

3、歳出でございます。

款の1総務費、項の1総務管理費につきましては、国民健康保険事業の一般的な管理運営費用で、目の1一般管理費、10ページ目の2連合会負担金合わせまして971万7,000円を計上しております。

10ページの一番下の枠の款の2保険給付費、項の1療養諸費につきましては、医療の給付に要する経費になり、令和7年度における実績等によりそれぞれの区分ごとに推計し、目の1一般被保険者療養給付費から目の3審査支払手数料まで合わせまして7億544万1,000円を計上しております。

11ページをお開きください。

1つ目の枠の款の2保険給付費、項の2高額療養費につきましては、目の1一般被保険者高額療養費、目の2一般被保険者高額介護合算療養費を合わせまして1億2,332万1,000円を計上しております。

3つ目の枠の款の2、項の4出産育児一時金につきましては、4名の出産を見込みまして、支払手数料と合わせまして200万1,000円を計上しております。

12ページをお開きください。

2つ目の枠の款の3国民健康保険事業納付金、項の1医療給付費分につきましては、医療の給付に係る県への納付金になり、1億7,089万1,000円を計上しております。

3つ目の枠の款の3、項の2後期高齢者支援金等分につきましては、後期高齢者医療の支援金に係る県への納付金になり、県の納付金算定により5,914万7,000円を計上しております。

次の枠の款の3、項の3介護納付金につきましては、介護納付金に係る県への納付金になり、県の納付金算定により2,036万5,000円を計上しております。

一番下の枠の款の3、項の4子ども・子育て支援納付金分につきましては、子ども・子育て支援金に係る県への納付金になり、518万6,000円を計上しております。

13ページをお開きください。

1つ目の枠の款の4保健事業費、項の1特定健康診査等事業費につきましては、受診率目標を62%設定した上で見積もり、1,057万8,000円を計上しております。

2つ目の枠の款の4、項の2保健事業費、目の2疾病予防費におきまして、特定健診未受診者の受診勧奨等に従事する会計年度任用職員の人件費をはじめとする疾病予防に関する諸費を1,485万7,000円を計上しております。

15ページをお開きください。

予備費につきましては、歳入及び歳出調整により、2,263万4,000円を計上しております。

以上で、議案第28号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第28号の内容説明を終わります。

次に、議案第29号、令和8年度美里町土地取得特別会計予算の内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第29号につきましてご説明申し上げます。システム内の議案第29号をご覧ください。

議案第29号、令和8年度美里町土地取得特別会計予算の1ページ目をお開き願います。

議案第29号、令和8年度美里町土地取得特別会計予算

令和8年度美里町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月2日提出 美里町長 上田泰弘

なお、予算の詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

4ページ目をお開き願います。

まず、一番上の枠でございます。2の歳入でございます。

款の1財産収入、項の1財産運用収入、目の1利子及び配当金の土地開発基金利子としまして7万5,000円を計上いたしております。

また、次の枠の款の2繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金の前年度繰越金1,000円は、科目存置として計上いたしております。

次に、2つ目の枠の3の歳出でございます。

款の1諸支出金、項の1土地開発基金費、目の1土地開発基金費の節の27繰出金の土地開発基金利子繰出金としまして、7万5,000円を計上いたしております。

また、次の枠の款の2予備費の1,000円につきましては、科目存置として計上いたしております。

以上で、議案第29号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第29号の内容説明を終わります。

次に、議案第30号、令和8年度美里町介護保険特別会計予算の内容説明を求め

ます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 議案第30号についてご説明申し上げます。④議案第30号をご覧ください。

令和8年度美里町介護保険特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

議案第30号、令和8年度美里町介護保険特別会計予算

令和8年度美里町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億1,296万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月2日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入でございます。

1つ目の枠、款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料につきましては、令和7年度の介護保険料の賦課状況などを参考に、前年度から554万8,000円多い3億2,051万5,000円を計上しております。

3つ目の枠、款の3国庫支出金から、7ページの一番下の枠、款の5県支出金までは、歳出側の保険給付費、地域支援事業費に対するそれぞれの交付率に応じた金額を計上したほか、保険者機能の強化や自立支援、重度化防止、保険運営の安定化等の取り組みの評価に基づくものに対して交付される金額を計上しております。

8ページをお願いいたします。

款の7繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1介護給付費繰入金につきましては、歳出側の款の2の保険給付費総額の12.5%に当たる2億1,946万3,000円が一般会計の法定負担分でございます。

以下、目の2から目の5につきましては、それぞれ歳出に応じた一般会計の法定負担分及び事務費に対するものでございます。

3つ目の枠、款の7繰入金、項の2基金繰入金、目の1介護給付費基金繰入金の500万円は、介護保険料の月額保険料の基準額算定において基金繰入金を活用しているためでございます。

10ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款の1総務費、項の1総務管理費から、12ページの1つ目の枠、項の4計画策定委員会費までは、事務費に係る歳出予算となっております。

12ページ目の目1計画策定委員会費の節12委託料に第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託料400万円を計上しております。現状分析、会議等の運営支援、計画骨子、素案等の作成支援、計画書及び全世帯配布の概要版の作成費などに関するものでございます。

12ページの2つ目の枠、款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費の目1介護サービス等給付費につきましては、16億5,084万円を計上しております。サービスごとの金額は右側の説明欄のとおりでございます。

なお、前年度当初と比較しますと、3,240万円の減額ですが、説明欄の上から4番目の居宅介護福祉用具費から6番目の居宅介護サービス計画給付費までは、前年度同額を計上していますが、それ以外は全て減額となり全体では3,240万円の減額となっております。

3つ目の枠、項の2介護予防サービス等諸費の目の1介護予防サービス等給付費に3,888万6,000円を計上しております。前年度に比べ説明欄の一番目、介護予防サービス給付費60万円の減額、3番目の介護予防住宅改修費が6万円の増額、その他は全て前年度同額のため、全体では54万円の減額となっております。

13ページをお願いいたします。

1つ目の枠、款の2保険給付費、項の3高額介護サービス等費、目の1高額介護サービス等費の説明欄、高額介護サービス費5,760万円は、同じ月に利用した介護サービスの利用者負担の合計が高額になり、自己負担の区分に応じた限度額を超えた分について給付がなされるものでございます。

3つ目の枠、款の3地域支援事業費、項の1介護予防・生活支援サービス事業費から15ページ一番下の款の3地域支援事業費、項の4その他諸費までは、地域支援事業費に要する各項、各目の事業費をそれぞれ計上しております。

なお、14ページの2つ目の枠、項の3包括的支援事業・任意事業費、目の1地域包括支援センター運営費における節の12委託料の地域包括支援センター運営委託料3,615万6,000円につきましては、センター職員に係る9名分の人件費や事業用車両等の経費を計上しております。

最後に、16 ページをお願いいたします。

一番下の枠の款の7 予備費につきましては、128 万7,000 円を計上しております。

以上で、議案第30 号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第30 号の内容説明を終わります。

次に、議案第31 号、令和8 年度美里町後期高齢者医療特別会計予算の内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川利加君） 議案第31 号についてご説明申し上げます。システムの②議案第31 号の1 ページ目をお開きください。

議案第31 号、令和8 年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

令和8 年度美里町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2 億2,950 万9,000 円と定める。

第2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1 表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用、第2 条、地方自治法（昭和22 年法律第67 号）第220 条第2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1 号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8 年3 月2 日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

5 ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入でございます。

1 つ目の枠、款の1 後期高齢者医療保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合の試算により1 億4,102 万8,000 円を計上しております。

3 つ目の枠、款の3 繰入金、項の1 一般会計繰入金、目の1 事務費繰入金につきましては、歳出における総務費の一般管理費及び徴収費分を繰り入れるものであり、237 万9,000 円を計上しております。

目の2 保険基盤安定繰入金につきましては、保険料軽減分を一般会計から繰り入れるものであり、8,446 万2,000 円を計上しております。

次の枠、款の4 繰越金につきましては、令和7 年度の実績見込額から繰越額を試算、計上しております。

6 ページをお開きください。

1 つ目の枠、款の 5 諸収入、項の 2 償還金及び還付加算金、目の 1 保険料還付金につきましては、歳出予算の保険料還付金の財源として、後期高齢者医療広域連合から同額を受け入れるものであり、10 万円を計上しております。

7 ページをお開きください。

3、歳出でございます。

一番下の枠、款の 2、項の 1、目の 1 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療広域連合の医療給付の財源として納付するもので、歳入の後期高齢者医療保険料、保険基盤安定負担金、延滞金を合わせて2億2,549万1,000円を計上しております。

8 ページをお開きください。

1 つ目の枠、款の 3 諸支出金、項の 1 償還金及び還付加算金、目の 1 保険料還付金につきましては、昨年度と同額の10万円を計上しております。

予備費につきましては、歳入及び歳出調整により、153万8,000円を計上しております。

以上で、議案第31号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第31号の内容説明を終わります。

次に、議案第32号、令和8年度美里町生活排水事業会計予算並びに議案第33号、令和8年度美里町簡易水道事業会計予算を続けて内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） それでは、議案第32号についてご説明を申し上げます。システム②議案第32号の1ページをご覧ください。

議案第32号、令和8年度美里町生活排水事業会計予算

総則、第1条、令和8年度美里町生活排水事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、水洗化人口80人。2、年間公共浄化槽設置基数40基。3、主要な建設改良事業、浄化槽市町村整備推進事業6,776万9,000円を見込んでおります。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中の委託費291万5,000円及び賃借料134万円の財源に充てるため、企業債420万円を借り入れる

収入、第1款浄化槽事業収益2億3,970万円を見込んでおり、収入の内訳、第1項営業収益及び第2項の営業外収益につきましては、記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。第1款浄化槽事業費用2億2,088万円を見込んでおり、支出の内訳、第1項営業費用から第3項の予備費につきましては、記載のとおりでございます。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,539万3,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,539万3,000円で補填するものとする。）

収入、第1款資本的収入5,602万6,000円を見込んでおり、収入の内訳、第1項企業債から第3項の受益者分担金につきましては、記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出9,141万9,000円を見込んでおり、支出の内訳、第1項建設改良費から第3項の予備費につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをご覧ください。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は、1億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用、営業外費用の間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費1,176万2,000円。

他会計からの補助金、第9条、生活排水事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億1,032万3,000円である。

令和8年3月2日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをご覧ください。

令和8年度美里町生活排水事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出の予算書でございます。

次のページをご覧ください。

資本的収入及び支出の予算書でございます。

なお、内容につきましては、14ページから16ページにあります令和8年度美里町生活排水事業会計予算実施計画明細書にて説明をさせていただきます。

14ページをご覧ください。

まず、収益的収入の主なものにつきましてご説明を申し上げます。

款項の1浄化槽事業収益の1営業収益の節の浄化槽使用料を7,524万円と見込み計上しております。

次に、2営業外収益の目の2他会計補助金、節の一般会計補助金1億1,032万3,000円を計上しており、収益的収入の浄化槽事業収益合計の2億3,970万円の収入を見込んでおります。

次に、収益的支出の主なものについてご説明申し上げます。

款項の1浄化槽事業費用の1営業費用の目の1浄化槽費の節の委託料としまして、浄化槽清掃管理委託料1億1,778万3,000円。下の枠、節の手数料としまして、浄化槽法定検査料772万円を計上し、収益的支出の浄化槽事業費用合計の2億2,088万円の支出を見込んでおります。

16ページをご覧ください。

資本的収入の主なものについてご説明を申し上げます。

款項の1資本的収入の2国庫補助金は、40基設置を見込み、1,202万6,000円を見込んでおり、資本的収入の合計を5,602万6,000円と見込んでおります。

次に、資本的支出の主なものについてご説明を申し上げます。

款項の1資本的支出の1建設改良費の目の1浄化槽整備事業費の節の工事請負費では、浄化槽設置工事として6,687万8,000円を計上し、資本的支出合計9,141万9,000円の支出を見込んでおります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,539万3,000円の対応につきましては、令和8年度美里町生活排水事業会計予算の第4条で説明したとおりでございます。

なお、6ページから13ページにつきましては、財務諸表資料及び職員給与関係の附属資料を添付しておりますが、11ページと12ページにおきましては、令和8年度の財務諸表資料を示すために、令和7年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を添付しております。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

続きまして、議案第33号についてご説明を申し上げます。システム②議案第33号の1ページをご覧ください。失礼しました。システム②の議案第33号の1ページをご覧ください。

議案第33号、令和8年度美里町簡易水道事業会計予算

総則、第1条、令和8年度美里町簡易水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1、給水戸数1,913戸。2、年間総給水量54万4,475立方メートル。3、1日平均給水量1,492立方メートル。4、主要な建設改良事業、中央北地区簡易水道事業新設工事8億円を見込んでおります。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中の委託費269万5,000円及び賃借料162万1,000円の財源に充てるため、企業債430万円を借り入れる。

収入、第1款水道事業収益2億7,930万5,000円を見込んでおり、収入の内訳、第1項営業収益及び第2項の営業外収益につきましては、記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。第1款水道事業費用2億6,162万4,000円を見込んでおり、支出の内訳、第1項営業費用から第3項の予備費につきましては、記載のとおりでございます。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,645万3,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,645万3,000円で補填するものとする。）

収入、第1款資本的収入8億1,256万9,000円を見込んでおり、収入の内訳、第1項企業債から第3項の工事負担金につきましては、記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出8億8,902万2,000円を見込んでおり、支出の内訳、第1項建設改良費から第3項の予備費につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをご覧ください。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきまして、記載のとおりでございます。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は、5億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用、営業外費用の間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、次に掲げる経費

については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,657万4,000円。

他会計からの補助金、第9条、簡易水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億3,448万6,000円である。

令和8年3月2日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをご覧ください。

令和8年度美里町簡易水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出の予算書でございます。

6ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の予算書でございます。

なお、内容につきましては、18ページから20ページにあります令和8年度美里町簡易水道事業会計予算実施計画明細書にて説明をさせていただきます。

まず、収益的収入の主なものにつきましてご説明を申し上げます。

款項の1水道事業収益の営業収益の目の1給水収益、節の水道使用料を8,899万2,000円と見込んでおります。

次に、項の2営業外収益の目の2他会計補助金、節の一般会計補助金は1億807万7,000円を計上しており、収益的収入合計の2億7,930万5,000円の収入を見込んでおります。

次に、収益的支出の主なものについてご説明申し上げます。

款項の1水道事業費用の営業費用の目の1原水及び浄水費の節の光熱水費につきましては、原水・浄水施設の電気料としまして、924万7,000円を計上しております。

次に、目の2配水及び給水費、節の光熱水費につきましては、排水・給水施設の電気料としまして229万6,000円を計上しております。

次に、目の4総係費につきましては、主に職員の給料及び手当等を計上しております。

19ページをご覧ください。

同じく目の4総係費の節の委託料の主なものとして、水道施設管理業務委託料1,658万5,000円は、美里町簡易水道施設の維持管理等の業務委託費として計上しており、委託料合計の2,289万円を計上しております。

次に、節の修繕料につきましては、漏水修理及び緊急修理対応等を見込んで360万円を計上しており、収益的支出合計の2億6,162万4,000円を見込んでおります。

20ページをご覧ください。

資本的収入の主なものにつきましてご説明を申し上げます。

款項の1 資本的収入の企業債につきましては、簡易水道事業債、過疎対策事業債、災害復旧事業債を合わせまして、7億8,220万円を予定しており、項の2 他会計補助金の目の1 他会計補助金、節の一般会計補助金につきましては、2,640万9,000円を計上しており、資本的収入の合計としまして、8億1,256万9,000円を見込んでおります。

次に、資本的支出の主なものについてご説明申し上げます。

款項の1 資本的支出の建設改良費の目の2 建設改良費の節の工事請負費の水道布設替工事費につきましては、令和7年8月豪雨災害で被災した箇所の水道管布設替工事の予定としまして、1,500万円を計上しております。

次に、目の4 新規拡張費の節の委託料、中央北地区簡易水道事業測量設計業務委託として3,500万円、その下の節工事請負費の中央北地区簡易水道事業新設工事費としまして7億5,000万円、次の節材料費に1,500万円を計上し、新規拡張費合わせまして8億円を計上しております。資本的支出合計額としまして、8億8,902万2,000円を見込んでおります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,645万3,000円の対応につきましては、令和8年度美里町簡易水道事業会計予算の第4条で説明したとおりでございます。

なお、7ページから17ページにつきましては、財務諸表資料、職員給与関係の附属資料及び債務負担行為に関する調書等を添付しております。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第32号並びに議案第33号の内容説明を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

明日3日火曜日は、午前10時より会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後3時14分

第 2 号

3 月 3 日 (火)

令和 8 年第 1 回美里町議会定例会会議録（第 2 号）

令和 8 年 3 月 3 日（火）

午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

1. 議事日程

日程第 1 一般質問

順 番

- (1) 2 番 平 野 保 弘 議 員
- (2) 6 番 坂 田 竜 義 議 員
- (3) 7 番 濱 田 憲 治 議 員
- (4) 9 番 今 田 政 行 議 員

2. 出席議員（10 名）

1 番	村 崎 公 一 君	2 番	平 野 保 弘 君
3 番	吉 住 淳 一 君	4 番	隈 部 寛 君
5 番	高 田 美 千 子 君	6 番	坂 田 竜 義 君
7 番	濱 田 憲 治 君	8 番	福 田 秀 憲 君
9 番	今 田 政 行 君	10 番	上 田 孝 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	吉 住 慎 二 君
教 育 長	宮 寄 幸 仁 君	総 務 課 長	坂 村 浩 君
美しい里創生課長	澤 山 誠 君	税 務 課 長	松 永 栄 作 君
住民生活課長	宮 崎 博 文 君	福 祉 課 長	谷 口 信 也 君
健康保険課長	中 川 利 加 君	農 業 政 策 課 長	西 寺 清 君
森づくり推進課長	安 達 浩 一 君	建 設 課 長	富 永 英 司 君
上下水道課長	酒 井 博 文 君	会 計 課 長	長 井 一 浩 君
学校教育課長	中 川 幸 生 君	社 会 教 育 課 長	松 村 昭 則 君
こども応援課長	隈 部 尚 美 君		

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長	立 道 誠 君	書 記	福 田 咲 文 君
---------	---------	-----	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

一般質問の広報掲載のため、広報担当者、藤川主事の議場内での写真撮影を許可いたします。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（上田 孝君） 日程第1、一般質問を行います。

通告がっておりますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申合せ事項により、答弁を含め60分以内となっておりますので申し添えます。

2番、平野保弘議員の一般質問を行います。平野保弘議員。

○2番（平野保弘君） 2番、平野です。通告に沿って質問をいたします。

本日は、1番目に新たな公共交通について、2番目に買物支援について、3番目に税制改正による町の財政への影響について、4番目に霊台橋マラソン大会の開催日について質問をいたします。

今回の質問は、私たち議員の4年間の任期の最後の質問になります。

私は4年前に新人議員となり、初めての定例会、6月の定例会で一般質問をいたしました。今回と同じく順番が一番だったわけですがけれども、非常に緊張して足がしびれて、汗をびっしょりかいたのを覚えています。

4年たっても変わらず緊張はしていますが、そのとき、初めての一般質問のときです。5項目の質問をいたしました。その5項目の中の一つが美里バスの効果的な運行についてということで、公共交通について質問をしています。また、もう一つは買物難民対策という表現をしましたが、買物支援について質問をいたしました。

この2項目については、これまで4年間を通じまして、何回か質問をさせていただきました。4年前と比べると、大分形になってきたかと、前進してきたと感じています。ですが、まだ完成には至っていませんので、今回、任期の最後に当たりまして、どこまで進んできたのか、これからの目標・課題について整理できればと思います、質問をいたします。

まずは、新たな公共交通「のるーと美里」について質問をいたします。

美里バスに代わって、昨年10月から実証実験中の「のるーと美里」ですが、美里バスと比べると、予約が前日でなく当日でもよい、ドア・ツー・ドアで乗れる、時刻表がない、ルートが設定されていないなど、使い勝手はよくなっていると思う

のですが、これまでの利用状況についてお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

のる一との実証実験は現在も継続中ですが、令和7年10月1日から令和8年1月31日までの4か月間の実績について、お答えをさせていただきます。

運行実績につきましては、運行日数が計79日間、総乗客数は231名、一日平均の乗客数は約2.9名となっており、増加傾向にございます。利用登録者数は、令和7年10月末時点の99名から、令和8年1月末時点では累計163名となっております。

また、運行当初は20%を超えておりましたキャンセル率も1月には12%まで低下しており、運行の確実性は向上していると考えております。

一方で、登録者数に対する実利用者の割合は10%未満にとどまっており、登録はしたものの、実際の利用には至っていない方が多い点が課題となっております。

今後は、高齢者サロンや通いの場、デイサービス等での利用説明会を継続するなど、実際に利用していただくための施策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） ただいまの説明ですと、利用登録者は増えているものの、乗客利用者は少ないと言わざるを得ないと思います。

私は、令和4年までではありますけれども、美里バスの実績を把握しておりましたけれども、年間で1,200人から1,300人ぐらいの利用でした。そのときは、それでも少ないというふうに言っていたわけですがけれども、それと比べると、半分ぐらいになるかと思います。

使い勝手がよくなっているはずなのに伸びていない。その原因について、どう分析されていますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

先ほどご説明申しましたとおり、実証運行の開始当初と比較いたしますと、利用者数は増加傾向にございます。しかしながら、令和8年1月末時点におきましても、1日平均の乗客数は2.9人にとどまっており、依然として、利用が十分に浸透していない状況と認識しております。

その要因といたしましては、大きく2点考えられます。

第1に、本システムは本来アプリをご利用いただくことで、配車依頼や車両の現在地確認など、その利便性を最大限に享受いただける仕様となっておりますが、現

状では、電話による予約が主流となっている点でございます。

第2に、電話予約におきまして、受話器越しのオペレーターへの利用時間や乗降場所の伝達に苦慮されるケースが見受けられる点でございます。コールセンターが県外に設置されていることから、方言による意思疎通の難しさといった課題もあるようでございます。

こうした課題を踏まえ、現在、様々な機会を捉えて、町民の皆様へ利用方法の丁寧な周知・説明を進めているところでございます。

議員ご案内のとおり、「のるーと美里」は、ドア・ツー・ドアの移動や当日配車を可能とした、従来と比較して飛躍的に利便性の高いシステムでございます。引き続き、町民の皆様の移動手段として定着するよう、利用促進に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） やはり定時に回ってくるバスをバス停で待っているのとは違ひまして、利用者のほうからアクションを起こさなければいけないシステムですので、まずは、最初の一步が踏み出せないところもあるかとは思ひます。これはもう美里バスも同じだったと思ひます。

また、システムの使い方が最初は分からず、二の足を踏むというのものもあるかと思ひます。担当の係や民生委員・児童委員さん方も周知や利用を促されたりしてご尽力をいただいているようですが、やはり使うときに誰か、例えば、近所にアプリが使える人がいればその人にやってもらうとか、また、電話の場合、電話で伝える内容を何かまとめたものがあつて、それを読みながら伝えるとか、先ほど説明がありましたけれども、方言がなかなか通じにくいということもありますので、その書いてあるとおりに予約すればいいような、そういった利用者側に立つた工夫も必要かもしれないなというふうに思ひます。

それが経験していくことで、慣れていくのではないのでしょうか。私も何度も質問をしておりますので、何かお手伝いができることがあればなというふうに思ひております。

ほかに、利用者やそれから利用できないでいる人、タクシー業者辺りからの意見や感想などは聴取されておりますでしょうか。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

現時点で、利用者へのアンケート及び運行事業者へのヒアリングを実施しております。

まず、利用者につきましては、昨年１１月から１２月にかけてアンケートを実施いたしました。回答数は多くありませんが、約８割の方から「満足」または「少し満足」との回答をいただき、おおむね好評を得ております。主な利用目的は通院や買物でした。

一方で、「１回５００円の運賃が高い」「利用方法が分かりにくい」といったご意見や、町外の病院等への移動を希望する強い要望も寄せられております。また、９割以上の方が電話予約を利用されており、アプリ操作に不慣れな方が多い実態も浮き彫りとなりました。

なお、今回の調査は実利用者が対象であり、登録はしたものの、実際の利用には至っていない方の理由分析が不十分となっております。そのため、今後は、未利用の登録者を対象とした調査を実施する予定です。

次に、タクシー事業者へのヒアリングについてです。委託による安定した収入源となる点を評価いただく一方で、「ドライバーの高齢化」やＡＩ配車システムの操作が高齢ドライバーの負担になっていること、また、実証運行に伴い、一般のタクシー利用が減少することへの懸念も示されております。

また、「人手不足」が深刻で、新たな従業員の確保が困難であるのご意見もあり、これに関連して、運行時間の延長や増便などの体制拡充は困難であるのご意見もいただいております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○２番（平野保弘君） 利用されていない方のご意見が改善には必要不可欠かなというふうには思いますので、今後、それは取っていただきたいというふうに思います。

私のほうにも、ドライバーさんから実証実験が始まる前ですけれども、時間が縛られて、本来のタクシー業務に支障があるといったようなご意見を伺ったことがあります。これも町は時間で借り上げている形になりますし、それなりの対価も払っていますので、やむを得ないのかなというふうにも思います。

この件については、昨年６月にお出かけ知事室があったときに、木村知事に発言をいたしました。タクシー業者は人手が足りなくて、なかなか回せない。何とか公益で都合がつけられないかというようなことを私は言ったというふうに思いますけれども、そのとき木村知事は、非常に厳しいお答えをされました。

公共ライドシェアに向かっている状況で、そんなタクシー業者は要らないということまでおっしゃいました。ですが、この町に現にそこにタクシー業者があり、そこで従業員さんがいて一生懸命働いておられますので、そう簡単には要らないとは

言えないと思ったところです。

ただいまの説明の中でも、人手不足が深刻とのことでした。これから先、人手不足の状況が改善されるのかどうか。将来ますます人手不足が進んだ場合にできなくなるというわけにもいきませんので、この公共ライドシェアへ徐々に移行していくのか、併用していくのか、考えていかななくてはいけないと思います。将来的なことですけれども。とは言いましても、まだ実証実験中の最中でありますので、利用が少ない原因を消していったって、利用していただくものにならないといけないというふうに思います。

先ほども申しましたが、予約をどうやって簡単にできるかが一番大事だと思います。利用された方の8割が満足をされているわけですから、まずは利用をしていただくことだと思います。

それから、運賃が高いという意見もあるようですが、より美里バスよりもタクシーに近い利用ができるわけですし、それと、タクシーと比べるとはるかに安い料金です。

私は昨年、藤木から萱野までタクシーを利用しました。夕方ですのでタクシーしか使えなかったんですが、たしか4,000円ぐらいかかったと記憶しています。これがのりーと美里では、運行時間帯であればということでありますけれども、1,000円で行けるということになると思います。

タクシー業者さんも、本来のタクシーの業務との競合といいますか、兼ね合いもあると思います。悩ましいところだと思いますけれども、タクシーにしかできないところのすみ分けを業界全体で考えていただいて、うまくやってもらい、のりーと美里とタクシーとの共存ができればいいなというふうに思っています。

また路線バス、熊本バスにおいては、4月より砥用・学校前バス停より東、浜町までの路線が廃止となります。バスに代わる利用も必要になってくるのではないかと思います。担当では調整等も大変だと思いますが、利用が定着するように頑張っていたきたいと思います。

こののりーと美里については、後で坂田議員のほうでも質問をしていただけたと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

買物支援についてですが、昨年9月にも質問をしています。昨年6月の補正で、移動販売用の車両購入費が予算化されたことで、具体的な運用はということで質問をいたしましたが、そのときの説明では、令和8年度当初からの実施を目指し、準備を進めているということでした。

直前になってきましたので、今回改めて質問しますが、まずは、現在の移動販売

の状況についてお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明いたします。

現在、福祉課の生活支援体制整備事業の一環として、要望のあった地区の公民館等で商品を陳列・販売する買物支援を、令和6年4月よりモデル的に実施しております。

この取り組みは、町内のコンビニエンスストア2店舗にご協力いただき、令和7年12月までに26か所の公民館等でおおむね月に1回程度、地区が主催する「ふれあいいきいきサロン」や「通いの場」の機会に合わせて実施しており、延べ365名の方が利用されております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 現在は、コンビニのほうで自家用車に商品を積んで公民館等に店出しをして、販売が終わったら片づけて、どれぐらい売れるか分からない状況で、人件費を考えると完全な赤字ではないだろうかと思いますけれども、ボランティアとして2年近く頑張ってきております。感心いたしております。

いよいよ冷蔵車による移動販売ができるようになると思いますが、令和8年度当初からの実施について、具体的な運用方法は決まったのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） 今回、町が導入する移動販売車につきましては、これまでの取り組みを生かしつつ、新たに冷蔵商品の取扱いを可能にすることで品ぞろえを拡充し、支援体制をさらに強化するものです。

具体的な運用といたしましては、介護予防の「ふれあいいきいきサロン」や「通いの場」を実施している公民館を対象に要望調査を行い、希望のある地域へ移動販売車を派遣いたします。

また、販売事業者の従事者を町が「集落支援員」として委嘱します。これにより、単なる買物支援にとどまらず、対象地域の課題を把握する集落点検や、高齢者の見守り活動も併せて取り組んでいただく計画です。

車両購入の進捗状況ですが、令和7年10月20日に入札の指名通知を行いましたが、対象車両がモデルチェンジによりメーカー受注停止となっていたため、12月19日の販売開始まで入札を一時中断しておりました。その後、入札を執行し、契約を締結いたしました。納車に遅れが生じており、当初予定していた令和8年4月からの運行開始は困難となる見込みです。納車は遅くとも6月までには可能と

報告を受けておりますので、車両が届き次第、速やかに実施いたします。

今後の予定としましては、3月上旬から買物支援に関する利用意向、頻度、商品ニーズ等の要望調査を実施いたします。その結果に基づき、月2回から4回をめぐり、集落支援員による活動と連携した移動販売の実証運行を令和8年9月まで行う予定です。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 少し事業開始が遅れるようですが、スタートできるようです。

月に2回から4回ということですが、これは、移動販売車が動く日数ということではないですね。月に2回から4回しか送らないということじゃなくて、訪れる場所が2回か、月にですね。

せっかく専用車両を無償で使えるようになりますので、要望があるところには定期的に行けるようにしたほうがよいと思います。例えばですけど、毎月月曜日2時にどこどこに行くとか、毎週ですね。毎週ができなければ、例えば、第一、第三何曜日とか、第二、第四何曜日とかそういうのを決めて、定期的にあったほうが当てにされてよいのではないかと思います。

ちなみに山都町では、毎週同じ曜日、同じ時間に移動販売車が行くようになっています。一週間が完全にスケジュールされて、集落がその一週間の中にびっしり入っているような状態です。地区からすれば、週に1回来てくれるというふうになります。

私が見に行ったときも、ちょうどお客さんが「来週はこれこれ持ってきてくれ」というふうに言っておられました。そういう関係が築けてくるといいのかなというふうに思っております。ですから、移動販売車は毎日、一日中動いているということになっています。

また、商品の価格ですけれども、現在は、お店で販売されている価格でそのまま移動販売でも販売されているようですが、お店のほうから来てくれるわけですから、少しは価格を高くすることも考えてよいのではないのでしょうか。これは事業者が決めることかもしれませんが、将来、複数店舗が行うようになれば、統一したほうがよいのではないかと思います。

ちなみにこれも山都町では、商品の価格、値段が商品によって違いますけれども、それに関係なく、1点につき30円が上乗せをされています。そこら辺り、定期性、価格、その辺りはどうお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） まず、今回の移動販売車の導入について、本年

9月までを実証運行の期間と位置づけております。短い期間ではございますが、集落ごとの詳細なニーズの把握や販売体制の確認、課題の抽出を集中的に行ってまいります。

なお、9月の実証期間終了後は、事業を中断することなく、切れ目なく本格実施へ移行する計画でございます。

次に、集落における販売の定期性についてのお尋ねですが、実証運行及びその後の本格実施におきましても、まずは、現在の実施箇所における月2回以上の定期的な販売を基本とする想定です。その上で、地域のニーズに応じて、回数の増加や不定期での販売についても検討してまいります。

実施箇所につきましても同様に、実証運行の中で集落のニーズ把握や販売体制の構築を進め、順次、検討・拡大を図ってまいります。

最後に、商品価格についてでございます。現在は、店舗での販売価格と同額とする設定で準備を進めております。将来的なサービスの持続可能性を考慮いたしますと、運営コストの価格転嫁も検討材料の一つではございます。しかしながら、価格の引上げは利用者の皆様の負担増を招き、ひいては利用者の減少につながる懸念もございますことから、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 確かに、地域のニーズに応じて回数を変えてもよいのではないかなというふうに思ったところです。

先ほども申しましたが、初めての一般質問のときに買物難民対策ということで質問をしましたが、そのときから、移動販売車による対策という内容で質問をしています。それがいよいよ形になろうとしています。

これまでコンビニエンスストア、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、それから福祉課、美しい里創生課、たくさんの方々のご尽力があって形になろうとしています。ですが、利用者が少ないということにならないように、当てにされる販売ができるように努力をしていただきたいと思いますし、業者側も、経営的にも続けられるようにしていただきたいと思いますというふうに思います。

そして、移動販売車が来ないときに買物が必要であれば、のる一と美里を使って買物に行っていただければよいのかなというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

最近の物価高騰と賃金上昇がそれに見合っていない状況。また、国レベルの政治状況もあるかもしれませんが、令和8年度税制改正大綱では、いろいろと減税が盛り込まれているようです。今まさに国会で審議中ではありますが、恐らく多くの税

制改正、減税が行われることになると思います。

また、昨年１２月末でガソリン税の暫定税率が廃止になっています。また、今年の３月末で軽油引取税の暫定税率が廃止になります。税制改正大綱では、地方税に関するものもありますし、一般的にガソリン税と言っているものの中には、地方揮発油税のように地方に配分されるものがあります。

まずは、地方税に関してどのような改正があるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 松永税務課長。

○税務課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

令和８年度税制改正の大綱は、令和７年１２月２６日に閣議決定され、関連法案が２月２０日に第２２１回国会に提出されておりますが、現時点では、国会で審議中でございます。

この令和８年度税制改正大綱の内容でございますが、地方税に関する改正点では、個人住民税においては、給与所得控除について、最低保障額を現行６５万円から７４万円へ引上げ、この引上げ額９万円のうち５万円は、２年間の時限措置となっております。

次に、所得税における見直しに伴う所要の措置として、扶養親族等の合計所得金額要件等の引上げ、ひとり親控除について、控除額を現行３０万円から３３万円へ引上げ、固定資産税においては、家屋に係る免税点を現行２０万円から３０万円へ引上げ、償却資産に係る免税点を現行１５０万円から１８０万円へ引上げ、軽自動車税において環境性能割の廃止、以上が主なものでございます。

これらの地方税関係の改正につきましては、給与所得控除の控除額引上げと所得税における見直しに伴う所要の措置は、令和９年度分の個人住民税から、ひとり親控除の控除額の引上げは、令和１０年度分の個人住民税から、固定資産税の免税点の引上げは、令和９年度分の固定資産税から適用され、軽自動車税の環境性能割につきましては、令和７年度末をもって廃止されることになっております。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○２番（平野保弘君） ただいまの説明ですと、いろいろと減税につながる改正がありますが、軽自動車税の環境性能割の廃止以外は、令和９年度以降の税収に影響が出てくるようです。

令和８年度予算案には、ほかに影響は出ていなかったのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松永税務課長。

○税務課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

まず、税制改正の影響による令和８年度一般会計予算（案）における税収の状況

についてご説明いたします。

令和８年度一般会計予算（案）では、個人町民税の所得割におきまして、令和７年度税制改正の給与所得控除の控除額引上げの影響として、約２００万円の減を見込んだ上で計上をしております。

令和８年度税制改正の軽自動車税環境性能割の廃止の影響につきましては、関連法案が成立していないため、令和８年度一般会計予算（案）には当該減収分は計上をしておりますが、令和８年度予算における環境性能割の減は、２３０万円程度と推計をしております。

その他の令和８年度税制改正大綱の税収の影響につきましては、給与所得控除の控除額引上げ等がマイナス要因となりますが、令和９年度以降の予算に影響するものであり、流動的なものであるため、現時点では、その影響額の試算は行っていない状況であります。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○２番（平野保弘君） 令和７年度税制改正の影響で約２００万円の減額になるということ、それから、軽自動車税の環境性能割についても、大綱では廃止になっています。

推計では２３０万円程度の減になるようですが、金額の大小は別にして、減収となります。減収分の国の補填等はないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松永税務課長。

○税務課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

令和８年度税制改正の大綱におきましては、軽自動車税環境性能割の廃止につきましては、安定財源を確保するため具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当することになっております。

また、住宅ローン控除の延長等に伴う令和９年度以降の個人住民税の減収額と、所得税の基礎控除額の引上げに伴う住宅ローン控除の控除限度額に係る措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填することになっておりますが、給与所得控除の最低保障額の引上げ等に伴う個人住民税の減収への対応については、税制改正大綱の中では直接的な言及はございません。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○２番（平野保弘君） はい、分かりました。国で補填することが決まっていないものも、地方からの強い要望があれば補填していただけるようになるのではないかなというふうに思いますけれども。

次に、地方揮発油税の暫定税率が廃止になりました。これは、地方揮発油譲与税

がなくなるということになると思いますけれども、全国知事会などは、ガソリン暫定税率廃止に関する緊急提言を行っています。代替財源の確保だとか、地方への負担転嫁の回避などを要望されているようですが、地方揮発油譲与税の減少に危機感を抱いていたということだと思いますが、この点については、昨日の令和8年度当初予算の説明で補填されるということの説明があっておりますけれども、いま一度詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員ご質問の地方揮発油譲与税等の廃止に伴う本町への財政の影響でございますが、まず、制度の経緯についてですけれども、1974年、昭和49年に道路整備の財源として導入されました地方揮発油税の暫定税率につきましては、議員先ほどおっしゃいましたように、2025年、令和7年12月末に廃止をされております。

これまで、1リットル当たり約25.1円が課税され、その一部が地方揮発油譲与税として市町村に配分をされてきたものでございます。

そこで、本町への影響額につきましては、令和7年度の予算額を基準に試算いたしますと、地方揮発油譲与税が約1,700万円、また、自動車税及び軽自動車税の環境性能割交付金が約800万円、合わせて、年間2,500万円程度の減収が見込まれるところでございます。

しかしながら、国におきましては、暫定税率廃止に伴う地方の減収に対し、当分の間の措置として、「地方特例交付金」により全額を補填する方針が示されております。

したがって、現時点におきましては、本町の財政運営に直ちに影響を及ぼすものではないと考えておりますが、今後の国の制度設計に伴い、補填措置の動向を注視しながら、適切に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 何度も説明をしていただき、ありがとうございます。

地方特例交付金により全額補填されるということですが、当分の間ということですか。

暫定税率廃止前は補助金でガソリンと、これは灯油も含めまして価格が抑えられていましたが、今度は補助ではなく、暫定率廃止は地方の収入に影響が出てきます。暫定ですので、廃止になるのが妥当なのかもしれませんが、代替財源の検討もされておりますが、自治体としては、減収とならないように国に要望していかなければいけないというふうに思います。

ガソリンや軽油の価格が安くなることは、自動車に乗る私たちにとっては負担軽減になります。また、運送業の輸送コストの削減にもなります。減税についても、消費に回すお金ができるということになりますが、町の財政には少なからず影響が出てきます。

少し先のことになるかもしれませんが、食料品の消費税減税の話も出ています。今まで述べられたほかにも、間接的な影響もあります。所得税が減るということは、美里町からよそにふるさと納税をしたときの控除でありますとか、住宅ローン控除での住民税への影響が出ることも考えられます。先に所得税からやって、所得税が控除してしまったら住民税ということになりますので、住民税から減る部分が増えてくるのではないかなというふうに考えられます。

これも全額ではありませんが、国が補填するようにはなっています。将来的にはどうなるか分かりませんが、住民の所得が増えれば、減税策があっても税収は増えるかもしれませんけれども、田舎のほうでは、すぐに増えるのは難しいのではないかなというふうに思っています。やはり国の動向を注視しながら、地方への負担転嫁がないように要望していかなければいけないというふうに思います。

それでは、最後の質問になりますが、今年、新春の霊台橋マラソン大会が1月1日の開催ではなく、1月25日日曜日に行われました。大会名からも新春という言葉が取れて、ただの霊台橋マラソンとなりました。

今回、初めて開催日が変わったと思われる方も多いかと思いますが、実は、最初は1月1日ではありませんでした。1月の第一日曜日だったと思います。ですが、すぐに1月1日になりました。それからは、ずっと1月1日に開催されてきました。

今回、第55回の大会だったわけですが、これは私の記憶が正しければということですがけれども、私も第2回大会から出場していると思います。小学校の2、3年生だったというふうに思いますけれども、その頃、この大会を始められたときはゼロからつくっておられますので、大変な思いとご苦労があったと思います。

それから、延々と1月1日に開催されてきたわけですがけれども、毎年、多くのスタッフのご協力によって続けていくことができました。恐らく、第1回大会から今日まで欠かさず携わってこられた方もいらっしゃると思います。関わってこられた皆様に、心からの敬意を込めて感謝をいたしたいと思います。

次に、その大会の開催日が変わりました。この開催日の変更には私も携わっています。私は町の陸上競技協会の会長をしていますけれども、開催日の変更の決定前に陸協で変更の承諾をしています。私が提案をして役員会で承諾してもらったという形だったんですが、後になり、もう少し慎重になれなかったかなと、ちょっと後

悔の気持ちもあります。

参加者が減るのは予測できていましたが、ただ減ったというだけではなく、これまで長い間参加されてきて、毎年楽しみ、大会を盛り上げてこられた方々が参加できなくなったこと、なぜという言葉も聞いています。事務局のほうにも問合せがあったのではないかと思います、そういった方々の気持ちを裏切ったような気さえますし、罪悪感のようなものも感じております。

判断をする、決断をされるというのは町長など大変だと思いますけれども、教育長も同じだと思いますけれども、教育委員会としては、今回の開催日の変更を妥当だと考えられているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） お答え申し上げます。

霊台橋マラソン大会の開催日程につきましては、10年以上前から、外部評価委員会及び教育委員会議において「役員の負担を考慮した日程変更」、それと「恒例行事としての継続」、この双方の観点からご意見をいただいております。

特に平成30年度以降、元日からの出務に対する役員の負担を考慮し、変更を求めるご意見が多数を占めるようになりました。こうした各委員会からの「改善すべき」との方向性を受け、役員負担の軽減を図りつつ大会を継続するため、1月1日以外の日程について検討を行ってまいりました。

本来であれば、1月上旬に開催したいとも考えておりましたが、他の町行事との兼ね合いもあり、本年度は、開催日を1月25日の日曜日に変更して実施したところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 私も教育委員会事務事業点検評価シートの外部評価委員の意見を読ませていただきましたが、議員になる前は、そういった外部評価委員の意見というものには接することがありませんでした。私としては、かなりショックな厳しいご意見もありました。

中には、「開催日の変更ができなければ、事業の廃止を含めた見直しを」とか、「事業の目的や効果に対し必要性を感じないので、縮小を」など、かなり厳しいご意見もありました。縮小を目標に大会をやるというのは難しいわけですが、どういった方がその外部評価委員になられているのかというのは私は知りませんが、スタッフを経験された方なのか、相当不満を持っておられるんだなというのは感じ取ることができました。

準備の負担についても心配されるご意見もありましたけれども、年末の準備は、

社会体育係と陸協でやっています。今年は準備が大会の前日の土曜日であったために、仕事等で逆に人数が少なかったようにも感じております。とはいえ、1月1日に行う行事への不満は相当あったんだろうなというのを感じました。

陸協としましては、これまで里帰りした人たちをはじめとする参加者の気持ち、そっちばかり考えていて、大会スタッフがどれぐらい不満を持っていたのか、全然知らなかったわけではありませんけれども、そちらにもう少し耳を傾けるといいですか、意向を調べる必要があったのかかもしれないとも思っております。

それから、今後のことについてですが、陸協内では、「日にちを変えたらどうなるかやってみるたい」というような感覚もありました。ですから、大会当日に大会スタッフが朝集合した時点で私は挨拶をしたわけですが、その中で、日程変更をしたことについて、大会をやってみて意見をもらって、今後どうするか検討をしたいという内容のことを話したと記憶しております。

ところが、終了後に教育長がスタッフを前に挨拶をされたときには、来年以降も、1月の最終週の日曜日に開催するとおっしゃいました。来年以降も、開催日はその決定事項と考えてよろしいのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 宮崎教育長。

○教育長（宮崎幸仁君） 今大会の参加者数は108名となり、昨年度の220名と比較しますと、約半数という結果になっております。参加者数の減少については課題の一つと認識しておりますが、今回、開催日を変更するに至った経緯や役員負担の現状を鑑みますと、参加者の減少という理由だけで、直ちに日程を元に戻すのではなく、結果の検証や関係団体からの実施後の意見聴取とともに、大会の定着に向けた努力も必要ではないかと考えているところです。

ただ、今後も、大会の運営方法や開催日程、周知・情報発信等の検討・充実を図り、参加者の増加につながる努力は必要であると考えております。参加者はもちろん、運営スタッフもやってよかったと言ってもらえる、よりよい大会にしていければと思っているところです。

ずっと最後の日曜日にするというところではないというふうにも考えてはいるところもありますが、数回継続をして、検討するというのがいい方法じゃないかというふうに考えているところです。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 大会参加者が昨年の220名から108名になったと、今、紹介がありましたけれども、町外からの参加者に至っては、前年の187名から81名に減っています。6割近い減少になっています。これは予測で聞いたことでしたので、担当の係のほうには、日程が変更になったのが分かった時点で、町

内の小中学生の参加者を増やさないと、相当減るよとは言っていました。

教育長は、参加者の増加の努力と、それから、よりよい大会にしていきたいというふうに思っておられますが、過去の外部評価委員の意見では、縮小をという意見も出ています。僅かですが、参加費は町の収入にもなっています。多いほうがいいのではないかなというふうに私も思っているところです。

陸協は大会の主管でしかありませんけれども、今回の大会、また、今後数年は続けられるということであれば、反省して意見を出し合いまして、この日程を含め、大会の在り方も検討していきたいというふうに思っています。

主催者は教育委員会、スポーツ協会、公民館となっています。最終決定権は主催者にありますけれども、陸協もずっと携わってきておりますので、検討は行っていきたいというふうに思っております。

これからも、この大会はたくさんのスタッフの協力がなければやってはいけませんので、十分検討しながら、よりよい大会をこれからも続けていければいいなというふうに思います。

以上で、私の本日の一般質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、平野保弘議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を11時ちょうどといたします。

—————○—————

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、6番、坂田竜義議員の一般質問を行います。坂田竜義議員。

○6番（坂田竜義君） 6番、坂田でございます。今回、4点についてお尋ねをいたします。

まず1点は、町の新年度予算について、2点目が豪雨災害等の復旧復興計画について、3点目が自治体DXと標準化について、4点目が地域公共交通「のる一と」の実証実験の結果についてお尋ねをいたします。

まず、町の新年度予算の重点は何かについてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 令和8年度予算における重点事業につきましては、主に3点ございます。

1点目は「災害からの復旧・復興」です。令和7年8月豪雨災害からの復旧・復

興を加速させ、町民お一人お一人が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、道路や河川、農用地等の災害復旧工事費として、約 31 億円を計上いたしております。

2 点目は「上水道の整備」です。生活環境の改善に欠かせない水道未普及地域の解消に向け、令和 8 年度におきましても、引き続き、中央北地区の上水道整備事業に約 8 億円を計上いたしております。

3 点目は「子育て支援の充実及び移住・定住の促進」です。本町の喫緊の課題であります人口減少や少子高齢化への対策として、子育て世帯への経済的支援である保育料及びこども医療費の無償化に加え、令和 8 年度より新たに、小学校・中学校の給食費の完全無償化を予定をいたしております。

また、住環境の創出に向け、旧有安工場跡地の宅地開発や、その周辺エリアにおける地域づくり拠点施設の整備に係る「基本構想・基本計画策定業務委託料」など、関連事業費として約 1 億円を計上いたしているところでございます。

これら災害復旧や重点施策を盛り込んだ結果、令和 8 年度の一般会計当初予算額は、前年度より 32 億 1,500 万円増額し、104 億 9,000 万円となっているところです。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6 番（坂田竜義君） 重点事項については分かりました。

次に、地方財政計画の収支の特徴についてお尋ねするんですけれども、一応、国の予算では 122 兆円ということで、暫定予算を組むのか組まないのか、今、国会で議論中でございます。

地方財政計画につきましては総額 102 兆円ということで、特徴的に申しますと、給与関係経費においては、従来会計年度任用職員の給与費は実質的に物件費となっておりましたけれども、今回は、人件費として位置づけておるところは、評価ができるというふうに考えるところでございますけれども、この地方財政計画の収支の特徴はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員ご質問の、令和 8 年度の地方財政計画の概要及び収支の特徴についてでございますが、まず、令和 8 年度の地方財政計画では、物価高や人件費の上昇など、現在の経済・物価動向を適切に反映した内容となっております。

歳出面では、社会保障関係費の自然増に加え、人事院勧告等を踏まえた人件費の増加、さらには教育無償化に伴う地方負担の増など、地方団体が直面する現実の行政需要を的確に見込んだ計上となっております。

また、防災・減災対策、少子高齢化対策、地方経済の活性化など、多様化・高度化する行政課題への対応経費も確保されております。

一方、歳入面では、地方税収について経済の動向を踏まえ一定の伸びを見込むとともに、地方交付税についても増額が図られ、地方交付税等の一般財源総額は、令和7年度を大幅に上回る額が確保されたところであります。これにより、地方団体が住民生活に直結する行政サービスを安定的に供給できるよう、財源保障が図られております。

このように、令和8年度の地方財政計画では、増加する歳出需要を適切に見込みつつ、それに対応する一般財源を確保することで、地方財政の安定的な運営に配慮した内容となっておりますのでございます。

次に、地方財政計画を受けて、本町での対応でございますが、歳入面では、普通交付税につきまして、物価高騰に伴う維持管理費等の増加を踏まえ、前年度比3億1,844万7,000円増の37億8,690万6,000円を計上いたしております。

また、今回の税制改正により「地方揮発油譲与税」や「環境性能割交付金」が廃止されることを受けまして、国は当分の間、地方特例交付金により全額を補填することとしておりますので、本町においても、前年度比2,186万9,000円増の2,538万2,000円を計上いたしております。

一方、歳出面では、物価高への対応としまして、維持管理費など、各費目においておおむね1割程度の増額を見込んでおります。

さらに、地方創生推進費を活用し、「eスポーツでいい里づくり事業」や「美里ランタンフェスティバル」など、地域活性化対策も継続して取り組むところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 大体趣旨、特徴については分かりましたが、3点目の物価高騰対策、官公需の価格転嫁対策等についてお尋ねですけれども、一応、特に一般行政経費におきましては、いつも地方創生の経費が、内閣が替わるたびに呼び名が変わってくるわけですね。

今回ちょっと地方財政計画の中身を見てみますと、地方創生推進費ということで、これは全国規模で1兆円、その中で、地域デジタル社会推進費ですか、これが2,000億円が1,500億円に減額になっていきますね。それから、地域社会再生事業費4,200億円、もう一つはちょっとよく分からないのが、地域未来基金費っていうのが4,000億円ということで出ておりまして、これは具体的内容が、夏

に開かれる地域未来戦略本部で決めますよということで、言うならば、その額だけ枠だけ決めて、中身は後回しになっていると。こういうことは、もう国はできるけど、地方は非常に困るわけですね。

そういったことも含めて、この物価高騰対策、官公需の価格転嫁対策は、町予算の中でどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員質問の物価高対策及び官公需における価格転嫁対策につきましてですが、まず、国におきましては、物価高騰の影響を踏まえ、ごみの収集、学校給食など業務委託料、道路・河川等の維持補修費、また、施設改修などの投資的経費をはじめ、自治体の幅広い分野におけるコスト増に対応するため、地方財政計画では、おおむね5,850億円を計上されているところでございます。

また、地方交付税の算定費目であります「地域の元気創造事業費」において、新たに「価格転嫁分」を創設し、約1,000億円規模で価格転嫁に積極的に取り組む地方公共団体の財政需要を算定に反映する仕組みが設けられております。

本町におきましても、こうした国の動向を踏まえ、令和8年度当初予算において、公共事業費や施設の維持管理、業務委託などにおいて、資材価格や人件費等の上昇分を的確に見込み、前年度比で約10%程度の上乗せを行って予算編成を行っております。

今後におきましても、受注業者や経営環境に配慮しつつ、適正な価格転嫁が図られますよう、国や県の通知、改定の動向を注視しながら、適切な契約事務の執行と必要な予算措置を努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 今、先ほど申し上げました地方創生の関連の町予算についてはどうなっておりますか。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

地域未来基金につきましては、令和8年度地方財政対策において新たに措置させるもので、各都道府県が基金を創設し、その基金を活用しながら、地域の将来を見据えた取り組みを複数年度にわたり計画的に推進するための財源でございます。

本件は、県が主体となって基金を創設し、今後、段階的に事業化を図っていく仕組みでありますことから、現時点では、本町の令和8年度当初予算においては、具体的な歳入・歳出としては計上いたしておりません。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） ちょっと答弁漏れっちゃうか、後でまた聞きますけれども。

次に、物価高騰対策案の10%ぐらい上積みしていると、トータルでそういう答えがございました。

次、高校授業料及び小学校給食無償化に地方負担が出てくるということなんですが、この辺りはどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

まず、いわゆる教育無償化に伴う地方負担、約3,600億円程度につきましては、地方財政計画の歳出に全額を計上されるとともに、一般財源総額を増額確保した上で措置されております。あわせて、各団体、地方交付税の算定においても、地方負担分の全額が基準財政需要額に算入されるところであります。

また、高校無償化につきましては、公立高校への対応としまして、新たな事業費や地方債の創設が予定されておりますが、本町は高校を設置していないことから、直接な影響はございません。

一方、小中学校の給食費につきましては、本町では令和8年度から完全無償化を実施する予定としております。財源面では、国が小学校給食費を補助する方針であり、本町ではこれまで、令和7年度まで半額補助を行ってまいりましたことから、小学校分が全額補助となった場合、本町の追加的な財政負担は生じないものと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 分かりました。町の財政負担はないということなんですが、その他の歳出の特徴ということで、いろいろ今回地方財政計画を見ますと、先ほど言われますように、人件費に価格財源保障が充実されました。それで、物価高騰対策、官公需の価格転嫁対策に1,000億円、それから、先ほど言います高校授業料及び小学校給食無償化の関係が財政措置されているというようなことが特徴でございます。

そういった中で、その他の歳出の特徴があれば、どうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

先ほど町長からも答弁がありました「災害復旧」や「宅地造成」といったハード

整備に加えまして、それらを補完する町の新たな活力を生み出すためのソフト事業として、2点についてご説明いたします。

1点目は、中央北地区における新たな展開についてでございます。

まず、有安地区工場跡地を宅地へ転換したことに伴い、町への進出を希望される企業の受皿が不足していることから、民有地を含めた新たな適地の選定と誘致可能性を調査する費用として560万円を計上し、産業振興の機会確保を図ってまいります。

また、造成される宅地周辺に計画しております子育て世帯向けの賃貸住宅につきまして、官民連携を含めた最適な事業手法の検討や、業者選定を支援するアドバイザー業務に935万円を計上いたしております。

2点目が「観光戦略と推進体制の強化」でございます。

令和7年度に策定する「第1次美里町観光戦略」を具体的に推進する事業費として500万円、また、「まちづくり公社」がDMOとして収益に直結しにくい公益的な地域おこし事業にも注力できるよう、安定的な運営費補助金として1,200万円を計上いたしております。

最後に、これらの事業を裏づける「財源」でございますけれども、先ほど説明いたしました事業につきましては、町の貯金である「地域振興基金」から合計で約2,400万円を活用する予定でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） ちょっと先ほど答弁があったかもしれませんが、もう少し確認いたします。

地方創生推進費の1兆円に関わる事項、それから地域デジタル社会推進費、これは500億円減額となっておりますが、その500億円分はまた別なデジタル活用推進事業費ということで使われることになっておりますが、あとは、地域社会再生事業ですか、これらに関連する町の予算ということについては分かりますか。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

地方創生推進費につきましては、地方団体が自主的・主体的に最大限に発揮し、地域の実情に応じたきめ細かな地方創生対策に取り組むことができるよう、地方財政計画において、引き続き1兆円が計上されているものでございます。地域の課題解決や活性化に向けた取り組みを柔軟に展開するための財源として措置をされております。

本町におきましては、昨年と同様に「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を

予算化しております。美里ランタンフェスティバルへの補助金や、eスポーツでいい里づくりをはじめとする11の事業の財源に充当を予定をいたしております。

そのほかの事業につきましては、また後ほど説明をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） はい、分かりました。

この2026年度の地財計画につきましては、収支規模、一般財源総額での過去最高を更新をしております。2025年度給与改定分を計上した上で、さらに2026年度の給与改善分を増額し計上したこと、また、物価高騰対応における経費体制を維持補修費や投資的経費に拡大したことについては、自治体の行政コストの上昇を広く反映した内容となった点については、評価ができるというふうに考えております。

それでは、1番目の質問を終わしまして、2点目に移ってまいります。

まず、豪雨災害の復旧復興計画についてお尋ねをいたします。

1点目は、本計画の骨子と計画年度について、どうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本計画の基本理念につきましては、「誇れるふるさと・みんなで創る未来の美里」と定めたところでございます。

これは、復旧・復興を願う住民が豊かな自然の中で暮らし続けることに「誇り」を持ち、全住民が一致団結して苦難を乗り越え、希望に満ちた「未来の美里」をつくることで、安心と希望を持って生活できるようにという願いを込めたものです。

この理念の下、町に関わる全ての方々の力を結集して難局を乗り越えていくため、次の4つの基本目標を掲げております。

まず、基本目標の一つ目は「住まいと暮らしの生活再建」です。具体的には、「緊急の住まい環境確保と生活再建」「生活・経済的支援の充実」及び「生活再建に関する情報提供・相談体制」に関する施策を推進いたします。

次に、基本目標の二つ目は、「社会・公共基盤の整備」として、「公共土木施設等の災害復旧」「生活基盤の復旧・復興」、そして「その他、公共施設の復旧・復興」に関する施策を掲げております。

続いて、基本目標の三つ目は、「地域産業・経済の復興」です。「農林業の復旧・復興」「商工業の再生」及び「観光産業・文化の復旧・復興」に取り組みます。

最後に、基本目標の四つ目は「防災力の強化・災害への備え」として、「防災体

制の強化・充実」と「住民や地域における防災力向上」に関する施策を掲げております。

また、本計画の期間につきましては、令和7年度から令和13年度までの7年間といたしております。

本町の最上位計画である「美里町振興計画」に定める将来像は、復旧・復興を進める上でも変わることはなく、そこに位置づけられた事業は着実に遂行する必要があります。

今回の「美里町復旧・復興計画」は、その振興計画を策定する上での基礎となるものであり、次期計画である「第3次振興計画前期基本計画」の最終年度に合わせ、令和13年度までの7年間としたところでございます。

なお、この期間内に完了しなかった施策・事業に関しましては、「美里町第3次振興計画後期基本計画」に盛り込み、継続して取り組んでまいるところです。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） かなり分厚いものができておりまして、今、パブリックコメントに回されているかなと思いますが、ホームページで出されております傾向を見てみますと、まちづくり審議会で2回ですか、3回、一応、計画について話合いがされているんですね。それに基づいて、パブリックコメントを今、求めているということでございます。

一応、最終的に確定して、以前の資料を見ていますが、要するにその復旧・復興計画の実施計画といわゆる年次計画というものの、当然これはつくるわけでしょう。

2番目の関係で関連しますけど。

一応、ここの中身ば見てみますと、結局、事業期間が令和7年から令和12年とか、その何年から何年までで、こういう大ぐくりの表現しかしていないわけですよ。ですから、当然今年はこの計画の中で何をやるんですかということは、きちんとやっぱり実施計画とか年次計画で出してもらわないと分かりますよね。

ですから、この実施計画については今後いつ作成されて、我々町民に説明されますか。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） お尋ねいただきました実施計画をどうするかということでございますけれども、3年計画ということで、最初が7、8、9、そもそも計画が1年遡りというか、発災当初に遡ってということですので、7、8、9と。次が10、11、12という3年計画ということで、最初の実施計画、今、全体の計画が出来たところですので、最初の実施計画を遅滞なくつくっていくということで、早急に対応したいというところで進めているところでございます。

す。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） それでは、次のこの財政的計画はつくりました。その後、財政の裏づけはどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

今回、災害に係る予算ベースでの説明をさせていただきたいと思います。

まず、令和7年度の予算ベースでございますけれども、河川や町道などの公共土木施設災害復旧事業につきましては、約32億700万円の事業費となっております。財源の内訳としましては、国県支出金が約20億5,800万円、町債が7億4,300万円で、一般財源が残りの4億600万円となっております。

また、農道や農地等の農林水産業施設災害復旧事業につきましては、約10億8,400万円の事業費に対し、県支出金が約7億300万円、町債が1億7,400万円、受益者負担が約170万円を見込み、残りの一般財源が2億530万円となっております。

次に、林道等の林業施設災害復旧事業につきましては、約3億6,200万円の事業に対し、県支出金が1億6,800万円、町債が約690万円、受益者負担が約40万円で、一般財源が1億8,670万円となっております。

続きまして、令和8年度の見込みでございますが、公共土木施設災害につきましては、約20億9,500万円の事業費に対し、国庫支出金が約18億円、町債が2億4,900万円を見込み、一般財源が4,600万円となっております。

次に、農用地等の災害復旧につきましては、約5億5,800万円の事業費に対し、県支出金が約4億9,300万円、受益者負担が約150万円を見込み、残りの一般財源が約6,350万円となっております。

次に林業施設等の災害復旧費につきましては、約3億6,000万円の事業費に対し、県支出金が約3億1,700万円、町債が約3,500万円で、一般財源は約800万円を見込んでおります。

以上を合計しますと、2か年の復旧事業費総額が約76億6,600万円であり、そのうち、国・県支出金や町債等の特定財源が約67億5,050万円、残りの一般財源が約9億1,550万円となっております。

町といたしましては、国県の補助や有利な起債を最大限活用し、財政負担の平準化を図りながら、着実な復旧・復興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 分かりましたが、いろいろ最近もあちこち災害の箇所を回ってみますと、まだまだ復旧・復興が遅れているところが大半でございます。

一つは、最終的には請負契約の承認ということで出されると聞いておりますが、堂面谷橋の工事については、最近着工したということでこの前見に行きましたけれども、この工事請負契約については、議会最終日に議会に諮るということなんですが、最終的にいつまでかかるのか、お尋ねを1点。多分、関連がありますけん。

2点目は、安部の篠原宅ですが、結局今、法面の吹きつけをやっているんですね。それと、見に行きましたら、まだ水がやっぱり流れてきておりますね。ですから、前から言われておったように水道がもともとできとって、とにかくもうたっぷりこの土砂に染み込んだところに大雨が降ったけん、一遍に来たんだろうと。素人の判断ですけど、そういうふうに見えました。

ですから、それは下に擁壁を造って2段か3段でしていくという説明があっているようにすけれども、その辺りの工期というか、いつまでどうなるのかということについては、分かる範囲で結構です。

それから、篠原の息子さんの孝輔宅と松本さんと家がございまして、見に行きましたけれども、結局、松本さん宅も玄関の戸口が開くのは開くけれども、こうやって三角の隙間ができておるということは傾いておるといことですね。それから、地盤がずっと地割れしております。こちらの篠原孝輔さんのお宅もそうですが、この農機具小屋とかも、もうこれは崩壊寸前っちゃうかですね。

ですから、一つは災害救助法によるものですかね。要するに長期避難世帯、これについて以前お尋ねしたときは、3か月ぐらいで県の判断が出るんじゃないかっていうふうに言われたように記憶しているんですよ。ところがもう半年たって、長期避難世帯について県が認定すれば、要するに全壊扱いですよということでしょう。それがいまだに半年たっているのにできていない。なぜか。

それと、危険度判定をするけれども、これはすごい何回も聞くけれども、立入禁止だけん判定ができませんって言われるわけですね。ところが、実際は入れるわけですよ。何も規制線を引いているわけじゃなし、ガードマンとか警察が立入禁止で立っているわけでもないし、自由に立入りができるのに、なぜその危険度判定というのができないのか。

今、その松本さん宅も地割れができて歪んでいますから、当然、素人目で見てもこれは全壊じゃないかと思えますけれども、結局、立入禁止だからできないじゃなくて、やっぱり実際に立ち入ることができるから、早く危険度判定をして、全壊なのか何なのかやっぱり早く判断をすべきだと思いますがね。

その辺り、まず3点を尋ねます。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

まず初めに、堂面谷橋の災害復旧工事の件につきましてですけれども、現在、仮契約を結んでおりまして、今議会の最終日に追加提案ということで、契約のほうをご提案させていただきたいというふうに考えております。ですから、工事の着手につきましては、議会でご承認をいただいた後に、工事のほうは着手になるということと考えております。

工事の復旧の方法につきましては、ボックスカルバートで復旧ということになりますので、まずは、その製品を請負業者のほうでコンクリート製品会社のほうに発注をしていただくということが一番初めの着手になるのかなというふうに思っています。

製品は受注生産でございますので、その製品の完成の時期、それと、今からの発注ということになりますので、当然出水期、6月の梅雨辺りも工期の中には入ってまいりますので、まずは、受注をした業者とそういった製品辺りの納期であったりとか、そういうところを確認をしまして、具体的にどれぐらいからそういった橋の部分の工事ができるのか。

それと、取り付けの部分の護岸の工事もありますので、そういったのが出水期にどれぐらいできるのかということを綿密に工程の打合せをやって、工事のほうの計画を進めていくということになってくると思っております。

金額的には5,000万円以上の契約額となりますので、標準工期で言えば、かなりの月数の工期というふうになりますので、そこはできるだけ早期に完成するように、請負業者と町のほうと計画を詰めて、できるだけ早い時期に完成できるようにしていきたいというふうに思っております。

それと、2点目の安部の久立の急傾斜地の件なんですけれども、熊本県のほうで、急傾斜地の対策事業ということで工事のほうを発注されるということになっております。先ほど言われたとおり、国道の445号側については構造物をされて、その上部については盛土をされるというふうなことで、町のほうとしては計画を聞いているところです。

先ほど排水のお話もございましたけれども、法面に排水対策辺りをやって、排水については、きちんと対応するというふうな計画になっているというふうに考えているところです。

その工事の工期につきましては、ちょっと県の工事でございますので、町のほうでは、具体的にいつまでということでは、まだ確認はしていないという状況でございます。

います。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先ほどの3か月、あるいは全壊といういろいろなお話がありました。3か月というのは、これは災害救助法に基づきます長期避難が3か月で、おおむね長期避難というような要件を満たすということです。長期にずっと避難していて家になかなか帰れないということであれば、これは、今度は被災者生活再建支援法という法に基づいて、これは全壊になるんじゃないかということ判断をしてもらいます。

今、県のほうから内閣府に、これがこの要件で合致するかということで挙げてあります。それは、担当課を通じて県のほうには何度も今、聞いている状況ですが、まだ内閣府からの答えがないというような状況でございます。

また、解体についてでございますが、これはやっぱり一回、被害認定調査あたりもする必要があると思います。持ち主の方に関しましては、なかなか進まないというような思いも持っていて、いざというときは十分承知をいたしておりますが、しっかりと県あたりとも相談をさせていただいて、被害認定調査をして担当課とも打合せをして、まず入れるのかどうなのか、被害認定調査ができるのかどうか、そして、もし解体をするのであれば、そこまで重機が行くのか。そういったこともしっかりと見極めていきたいというふうに考えます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） なかなか不安に思っておられる部分もございまして、丁寧に経過については説明をしていただきたいと、このように思います。

それから、すぐ今度は梅雨時期、出水期に入って梅雨に入ってきますので、幾つか聞いてみますと、例えば、大窪の名前は言いませんが農家の方ですが、要するに県の河川の護岸工事とかが遅れているから、結局また川が増水したときに、ハウスにまた水が入ってきやせんかと心配されるわけですよ。

だから、なら、取りあえず県の工事が間に合わないならば、自力で土のうを積みなさいとか、具体的にそういう指示をするとか、相談に乗ってほしいと思うんですよ。自分でせんなら、どげんか区長さんに相談して、土のうをつくって積まないかんし、やっぱりその河川の工事がどこも何もかも一遍にできないから、それは分かるんですけど、ただ、もう被害になったところは、また被災するということがだけは少しやっぱり考えてほしいと、このように思います。

それから、川原畑の道下にある家ですね、名前は言えませんが分かるでしょう。あそこはもう小さな水無川んごたところが増水して、土砂が田んぼにいっぱい

つとるですね、その横に家がありますけれども、その辺りも床上浸水しているわけですよ。だけ、その対応も何もしてないとですよ。

だけん、また同じような大雨が来て、それをまた同じ、ここも床上まで水が来るということですので、そういうただ一例を言いましたが、あちこちにそういうところがあるわけですよ。そこら辺は、やっぱり区長さん辺りから話もあっていると思いますので、その辺りはできるだけ今度の次に間に合うように、可能な限りやっていただきたいと思います。

もう一点は、名越谷大野の大原さんという家がありますね。ここは、道の上から崩れてきているわけですね。道の上から、道を通り越して自宅に土砂が流れ込んでいてということで、もう解体してありますけれども。ただ、ここも私も検証していないけんあれですが、要するに、上に水管が通つとるわけですよ。水管から水が漏れとったというわけですよ。ちょっとさっきの安部と一緒に、水がずっと漏れてやっぱり土砂に含んでいて、大雨が降ってどさっと来たということだろうと思うんですね。

ですから、道の上は農地、林地じゃないと思うけど、どげんなつとるとですかね。竹山の下のあの、林地じゃないでしょう、農地。農地でも耕作していないからですね。ですから、これは町の主管でしょう。

〔「里道じゃないですか」と呼ぶ者あり〕

いや、あの町道の上ですよ。町道の上は山があるですたい。これは要するに、また上のほうは土留も何もしていないから、下は、道下の法面にはシートばかぶせてありました。これは自分でやらないかんとかなという感じではありますが、ただ、道の上の崩えたところについては、少なくとも今度また何らかの対策をしておかないと、ここは本当に危ないと思うんですよ。また崩えてくると。

そこら辺はやっぱりいろいろ優先順位を考えてもらってですたい、やっぱり人家に被害が及ぶようなことについては優先してやっていただきたいと、これはもう要望しておきます。

以上です。

それで、あと自治体D Xと標準化についてですけども、要するに今はD Xとか、また、デジタルトランスフォーメーションと言っても、町民の方から怒られますけれども、平仮名とか片仮名を使うなと言われますけど、ただ、仕事上こういう名称がついておるから言わざるを得ないんですけども、やっぱり従来からベンダーロックインということで、今までは、共同化とか標準化とかがないときは特定の事業者に委託をし、例えば、熊本市のR社とか特定の事業者に依存して、当該事業者以外はシステム内部を把握できないような状況、これをベンダーロックインというそ

うですけれども、そういったことの弊害が大きいから、今度標準化しましょうという事で事業が進んでいるというふうに私は思っております。

そういうことで、基本的に自治体DXについては、2018年度比で経費を3割削減しますということがひとつ目標でございましたけれども、しかし、実際には低減するどころか、従前よりも経費は増えていると、こういった指摘がございます。

それから、ハードウェアの賃料・保守料をクラウド利用料に置き換える予定が不十分であると、こういったことが指摘されております。2025年1月には、中核市長会議が国に対して申入れをしまして、中核市では、経費が2～3倍に増えていると。だけん、国に何とかしてくれと。同じ2025年5月には、東京都特別区を含めて国に申入れがされておまして、ここも1.6倍経費が増えていますと、こういったことでありまして、全国知事会もそういうことで申入れをされております。

そういう2025年度までにこのシステムをつくり上げましょうということできているわけですけれども、この自治体DXの標準化との不協は非常に矛盾が出てきているということで、この辺りについてどうお考えかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員おっしゃいますように、DXとか標準化というのがなかなか分かりにくくございますので、説明いたしますけれども、これも分かりにくいかもしれませんが、まず、自治体DXにつきましては、デジタル技術を活用して役場の仕事の進め方そのものを見直し、住民にとって利便性で使いやすい行政へと変えていく取り組みでございます。

これまで紙で申請し、窓口へ提出していただいた手順をオンライン化したり、庁内でデータを共有することで、同じ説明や書類等を何度も書かない仕組みなどに改めることなどがその具体的な例でございます。

また、自治体システムの標準化につきましては、住民基本台帳や税、福祉など基幹業務と言いますけれども、基幹業務システムについて自治体ごとに異なっていた仕様や仕組みを、国が定める共通基準に統一する取り組みでございます。これにより、制度改正の迅速な対応であったり、システム運用経費の抑制、さらには災害時のデータ保全など、業務継続の向上が図られるものであります。

そこで、DXと標準化の不協和、特に経費の3割削減の目標が示されている一方で、人員増や持ち出しが生じている点についてでございますけれども、現時点では、移行作業やデータ整備、職員研修などに伴い、一定の人的・財政的負担が発生しているのが実情でございます。

しかしながら、これらの移行期における必要な投資であり、将来的には、制度改

正対応の効率化や運用コストの抑制、業務の簡素化につながるものと認識しております。

町といたしましては、短期的な負担のみに着目するのではなく、長期的な効果を見据え、真に住民サービスの向上と業務の効率化に資する形で、計画的にD Xと標準化を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 進めてまいりますはいいですが、ただ、2026年の3月までに、一応、この導入についてはめどをつけますよというのがずっと方針で出ているわけですね。それは今、町としてはその現状はどうなっているのかお尋ねします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

本町では、当初2025年の9月に標準化への移行を計画しておりましたが、他の自治体での標準化を進める中で、他の業務とのデータ連携といった不具合が発生するなど、移行業者との検証作業などに時間を要しており、移行が進んでいない状況でございます。

本町といたしましては、2026年、令和8年の10月13日に移行開始を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 若干遅れている、全体的に遅れているんですけども、できるだけ体制を整えて進めるということだろうと思いますけれども。

あと、2点と3点目はちょっと共通しますので、D Xの基本姿勢と全体手順書と基本姿勢との差異、この2と3はお尋ねしますが、一緒に答弁をお願いします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

自治体D Xの基本姿勢は、単なるI T導入や紙の電子化にとどまるものではなく、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を高めるとともに、業務の効率化を図り、職員の負担軽減につなげ、その人的資源をさらなる行政サービスの向上へ振り替えていくこととなります。

そこで、本町のD X計画におきましても、デジタルそのものを目的とするものではなく、第2次振興計画に掲げる将来像「小さくてもキラリと光る私たちのまち・やさしさと対話のまちづくり」を実現するための手段として位置づけております。

具体的には、3つの柱に基づき取り組みを進めているところでございます。

1つ目は、「デジタル活用による住民サービスの向上」です。2つ目が、「デジタル化の推進」でございます。3つ目が、「行政内部のデジタル化の推進」でございます。

以上の3つの柱を軸に、デジタルを「人にやさしい道具」として活用し、町民の暮らしをよりよく豊かに支えていくことが、本町のDX推進の基本の姿勢でございます。

次に、もう一つの質問でございますが、差異でございますけれども、この2つの違いでございますけれども、本町のDX推進における「基本姿勢」は、デジタル化を通して何を実現したいのかという方針を示すものであります。本町では、第2次振興計画に掲げる将来像、先ほど言いました方針を目標に、デジタルをあくまで手段と位置づけ、住民サービスの向上や地域の利便性の向上、すなわち生活の変革を目指しております。

少し分かりやすく申し上げますと、全体の手順書は「役場がどう変わるのか」を示す内部向けの設計図であり、基本姿勢は「町民の暮らしをどうよくするのか」を示す目標でございます。

自治体DXは役場の業務にとっては重要な改革ではありますが、その目的は、あくまで町民皆様の暮らしをよりよくすることにあり、町といたしましては、国の手順書に基づき着実に業務改革を進めつつ、その成果が、町民の皆様にとって分かりやすい利便性の向上として実感していただけるような取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 続きまして、標準化手順書とその進捗状況についてのお尋ねですけれども、標準化手順書で3点ほど示されております。

まず、コスト削減、ベンダーロックインの解消、2点目の行政サービス、住民の利便性向上と職員の本来業務への回帰、3点目が行政運営の効率化とデジタル三原則に基づく業務改革、この3点が手順書の中に示されております。

一応、進捗状況は先ほどからありますように、基本は2025年度末までに本稼働を前提とすることで進められてきたというふうに考えますけれども、市町村業務が二十業務のシステム標準化、それから、全40のステップの完了率ということで見た場合に、町村の場合は、まだ12.4%しか運用の開始がされていないと、こういった状況でございます。そこに我が町も入るかと思っておりますけれども、こういったことについての認識はどうでしょうか。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

国が示しています二十業務につきましては、取りこぼしがないように進めてまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 先ほど言いますように、3割削減とかいろいろ目標を掲げて、なかなか実態としては逆になっているという指摘がございます。

自治体からの声としましては、人的負担の軽減というけれども、現実には標準化のための増員が必要になっていると。財政負担の軽減ということに対しては、予想を超える経費がかかっている。業務の効率化というけれども、ホワイトリストから外れた独自システムを継続すらできない。標準化の推進はその目的とは裏腹に、短期的には人的・財政的負担が自治体にかかってきているし、業務の非効率化、行政サービスの継続困難と真逆の結果が生じているというような、厳しい、これは自治体の声ですから現状そうだと思いますけれども、その辺りはやっぱり十分踏まえて、一律に今、こういう国がやっていますけれども、私はできるだけここの自治体を幾つかトップランナーじゃないけど先行して、そこに集中的に県あたりも支援するシステムがあったでしょう、要員を。そういうことでやっぱりモデルをびしゃっとぼーんとつくってから、それをまねするというか、参考にしようということとかをしないと、一律にばあっとやるから、なかなか人員が豊富なところとそうでないところの差が出てくるし、やっぱり進むところと遅れるところが出てくるし、その辺りの何か手法が、もう少し国においても一工夫してほしいと、このように思います。国に言わなければいけないというふうに思います。

そういうことで、最後の質問ですが、この地域公共交通「のる一と」の実証実験の結果については、これは、先ほど平野議員がいろいろ聞かれております。ですから、もうダブるところは省略いたしますけれども、一応、先ほど澤山課長の説明によりますと、1日当たり利用者が2.9人ですか。登録者が163人。それと、登録者の1割ぐらいが実際に今使っているというようなこととか、いろいろ説明がございました。

ですから、この一番の成果と課題についても、先ほど聞かれておりますので省略しますが、結果を踏まえて、今はまだ実証実験の最中ということなんですが、いつから具体的な実施になるのか、その辺りをお尋ねします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） 「のる一と美里」の実証運行につきましては、現時点において、令和8年9月30日までの実施を予定しております。その後は、

実証運行の結果を踏まえ、本格運行の体制移行をする方針です。

本格運行の開始時期につきましては、具体的な運行内容の精査や国の補助金申請に係る手続等により多少の前後は想定されますが、基本的には実証運行終了後、切れ目なく円滑に本格運行へ移行できるよう、準備を進めてまいります。

本格移行への移行に当たりましては、ドア・ツー・ドア型のデマンド運行を基本としつつも、特定のシステムへの継続利用を前提とせず、本町の地域実態に見合った最適な運行形態やコスト構造についても、改めて検討してまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） とにかく何度もこの件についてはお尋ねしているんですが、もともといわゆる福祉バスのときは、やっぱり年間の利用者が1万人を超しとったんですね。美里バスになって、最初は年間2,000人ぐらいいたのがもう千何百人に減って、非常に利用者が少なくなったと。今度は今のところも、これも言うなら低調ですよ。これがずっと軌道に乗ってどんどん増えていくなればいいんですけども。

問題は申込みの方法ですたいね。アプリの利用を前提にしていますよと言っても、お年寄りにアプリを使いなさいって言って、もなかなかはっきり言ってガラケーの人が多かったですよ。電話だけでいいって言う人が結構多いです。ですから、アプリを何かその目の前で入れて、ガラケーでも入れられるか何か分かんけれども、入れてあげて、ここのボタンば押しなさいぐらい丁寧に教えないと分かんですよ。ですから、全部電話でされます。

以前は、美里バスのときは前の日の3時までには予約しなさい、乗らんときはまたキャンセルの電話を入れなさい、そういうことだけ、めんどくそして乗らないって。もう極端に言うと、そういう人が結構おらしたわけですね。今度もやっぱりこの辺りのアプリの利用を前提とするならば、本当にもう登録は百六十何人ですか、もう行ってアプリば入れて、ここのボタンば押しなさいぐらいにせんと、はっきり言って難しいですよと思います、私は。その辺りは、もう少し工夫をしていただきたい。

それと、コールセンターは県外のコールセンターと言われたんですね。これは、コールセンターの運用コストというのは幾らぐらいかかるんですか。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明します。

コールセンター単体では、今はちょっと数字を把握していないんですけども、コールセンター、それからAIの配車システムというものを含めて、数百万円単位

ということでかかっていますので、見直しの方向性としましては、コールセンターをある意味内製化すると、役場の中に持ってくる、そういったことも含めて検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 実証実験をして、8月末ぐらいまでですか。それから本格実施ということですが、やっぱり説明会をしても、なかなか夜の7時に役場に出てきなさいって言われても、なかなか少ないわけですね。それは、実際に来てされました。

それで、その買物支援じゃないけれども、やっぱりそういうサロンの場に出かけて行って、それもしたとか聞いてはおりますけれども、やっぱりそういうことで、直接利用者の方にできるだけ多く会って説明する、あるいはいつもそうですが、嘱託会、区長会、区長の皆さん方によくやっぱり理解してもらって、利用者の方が区長にいろいろ聞いたときに、ちゃんと区長さんから指導ばしてもらおうとかいろんな工夫ばしなければ、またこれはもう数が低迷するというふうに思いますので、その辺りはよく工夫をしてやっていただきたいと、これは要望です。

以上で終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、坂田竜義議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を13時ちょうどといたします。

—————○—————

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、7番、濱田憲治議員の一般質問を行います。濱田憲治議員。

○7番（濱田憲治君） 7番、濱田でございます。通告に従いまして、質問をいたします。

今回の質問は、農業振興について、2つ目に定住促進について、3つ目にこどもの居場所づくりについて質問をいたします。

初めに、農業振興についてお尋ねしてまいります。1項目は、山椒栽培の取り組みについて、2項目が指定振興作物の取り組みについてでございます。

まず、山椒栽培の取り組みについてお尋ねいたします。

平地の田畑でも、年々耕作放棄地が拡大しております。山間地の農地においては、

平地より栽培環境が厳しく、農業を廃業される農家が年々増えていっているようです。このような中、椿地区の水田では、令和7年度稲作をされた農家は1件だと聞いております。そのほかの水田は、耕作がされていない水田になっていると思っております。

このような山間地でもある隣町の甲佐町では、宮内地区内において、平成28年の熊本地震、その後の豪雨災害で被害を受けた農地で山椒の栽培が始められております。そして、令和2年「地域に元気を取り戻そう」と、農家20人がぶどう山椒の栽培を開始されております。4年目になり、栽培面積が1.3ヘクタールまで拡大し、収穫収量も増加されております。

収穫する山椒の実は軽いため、高齢者でも手作業で収穫ができ、里山で課題となっている鳥獣被害が比較的少ない作物でもあります。山椒の需要は年々高まっている中、国産の山椒の収穫量は少なく、国内に競合する産地が少ないなど、勝算を見いだしておられるところです。

この山椒の栽培を甲佐町の組合と連携し、美里町でも栽培を始め、耕作放棄地の解消と所得向上につながる取り組みとなり得るのではないのでしょうか。甲佐町で現在取り組まれている栽培内容はどのようになっているのか。苗木の価格、植え付け時期、収穫時期、販売方法、収入金額など、今後、甲佐町との連携した山椒の栽培計画を考えていかれるのかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 令和7年12月16日に、本町に甲佐町の宮内地区山椒生産組合及び株式会社ツムラの担当者並びに甲佐町役場農政課が来庁され、山椒の生産を提案された件だというふうに思います。

おっしゃいましたとおり、令和元年度より、甲佐町の宮内地区では、熊本地震や豪雨災害からの復興や耕作放棄地の増加など、地域課題への解決手段として、宮内地区山椒生産組合を組織し、栽培を開始されたというふうに伺っております。

令和3年度に株式会社ツムラと山椒の契約栽培を開始され、令和5年11月に甲佐町と宮内地区産消生産組合と株式会社ツムラの3者で、「生薬生産による地域農業活性化連携協定」を締結され、株式会社ツムラへの本格出荷を開始をされております。令和6年度には補助事業を活用し、甲佐町内における生薬加工体制を整備されたとのことでした。

食品や漢方の原材料としての需要の高まりによりまして、国内においては山椒が大幅におっしゃいましたとおり不足しているという状況であり、甲佐町のみならず近隣自治体、これはもう緑川流域一帯ということで、近隣自治体を含め、新規生産者の確保と栽培面積の拡大を図り、産地化を目指していきたいという話でございま

した。

本町といたしましては、試験的に栽培を意欲がある農家の方に行っていただいて、栽培状況を注視しながら、今後の対応を検討していきたいと考えているところでございます。

なお、苗木の価格等に関しましては、甲佐町においては、株式会社ツムラと契約栽培をされているということで、契約栽培にするとゼロ円と。要は、タダで提供されるというふうに聞いております。

それから、植え付け時期に関しましては、12月から3月の落葉期というふうに伺っております。ツムラと契約することによりまして、株式会社ツムラが、出来た山椒に関しては全量を買取りされるということでございます。

それから単価ですね。収入等に関しては、これはトップシークレットということでは教えていただけないということなのですが、契約されている方のお話では、値上げなどの価格交渉には応じてもらっていると。非常に柔軟に対応いただいているのではないかなというふうに伺ったところでございます。

そして、収穫時期は夏場の暑い時期、8月上旬に収穫をされるということでございまして、暑い時期でございますので、作業が大変だというような話は伺っております。栽培の環境に関しましては、山裾で水はけのよい傾斜地で、半日陰の農地が適しているというふうに伺っております。

この前、ちょうど期成会の要望活動の後の懇談会で、この山椒を栽培されている方と同席をさせていただきました。そこでお話を少しお伺いしたんですが、午前中は朝日が当たって、午後は西日があまり当たらない、そういうところがいいんだというような話をされておりました。収穫までの期間に関しましては、4年から5年を見とくといいんではないかというようなお話でございました。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 詳しく説明もいただきました。

大きい会社ツムラということで、そこが全量買い上げられるというのは、魅力の一つということになるかと思います。そして、苗木の価格が甲佐町はゼロ円ということで、非常にそれも魅力ある事柄かなと思ったところです。

実際に意欲ある農家の方が試験的に栽培をされて、美里町に合う合わないを見定めた上での組織ができていくのかなと感じたところではございますけれども、まず、この苗木がないとその試験栽培もできませんので、この苗木の注文は、例えば農業政策課に伝えれば、意欲ある農家の方の本数を、今年はもう3月になっていますので、来年植え付けをしたいという農家がおられる場合には、そのようなお願いで苗

木の注文ができるのか。

まだそこまでやり取りができていないような形になるかもしれませんが、その確認だけお願いしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先日、宮内地区の山椒の生産組合、それからツムラの方も、もちろん役場の方もいらっしゃったわけありますので、その辺は恐らく非常に弾力的に、臨機応変に対応いただけるのではないかなというふうに思いますが、まずは、その辺は確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 先ほど、栽培に適しているところは、西日が当たらないような地域がベストという話でもありますので、意欲あられる農家の方々におきましては、ご一報を農業政策課にお伝えをしていただければと思ったところですよ。

私のそばに弘川から家を建てておられる方も、今、田んぼが空いているということで、できましたならば、それも1回試験的にでも植えさせていただければという話もあっておりますので、そういう流れで進めていければと思ったところです。

続きまして、指定振興作物の取り組みについてということでお尋ねをいたします。

令和5年6月議会の質問で、新しく指定振興作物になる予定品目があるのかと質問をし、指定振興作物に「里芋」を検討すると農業政策課長の答弁がっております。その後、検討されるということでしたので検討されていると思いますが、どのようなになっているのでしょうか。

里芋は、美里町の農地に適した作物であると私も思っております。収穫期間も早い農家では7月から始まり、4月まで収穫・販売される農家もおられます。栽培農家も減少したことや、近年、夏場の雨量が少なく、里芋が焼ける被害も2年連続で続いております。このため、収穫量が少なく、販売価格は高い金額で推移している状況でもあります。

また以前、「砥用里芋」という名前で、砥用地区で栽培されている品種があると聞いたことがあります。現在も栽培されているならば、美里カボチャと同様に、美里里芋として栽培・販売する仕組みも面白いのではないのでしょうか。

里芋を今後指定振興作物に指定されるのか。また、指定振興作物になった場合、農家へのメリットはどのようなものがあるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

指定振興作物の選定につきましては、美里町総合農政推進協議会におきまして、

J Aなどの関係機関や農家代表の委員の方々からのご意見を聞きながら、取り組みを進める作物の選定を行っております。

現在の指定振興作物といたしましては、振興野菜が5品目、振興果樹が6品目、工芸作物が1品目を指定しております。

議員お尋ねの里芋につきましては、J Aより美里町の農地に適している作物として提案された作物でございます。里芋には、芋の一部が赤い「セレベス系」の品種やそれ以外の白芽の品種、子宝・石川早生・唐の芋・蓮葉・つるのこ・大野里芋などの多くの品種があり、また、セレベス系はイノシシなどの有害獣が好んで食べ、被害に遭いやすいなどの難点もございまして、品種選定に時間を要し、指定振興作物の追加に至っていない状況でございます。

今後は、品種選定はもちろんのこと、新たな品種等を視野に入れ、美里町のような中山間の地域に合い、また労力がかからず、栽培可能な品種をJ Aなどの関係機関と協議しながら試験栽培を重ね、特産品として指定を視野に取り組みでいきたいと思っております。

また、指定振興作物に指定された場合の農家の皆様へのメリットといたしましては、販売目的が限定になりますが、1人当たりの種苗代、資材代などの生産資材の購入価格の3分の1以内で、10万円を上限といたしまして、補助を受けることができるとなっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 今のところ検討されている途中ということですが、里芋の一番のメリットは、私は収穫期間が長くて、販売がずっとできるというようなことだと思います。

品種は、日本では200種類ほどの種類があるということでネットでは出てくるんですけども、この里芋だけが自分で生産して、ある程度12月ぐらいから1月ぐらいのときから土に埋めておけば、2月とか3月ぐらいに植え付けするときに、それが種芋となって作付ができるというような作物でもあります。

しかしながら、デメリットとしましては、連作ができないということで、畑の圃場が複数枚必要であるということでもあります。しかし、多くの農地が今、耕作放棄地でありますので、その土地の方からお借りするような形で、耕作放棄地を解消する一つの品目としても魅力があるのではないかなと思ったところです。

J Aと協議をされていかれますけれども、今後、種苗代がその農家のメリットとしては3分の1、10万円という上限がありますけれども、J Aのこの前、種芋の予約というチラシが回ってきたんですけども、これを見てもみると、1坪で種芋

が税込の920円と書いてあります。

例えば、1反にしますと303坪でありますので、種芋だけでも、初めは27万8,760円という金額がかかります。そのうちの3分の1、10万円の上限になりますけれども、始められる方にとってはそういうメリットもあるんじゃないかなと。

なおかつ、2年目からは種芋として保管すれば、種苗費が2年目からはかからなくなるというようなこともつながっていきますので、できるならば、そういう農家を作りやすい作物でもあると思いますので、ぜひJAと検討をしていただいて、品種はいろいろあると思いますけれども、農家の取り組みの一助になるんじゃないかと思っておるところです。

今後、本当に検討していってもらいたいという思いがありますが、町長何かありませんでしょうか、JAに。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 熱い思いは伝わったところです。今、耕作放棄地が町内においても非常に増えているということは、十分承知をしております。それをどう減らしていくのかというのも、一つの大きな課題であります。

そういった上で、その里芋についてのお話がありましたが、何が一番やっぱり労力が少なくて、そして、付加価値をつけて売ることができるのか。やっぱり手取りも増えなければいけませんので、そういったことも総合的に考える中で、いろいろと検討を進めていきたいというふうに思います。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 一方的に答えを求めているあれではないんですけれども、耕作放棄地がもう本当に拡大しておりますので、里芋をはじめ、そばでも面積は多くいるわけですので、農政課におかれましては、早く指定ができるならできるこの品種を検討するということと、試験的にも栽培がなされるようにご相談に乗っていただければと思ったところでもございます。

次の質問に入ります。定住促進について質問をいたします。

美里町の最大の課題は人口減少でございます。昨年2月、熊本県農業振興促進審議会というところがあり、農業振興地域、農振地域を美里町や益城町ほか4町合わせて、300ヘクタール余りの縮小を承認をされております。これにより、美里町全体の農地で一部が農業振興地域から除外をされております。

これにより、堅志田を通ります町道北の原・上の原線、コンクリート工場より南側にある農地が住宅地として転用できる農地となっております。この区域内の農地を転用され、1軒の新築住宅がやがて完成をされます。

この住宅には、町外から若いご夫妻と子供さん2人の4人の家族が新しく美里町民となられる予定です。完成する住宅の南側には、宅地として2区画が既に販売をされており、また、その並びにもう1軒の新築住宅の建設が予定をされております。この新築住宅にも、町外から美里を選ばれて住宅を建設されます。

農振除外ができたことにより土地が動き、さらに多くの農地が住宅用地となる可能性が生まれています。町営水道も整備計画区域内であり、昨年8月豪雨の影響もほとんどなかったことから、安心・安全な住宅地とも言えるのではないのでしょうか。

本年度の議会視察研修で、北海道の南幌町を訪れております。この町は子育て支援が充実しており、令和5年度、令和6年度と2年連続で人口増加率が全国第1位となっております。

新築住宅の支援策では、南幌町でマイホーム建設の際、最大200万円の住宅建築費補助金、対象がありますが、中学生以下のお子様がいる世帯、または、夫婦共に年齢が40歳未満世帯であります。

実績として説明いただいた中のことですが、令和4年度交付決定は99件、助成金額は1億5,850万円、令和5年度は交付決定が同じく99件、助成金額は1億1,550万円、令和6年度は交付決定が57件、6,250万円でありました。

令和6年12月議会の質問で、若い世代を呼び込むために、定住促進助成金等の支援策はできないかと質問しております。そのとき、町長が人口減少を食い止めるために限られた財源をどう配分し、選ばれるまちをどう実現していくかが4期目の最重要課題であり、総合的・多面的な取り組みを進めたいと答えられております。

しかしながら、昨年8月の豪雨により、美里町は熊本県内の自治体の中で上位になるような災害を受けており、令和8年度は、その災害からの復旧・復興の元年でもあります。災害の復旧・復興と多くの資金を投じることになりますが、並行し、選ばれるまちを目指す施策も同時に進めることが必要ではないのでしょうか。

ふるさと納税も令和7年度は1億円を超える金額となり、その財源を基に、定住促進助成金などを形にするタイミングではないのでしょうか。厳しい予算のやり取りとなりますが、今後の定住を促進する対応策はどのように考えていかれるのかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、本町におきましては、町の将来を担う若者や子育て世代の受皿となる住環境を整えるため、水道整備事業と合わせて、宅地開発事業を進めているところでございます。

しかしながら、単に宅地を造成するだけでは、近隣自治体との競争の中で「選ばれるまち」になることは難しいと認識をいたしております。実際に本町へ移り

住んでいただくためには、ハード面の整備に加え、周辺自治体の事例も参考にしながら、経済的な支援制度、いわゆるソフト面の充実を図ることが不可欠と考えております。

なお、こどもの支援施策、いろんな政策がありますが、そういった政策面では、非常に美里は先を進んでいるのではないかなというふうに思っていますが、まだまだ足りない部分があるというふうには認識をいたしております。

そのため、町外から移住される方が住宅を新たに取得される際の助成や、今のは町外の方です。町内の方が新たに住宅を取得する際の「定住促進助成金」といったインセンティブの強化について、財源の面も含め、具体的な検討を前向きに進めてまいりたいと考えているところでございます。

ただ、先ほど南幌町のお話も例に出されましたが、やはりこのような制度を設計する際には、年齢制限であったり、あるいは子育て中なのか、そういったことも関係してくると思いますし、制度上、やっぱりそういった制限を設けることも必要ではないかなと、現在のところ考えているところでございます。

もとより、単に補助金に頼るのではなく、本町ならではの「魅力あるまちづくり」を進めていく、そこがやっぱり根本的に重要だというふうに考えております。ハード・ソフト両面からの支援に加え、住みよい環境そのものを磨き上げることで、真に「選ばれるまち」を目指してまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） ハード面、ソフト面、選ばれるまちになるような形が本当にベストだと私も思います。やがて新築の住宅のところも完成はしますけれども、これからが美里町を選んでよかったっていうようなご家庭になるような、やっぱり環境整備をつくっていけるのが一番大事なことかなと思いました。

民間でできるところの宅地開発は民間がする、町がするところは町がしていくような形になりますけれども、こどもを中心とした考え方で、できれば人口減少、少なくとも、緩やかに落とせるような施策を頑張っていたいただきたいと思いますところでございます。

それでは最後に、こどもの居場所づくりについて質問をいたします。

本年度の議会視察研修では、岡山県の美咲町と北海道の南幌町を調査しております。

北海道の南幌町では、冬の雪シーズンではこどもたちが野外で遊べないことなど、冬場でも屋内でのびのびと遊べる屋内遊戯施設が建設をされていきました。南幌町は子育て支援、移住・定住に力を入れられ、その中でも特徴的なものが、屋内遊戯施設はれっばであります。平日平均400人、休日は平均1,100人の入館があっ

ていると説明を受けております。札幌市の中心部より車で４５分の距離であり、町外からの利用者が９０％となっていると説明を受けました。

都市部からの距離や町の規模では美里町と似たような町ではありますが、子育て世代建築助成制度、子育て支援が充実しており、２年連続で人口増加率が全国第１位となっています。

その要因の一つには、このはれっぱというのが役割を担っていると感じたところでは、こども屋内遊戯施設の整備構想の経過では、２０１８年、日本ハムファイターズ北海道のベースボールパークが隣接する自治体の北広島市に決定をされ、今後、道央圏連絡道路の開通を見越し、人の流れを南幌町へと職員による検討会が発足し、地域課題の解決につながる南幌町らしい施策として、町民とともに作り育てるまちづくりの拠点施設を令和元年度事業化されております。

施策の中で、こどもの遊びの環境の整備、町民へのアンケート調査結果や人口構造の是正をするために、子育て世代の移住・定住促進、子育て支援、子育て環境のさらなる拡充により、町の知名度、移住促進施策の認知度の向上を目指された結果、人口増加率が増加した要因でもあると思いました。

このように、子育て世代にターゲットを絞り、都市圏からの近距離や近隣自治体の開発など、美里町も熊本市からの距離や、今後、御船町の商業施設などの計画もあり、まさに南幌町と類似しているのではないかと思います。

美里町への企業誘致はなかなか厳しい現状ではありますが、町の子育て政策は、ほかの自治体にも劣らないものだと思っております。住宅を美里町で建設をし、職場は近隣の自治体へ通い、子育て支援と子育て環境が充実した施設があることで、美里町を選んでもらえるように描くことも必要ではないでしょうか。

昨日、議会全員協議会で、まちづくり構想宅地開発計画図が示されました。この計画図では、拠点施設整備を中心とし、住宅用地が計画をされております。その拠点施設の内容はこれからの検討になりますが、どのような観点から、整備後、整備計画をつくっていくのか。

議会でも、岩手県のオガール施設や宮城県女川町のまちづくり施設を学んでおります。近年、夏場の猛暑により、屋外で遊ぶことは命の危険も伴うことにもなり、夏休みでは、各家庭で過ごすことが多くなっているのではないのでしょうか。南幌町が造られた屋内遊戯施設のような拠点施設をつくることで、こどもたちの居場所づくり、町民の交流の場、地域の活性化などにつながる広場など、様々な意見を出し合い、計画をつくる場を設けることが必要であると思っております。

まちづくり構想宅地開発計画図にある拠点施設は、南幌町のような施設を今後、描いていかれるのかお尋ねをします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） こどもたちが安心して過ごし、自由に遊ぶことができる「居場所づくり」は、子育て環境の充実や若者世代の定住促進を図る上で、大変重要な要素であると認識をいたしております。

現在、本町が進めております「中央北地区宅地等開発構想」におきましても、単に住宅地を造成するだけでなく、こどもから高齢者まで多世代が交流できる「拠点づくり」を基本方針の一つとして掲げております。具体的には、分譲宅地に隣接するエリアに、こどもたちが安全に遊べる公園や住民同士が憩い、交流できる広場等の整備を目標といたしているところです。

これらの施設につきましては、町民の皆様が日常的に利用できることはもとより、国道からの視認性を生かしてまちのにぎわいを創出し、町外の方々にも「美里町の住みよさ」や「元気」を感じていただけるような魅力的な空間となるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

今後も、ハード・ソフト両面から、こどもたちの笑顔があふれるまちづくりに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） もう計画がある程度考えていきますという段階になっておりますので、町長も一緒に北海道に行っておられますので、内容は十分分かっておられると思いますので、それを形にしていっていただければと思っております。

「こどもたちの笑顔があふれる美里町」というようなキャッチフレーズができるような、そういう施設も一つはあってもいいんじゃないかなと思っております。

現在4期目、町長やられておりますけれども、現在まで箱物は一つも造っておられません。ぜひこの宅地計画の中の拠点の中で、そういうこどもたちの笑顔があふれるような施設をぜひ一つ造っていただければと思っております。

以上をもちまして、伝えておりました質問が全て終わりますので、これで終わりたいと思います。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、濱田憲治議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を13時50分といたします。

-----○-----

休憩 午後1時35分

再開 午後1時50分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、9番、今田政行議員の一般質問を行います。今田政行議員。

○9番（今田政行君） 9番議席、今田政行でございます。本日は心強い応援団がおりますので、ありがとうございます。

本日は、豪雨災害からの復旧状況について、また、空き家対策について、農業振興について、霊台橋の管理についての4項目を質問させていただきます。

昨年8月の豪雨災害の発災以来、第3回あるいは4回の議会定例会におきましても多くの議員から通告があつていますとおり、未曾有の大災害の復旧・復興に対し、関心の高さが見て取れたところでございます。

そのような中、比較的小災害の箇所においては、建設業者の方々をはじめ、多くの町民の方々のご努力により、復旧あるいは仮復旧ができ、道路の通行も可能となっております。しかしながら、大きな災害のところは、通行止めのまま現在に至っております。

査定を受け、予算がつかないことには先に進められないことは分かりますが、各地域においての生活道路の通行止めには、非常に不便さをきたしております。よって、災害復旧計画の中で、通行止めのところは優先的に取り組んでいただきたいと思いますと思うところですが、災害復旧計画がどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

道路の災害復旧計画についてということでございますけれども、まず初めに、令和7年8月の豪雨災害の概要についてご説明をいたします。

令和7年8月豪雨災害に伴う公共土木施設災害復旧につきましては、2月6日までに完了しまして、査定決定の国庫負担対象額で、工事費・測量試験費を合わせまして、道路が288件、41億3,652万1,000円、河川が112件、27億6,691万3,000円、橋梁が7件、6億856万3,000円、合計の407件、75億1,199万7,000円という結果となっております。

今回の災害査定につきましては、簡素化査定という調査設計業務を簡素化して査定を受けておりますので、現在、発注に向けての実施設計（災害箇所の詳細な調査測量並びに設計業務）を建設コンサル業者に依頼をしている状況でございます。

復旧工事を進める上で、橋梁や迂回路がない町道の災害箇所、それと、主要な生活道路から優先的に実施設計の成果を提出をしていただくように依頼をしておりますので、そのような箇所から町のほうで優先順位をつけて、計画的に工事の発注を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○ 9 番（今田政行君） 隣の集落に行くにも、かなり迂回しながら行かなくちゃいけないという状況が続いておりますので、そういうふうな取り組みをお願いをするところでございます。

続きまして、農地の災害復旧の進捗状況についてお尋ねをいたしますが、農地におきましても、多大なる被害をこうむってしまいました。地権者の思い、また、周りの方々の協力によりまして、農地自力復旧堆積土砂等撤去事業、あるいは土地改良事業災害分を利用した復旧作業が多く被災箇所で復旧に至っておりますけれども、今後、農地等災害復旧工事で工事がなされるというところもあります。現在の進捗状況、また、今後の復旧計画についてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

農地及び農業用施設の災害復旧につきましては、今回の豪雨災害の被害が甚大で被害箇所も相当数になることから、通常の災害査定ではなく、災害査定の効率化、書類の簡素化を図るため、昨年、令和 7 年 1 月 4 日から簡素化査定により査定を受け始め、本年、令和 8 年 1 月 8 日に査定のほうを受け終わったところでございます。

査定件数等の内訳につきましては、農地が査定件数 5 8 2 件で、箇所数が 8 2 6 か所、農業用施設（農道や水路等）でございますけれども、そちらが査定件数 1 7 6 件で、箇所数が 2 2 8 か所、合計の査定件数が 7 5 8 件で、1,054 か所、査定決定額といたしましては、約 3 0 億円でございます。

また、激甚指定に伴う補助率の増高申請を 1 月末までに申請し、本町につきましては、農地の補助率が 9 7.9 %、農業用施設の補助率が 9 9.7 %となる見込みでございます。

現在は、簡素化査定で承認された分を、災害復旧工事として発注するための実施設計の委託契約を締結したところでございます。

また、併せて査定結果を申請者に送付いたしまして、国の災害復旧工事として申請されるのか、または、町単独の補助事業で復旧を行われるのかの意向調査を実施しているところでございます。

なお、町単独の補助事業の活用状況につきましては、農地の堆積土砂等の撤去を支援する「農地自力復旧事業」につきましては、申請件数が 1 7 0 件で、箇所数が 4 7 7 か所、申請額が約 4,200 万円で、災害による小規模な農地や農業用施設の復旧を支援する「美里町土地改良事業（災害）」につきましては、申請件数 8 1 件で、内訳としましては、農地が 5 3 件、農業用施設が 2 8 件で、申請額が約 1,400 万円の申請状況でございます。

今後の予定としましては、実施設計の委託業者より図面等の成果品が随時納品されますので、町で工事設計を作成し、申請者に対しまして、工事金額及び負担金額の提示を行い、ご判断いただいた上で国の災害復旧工事を申請される場合は、確約書等の提出を予定しているところでございます。

その後、災害復旧工事の発注及び着工を予定しており、優先順位といたしましては、共同施設である農業用施設より発注を予定しているところでございます。

災害復旧工事完了までは、相当な期間を要すると想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 今の農災復旧工事につきましてもお話があっておりましてけれども、当初は農災復旧工事に手を挙げた方におきましても、自力復旧なり、あるいは土地改良の事業内容を利用して、もう修理が終わってしまっているというところも多分にあるかと思います。そういうところが事業の中でダブっていかないように、やっぱりしっかりと確認を取りながら工事を進めていただきたいなというふうに思うところでございます。

続きまして、文化交流センターの復旧計画についてお尋ねをいたします。

8月の豪雨災害によりまして、大量の濁流が流入し、機能停止に陥ってしまいました。美里町の文化の拠点として活用されている施設であり、多くの町民の方々や、特に文化協会の方々が早期の復旧を待ち望んでおられます。

多分、文化協会では、年間の事業計画もなかなか立てられないという状況になっているんじゃないかというふうに思うところでございますが、去年の第4回の定例会におきまして災害復旧調査設計委託料の計上があり、また、今回の定例会におきましても、災害復旧工事費の計上もあっております。

言わば、何の事業におきましても、段階を踏んで進めていかなければならないことは重々承知をしているところでございますけれども、一日も早い復旧を望み、今後の復旧計画についてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 文化交流センターの災害復旧につきましては、文部科学省の「公立社会教育施設災害復旧費補助事業」を活用して進めていく方針でございます。

現在、昨年12月からの調査を基に復旧工法を決定する段階にあり、今定例会に上程いたしました一般会計補正予算（第14号）に、工事請負費及び工事監理委託料を計上させていただきました。

ただし、本補助事業を活用するためには、国から「特定地方公共団体」の指定を受ける必要がございます。これは、激甚災害発生時などに特例的な国庫補助の対象となるもので、指定の有無は3月中旬に判明する見通しとなっております。その後、事業計画書の提出を経て現地査定が行われますが、現状では、その査定が4月下旬頃になる見込みでございます。

正規の手順どおり、災害査定の終了を待ってから復旧方法を確定し、工事契約を結ぶこととなりますと、着工が大幅に遅れることが懸念されます。そのため、国から「事前着工」の承認を得ることで、令和8年度当初より直ちに復旧工事に入れますよう、3月中の契約締結を目指して事務を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 今お話の事前着工にはもうその申請か何かを出されて、もうその承認も得ているということですか。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 事前着工の申請等を行っております。

昨日、予算の承認後に指名審査会も行っておりますけど、一応、工期につきましては、10月30日を目途にしております。

ただ、先ほども言いましたように、現地の本査定が4月下旬になりますので、それを経た段階で、工法等の見直し等があれば工期等も変わってくる場合もございますので、一応、10月末をめどに進めていきたいというふうには思っているところです。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 一日も早い復旧がなされますように、よろしくお願ひしたいと思います。

しかしながら、今回の災害復旧はあくまでも施設の原状復帰であり、原因の解消にはなっていないというふうに思っております。

今回が2回目ということでもございますけれども、文化交流センターの両サイドに水路といいますか、谷といいますか、そういう水の流れますが、そこからオーバーした濁流が流入したのが原因であるというふうに思っておりますが、その部分の改修について、何か今後の計画があるか否かをお尋ねしたいと思っております。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、教育長のほうから、できる限り早く復旧するために事前着工をやるということで、教育委員会は教育委員会で、一生懸命早く使えるようにという思いでやっていただいております。町といたしましては、もう今回2回

目ということでもありますので、その根本の原因をしっかりと確認をさせていただいて、どこが主管としてやるのか、そういったことも含めて検討をさせていただければと思います。

まだ、現段階では、ここをこうしようというような話は出ておりません。なぜならば、ほかに災害を、道路であったり橋梁であったり河川であったり、そういったところに注力していたもんですから、これから文化センターひびきは文化センターひびきとして、またその周辺に関しては、これからの話になっていくことというふうに思います。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） やはり、周りからの水を絶対入れないというような施設というか形を取ってもらわんことには、言わば2回が3回、あるいは4回になるという可能性もあるわけですので、十分その付近を調査の上、進めていただきたいなというふうに思うところでございます。

続きまして、空き家対策についてお尋ねをいたします。

人口減少の影響で、全国でも本町でも空き家の増加が懸念をされておりますが、ちなみに、全国の空き家数というのが2023年には900万戸超という数字が出ておりますし、うち、放置空き家が約400万戸というデータがあります。

空き家が増えてくれば、景観の悪化なり、あるいは犯罪の温床になったり、あるいは害獣のすみか等々になり懸念されるところであります。本町においてのその空き家数の調査というのは、課のほうで3段階から4段階に分けてから調査をされておられた経緯もあるかと思いますが、その空き家数と放置空き家数がどのくらいになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明いたします。

昨年度実施しました「令和6年度空き家実態調査」の結果について、お答えいたします。

調査の結果、町内の空き家総数は748戸となっております。そのうち、そのまま居住可能なAランクの物件が29軒、少しの修理で居住可能なBランクが149軒、中・大規模な修繕を必要とするランクCの物件が449軒、建物の老朽化が著しく、居住に適さないランクDと判定されたものが119軒ございます。

これらを合わせますと、相当数が管理不全、あるいは将来的にそのおそれがある状態にあるものと認識をしております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） そのような中で、固定資産の優遇というのも本町でもとおられると思いますが、更地におきましては固定資産の優遇措置はないということで、宅地の200平米以下は固定資産が6分の1、あるいは宅地の200平米以上は固定資産が3分の1の減額があるという制度があるようではございますけれども、これについては、本町では対応されているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（上田 孝君） 松永税務課長。

○税務課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

特定空家等または管理不全空き家等に対する勧告により、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用対象から除外した例はございません。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 今のお話は、特定空家の優遇措置の除外ということですか。

それでは、2015年に放置する家屋の倒壊のおそれがあるところとか、あるいは、2023年に窓の破損などの管理が不十分なところで改善が見られない場合は、固定資産の優遇除外の制度がありますよということですが、本庁ではやっていないということではよろしいのでしょうか。

そういう中で、空き家が非常に増えているという状況の中で、やはりそういう除外辺りも今後検討していくべきじゃないのかなという思いをしておりますが、一つの方策としてはいかがお考えでしょうか。今後ともしないということではよろしいのでしょうか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 放置空き家対策につきましては、令和8年度から始まります「第2期空き家等対策計画」において、委員会の設置や判定基準の明確化といった「運用の仕組みづくり」を最優先課題と位置づけ、取り組んでまいりたいと考えております。

その上で、先ほど申し上げました実態調査で把握した危険度の高い空き家から、順次、所有者へのまず啓発、あるいは指導、これを行ってまいりたいというふうに思います。なお、改善が見られない場合につきましては、新たに構築した運用体制に基づき、適切に対応してまいる考えでございます。

今の状況では、放置していれば、固定資産税が減免されるというような形で管理をされない、そういったところが今、増えている状況の中で、国が制度を変えました。

今、運用の仕組みづくりを本町においてはしっかりとつくった上で、どの時点で

もうこれは放置されているんだと、特定空家なんだというのをしっかり把握といいますか、これが特定空家だとかというそういう制度設計をやった上で、今後、その固定資産税の減免の特例を外して、まずは勧告、啓発指導、それを行っても改善が見られないときは、そういった特例から除外していくという流れになってくるんだろうというふうに考えております。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） いろんな方法で、放置空き家の減少というのをぜひ行っていただきたいというふうに思うところでございます。

続きまして、農業振興についてお尋ねをいたします。

近隣の市あるいは町でも、農業者数の減少というのが進んでおります。先ほどから言っております荒廃農地増加にもつながっていると思われませんが、国では、農地の大規格化や施設の共同利用等と呼ばひかけておられます。

農地の集約を図ろうとされておりますが、我々中山間地域ではどのような展開をしていくのでしょうか。お考えをお尋ねしたいところですけれども、以前から、農業生産法人等々をつくりながら、耕作放棄地をなくしようということと提案はしておりますけれども、現段階でのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本町の農業につきましては、昨年8月の豪雨災害により、農地への土砂流入や畦畔の崩落・農道や水路の崩壊、農業用機械の破損など、これまでに経験したことがない甚大な爪痕を残したところでございます。一刻も早い復旧・復興こそが、現在の農業復旧における「最優先かつ喫緊の課題」であると認識をいたしております。

また、農業従事者の高齢化や担い手不足・労働力の減少などもある中で、持続可能な農業を行う上では、圃場整備や用水路の整備などの農業基盤整備を進めていくことも重要だと考えております。

復旧・復興に合わせまして、大規模な圃場整備や用水路改修などは県営土地改良事業により整備し、小規模な農地整備や農道の改修などには、美里町土地改良事業費補助金による補助を行っているところです。また、農業用機械の導入につきましては、美里町農業用機械導入補助金を活用し、生産基盤の強化を図っております。

町といたしましては、農業振興を図る上で、農地の圃場整備などのハード面での基盤整備と多面的機能支払制度・中山間地域等直接支払制度などの共同活動により、生産基盤の確保や農地の保全に努めつつ、作業の省力化や効率化、産品の高付加価値化を追求してまいりたいと考えております。

議員が以前も質問されましたが、集落営農であったり農業生産法人であったり、

なかなかやっぱり人材がいないというようなところで進んでいないのが現状でございますが、町といたしましては諦めることなく、省力化、効率化、産品の高付加価値化、そういったことを追求しながら、何とか農業が継続していけるように頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 今の農業振興のためには、言わば農業従事者というのが必要不可欠でありますけれども、そこに含めております新規就農者の育成並びに女性農業者の経営参画といった取り組みでございますが、このような問題、あるいは先ほども言いましたように、以前から提案しております農業生産法人の設立等々につきましては、当然、民間の中で進めていかねばならないことだとは思いますが、主要産業である農業が衰退していけば、町としても大きな打撃になるというふうに思っておりますので、サイドから後継者の育成、あるいは支援というのをぜひ取り組んでいただきたいというふうに願うところでございます。

次に、有害獣被害の状況及び対策についてですけれども、近年被害にあってもまたかという思いで、半ば諦めておられるようなところも多いというふうに感じております。

確実に個体数の増加というのがあると思っておりますけれども、現在の被害状況、あるいは、それに伴う有害獣の対策等々についてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

鳥獣による農産物等の被害は、近年、生息域の拡大によりまして、中山間地域をはじめとして、全国的に深刻化及び拡大している状況でございます。このような状況を早期に解決していくためには、個体数調整をはじめとするソフト面の取り組みと防護柵の整備等のハード面の取り組みを一体的に実施することが適当であることから、これらの取り組みを一体的かつ総合的に実施するため、本町におきましては、令和4年度に美里町鳥獣被害防止計画を策定し、令和5年度から令和7年度までの3年間を計画期間と定めまして、被害発生の抑止及び効果的な捕獲を図ることを目的といたしまして、事業を実施しているところでございます。

令和6年度被害実績としましては、被害総額1,438万5,000円で、内訳としましては、イノシシによる被害額が1,036万5,000円、鹿につきましてが317万5,000円、猿につきましてが50万3,000円、カラスにつきましてが6万5,000円、アナグマにつきましては27万7,000円の被害額となっております。

また、令和6年度の捕獲実績といたしましては、捕獲頭数1,874頭で、内訳

としましては、イノシシが989頭、鹿が682頭、猿が6頭、アナグマが197頭を捕獲されている状況でございます。令和7年度の上半期の捕獲頭数につきましては、捕獲頭数1,021頭で、内訳としましては、イノシシが355頭、鹿が619頭、猿が2頭、アナグマが45頭を捕獲されている状況でございます。

昨年度、令和6年度の上半期と比較しますと、今年度が294頭増加している状況となっております。

例年、下半期に捕獲頭数が増加する傾向でございますので、昨年度の捕獲実績を上回る想定となり、個体数の調整による継続的な被害防止に努めていくことが必要だと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 今、お話の捕獲頭数がトータルの2,000頭近い捕獲がなされておるということでもありますけれども、言えば、イノシシ等に限っては、年に2回も3回も分娩するという中で、1回につきまして5頭も6頭も生まれるという中で、やっぱりイノシシファミリーはぞろぞろ行列をつくって歩いていくのをよく見ていますけれども、あれだけ増えているなというふうな思いがしているところです。

今後とも、また対策をどうぞよろしくお願いをしたいというふうに思っておるところでございます。

続きまして、土地改良区の各事業部での災害に強い施設についてお尋ねをいたします。

各事業部の施設につきましても、昨年の8月の豪雨で大きな被害を受けてしまいました。ちょうど稲の開花期で水を必要とする時期でしたので、今年は収穫が望めないのかなと断念した人も多かったと思いますが、しかしながら、各事業部で役員さんあるいは組合員の方々のご努力によりまして、何とか通水にこぎ着けまして、収穫後の秋を迎えたということであります。

しかしながら、各組織のメンバーを見ますと、今後あと何年、重労働となる復旧作業等々ができていくのかなという疑問が残ります。国土強靱化の下、このような施設におきましても安心して使える施設を目指して、町として指導をお願いしたいというふうに考えておりますが、そのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 近年の異常気象等によりまして、これまでの想定を大きく上回る非常に強い勢力の台風や集中豪雨、及び頻発化する線状降水帯など、農業用施設の被災頻度は年々高まっております。また、本町の農業用水を支える幹線水

路の多くは急峻な山腹を縫うように整備されており、近年の激甚化する豪雨災害に対し、山腹崩壊や土石流による埋没、加えて、水路自体の決壊による二次災害のリスクが高まっていると認識をいたしております。

昨年8月の豪雨災害では、土地改良区の西台地幹線用水及び東部幹線用水で広範囲にわたって大規模な被害が発生し、一時期は用水の確保が困難な状況となりましたが、事業部の方々のご尽力により応急復旧が行われ、通水が可能な状況となっております。こちらにつきましては、現在、災害復旧工事として発注するための実施設計の委託契約を締結し、早期復旧を目指している状況でございます。

土地改良区各事業部の災害に強い施設についてとのご質問でございますが、まず、前提として、土地改良区各事業部が検討すべき案件であり、現在、土地改良区全体では、農業水利施設等の保全を将来にわたって継続するための計画である水土里ビジョンを策定中でございます。

農業生産の基盤である農地を守り、安定した農業経営を継続するためには、既存施設の単なる維持管理にとどまらず、防災・減災の視点を取り入れた強靱な施設整備が極めて重要であると認識しております。急峻な山腹を縫うように整備された幹線用水であるため、重機の搬入路確保が困難であることや対策範囲が広範囲であることから、議員ご質問の災害に強い土地改良施設となると、施設整備に多大な費用と時間を要します。

また、施設整備と維持管理経費の増加に伴う賦課金の増額の問題もありますので、現実的にはかなりハードルが高い状況ではないかなと感じているところです。

しかしながら、土地改良区から災害に強い施設整備に対するご提案等あれば、町といたしましても、一緒にしっかりと考えていきたいと思っております。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 農業振興には不可欠な施設でありますので、今後とも指導のほど、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、4番の霊台橋の管理についてお尋ねをいたします。

通告書にも記しておりますとおり、①の霊台橋の呼び名について、それぞれの標識等では「レイダイキョウ」と書いてありますけれども、我々はこどもの頃から「レイタイキョウ」という名前の中で教わってきたところであります。

石橋保存会の篠原さんにお尋ね申しましたけれども、いつ「レイダイ」になったのかなと、私自身も分からないというふうなことでありましたけれども、町の主要な観光地でもあります。そういうところの名称でございますので、やっぱりはっきりしておく必要があるというふうに思っております。

ちなみに、午前中に一般質問された平野議員も、「レイタイキョウ」マラソンと

いうことで言われましたし、逆に宮寄教育長におきましては、「レイダイキョウ」という言葉を使っておられたかと思います。

霊台橋の由来は、孟子にある孔子にちなみ、人々が喜びをもってつくり上げた物見台、レイタイというかレイダイというか分かりませんが、そういう漢字を書いてありますを意味しています。心霊的な意味ではなく、種山地区の棟梁、卯助らが1847年に完成させて、当時、巨大な石造りのアーチの橋を誇る名として命名されたというふうに書いてございます。

命名の由来につきましても、中国の州の文豪が民衆と協力して物見台を築いたという故事に由来し、民衆が力を合わせて架けた立派な橋という意味が込められておりますというふうに書いてございました。

言わば、中国からの影響が強いというふうになれば、中国の場合は濁らずにたいという呼び名で、言わば、台湾であつたり台中、台湾というふうにたいという呼び名をしていると思いますので、しかしながら、どうであろうと、一度しっかりそのなり行き、あるいは中身を精査する必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 議員おっしゃいますとおり、私も合併してすぐは「レイタイキョウ」というふうに呼んでおりました。社会教育の部局に行きましてから、「レイダイキョウ」とふりがながあるのを確認したところです。

この霊台橋につきましては、江戸時代末期の弘化4年、1847年に建造された石造りの単一アーチ橋でございまして、昭和42年6月15日に国の重要文化財に指定されました。

その読み方についてでございますが、建造当時の資料等は現存しておらず、詳細については確認できておりません。しかしながら、文化庁が所管する「国指定文化財等データベース」におきまして、振り仮名は「レイダイキョウ」として登録されておりますので、指定当時、何らかの調査検討・協議を経て、「レイダイキョウ」という読み方に決まったのではと推察するところでございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） なかなか真意は分かりませんが、我々から言いますと、そういう文化庁あたりも言わば字のごとく「レイダイ」というふうに呼んで、そのままつけられたんじゃないかなという勝手な臆測もするわけですが、何らかの形で突き詰めることはできないのかなという思いはしているところでございます。

それから②ですけれども、重要文化財である霊台橋の維持管理はどのようにな

っておりますかということでございますが、現地の現況を見たときに、これで観光地ですかというふうに言いたいと思います。

といいますのが、昨年の豪雨災害からの復旧は全くできていないし、手入れがしてありません。橋の路面には山砂が敷かれておりますけれども、豪雨によって流れてから、溝ができたままの状態であります。

あるいは、清水側に立っております案内の立て看板は、斜めに傾いたままであります。また、霊台橋の説明と由来を書いた石板、石で造った板ですけれども、石板は割れて文字が読めないと。これらの状況で、美里町の主役である観光地と言えるのかなという思いがしているところであります。

たまたま地元の人が居合わせられたときに、観光客の方が「これじゃあね」という言葉を発せられたということを聞きました。その意味というのが、やっぱり地元民としては非常に残念に思えたところであります。

そういうことで、維持管理についてはどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） まず、昨年8月の豪雨災害以来、復旧や清掃等の管理が行き届いていないとのご指摘につきましては、現状を真摯に受け止めております。

霊台橋の路面に敷設しております山砂の流出につきましては、現在、年1回維持補修を行う予算を計上しており、例年、年度末に実施してまいりました。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、雨の多い時期を過ぎた後の観光シーズンにおいて、路面が荒れた状態となっており、観光に訪れた皆様に十分な景観を提供できていなかったことは課題であると認識しております。

今後の対応といたしましては、維持補修の実施時期を見直してまいりたいと思います。具体的には、出水期が過ぎ、本格的な観光シーズンを迎える前に整備を完了できるよう、スケジュール変更等を検討し、適切な環境整備に努めてまいりたいと思います。

また、被災した箇所草刈り等の周辺整備につきましては、県の災害復旧工事が近々実施される予定であると承知しております。工事完了後の除草等につきましては、周辺の清掃をお願いしている地区の方々と協議を行いながら、適切な管理をしてまいります。

あわせて、由来を記した石板や立て看板等につきましても、関係部署と十分に協議・連携を図りながら、適切な維持管理ができるように努めていきたいと思っております。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○ 9 番（今田政行君） よろしく願いをしておきます。

続きまして、3 番の周囲の整備計画は考えておられないのかというふうなお尋ねですけれども、以前、公園化にするような話もあったように聞きますが、まずもっと周辺の環境整備ができないものかということで、お尋ねをいたします。

霊台橋を中心とした中で、豊富側の下流には竹林がありますが、現在では、地元の方が伐採されております。また、上流側には雑木が茂っております。また、清水側の霊台橋と現在使っている橋の間の一部は、やはり豪雨災害で土砂が流出したままになっておりますし、その横には草が伸び放題になって、全然管理をしていないという状況でありますので、やっぱりそういうところを観光の主役であるということから見れば、あまりにも放置じゃないのかなという感じがいたしますけれども、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 現時点では、霊台橋の周囲の景観等を含めた具体的な整備計画はございません。教育委員会といたしましては、橋本体の歴史的価値を保全するために、これまでも必要な措置を講じてきているところではございます。

文化財保護の観点から、その歴史的価値を損なうことのないよう対応しています。具体的には、保存の支障となる支障木の除去や、文化財としての価値をさらに高めるための調査など、適切な対応を行っていると思っております。また、霊台橋を含む周辺環境につきましても、景観を生かした観光面での整備や、隣接する道路の安全確保といった対策も必要であると認識しております。

霊台橋は、本町に3基ある国指定重要文化財の一つであり、町の振興に寄与できるよう、その価値を維持していくことは重要であると考えております。

今後、庁内の関係部署や関係団体等と協議を行いながら、必要な周辺整備が図られるよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○ 9 番（今田政行君） その周辺整備、よろしく願いをいたします。

また、豊富側のほうでは以前はお店がありまして、その店からの明かりとか、あるいは自動販売機の明かり辺りで、結構あの付近の駐車場は寄っても明かるかったですけれども、今はお店がなくなりまして、街灯もないんですよ。真っ暗です。ですから、そういう意味からしますと、やっぱり防犯上、非常に問題があると思いますので、今後、その防犯灯の設置も併せてお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、今田政行議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

明日４日、水曜日は、午前１０時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

散会 午後 ２時 ３ ７ 分

第 3 号

3 月 4 日 (水)

令和 8 年第 1 回美里町議会定例会会議録（第 3 号）

令和 8 年 3 月 4 日（水）

午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

1. 議事日程

日程第 1 一般質問

順 番

(5) 8 番 福 田 秀 憲 議 員

(6) 4 番 隈 部 寛 議 員

2. 出席議員（10 名）

1 番 村 崎 公 一 君

3 番 吉 住 淳 一 君

5 番 高 田 美千子 君

7 番 濱 田 憲 治 君

9 番 今 田 政 行 君

2 番 平 野 保 弘 君

4 番 隈 部 寛 君

6 番 坂 田 竜 義 君

8 番 福 田 秀 憲 君

10 番 上 田 孝 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長 上 田 泰 弘 君

教 育 長 宮 寄 幸 仁 君

美しい里創生課長 澤 山 誠 君

住民生活課長 宮 崎 博 文 君

健康保険課長 中 川 利 加 君

森づくり推進課長 安 達 浩 一 君

上下水道課長 酒 井 博 文 君

学校教育課長 中 川 幸 生 君

こども応援課長 隈 部 尚 美 君

副 町 長 吉 住 慎 二 君

総 務 課 長 坂 村 浩 君

税 務 課 長 松 永 栄 作 君

福 祉 課 長 谷 口 信 也 君

農業政策課長 西 寺 清 君

建 設 課 長 富 永 英 司 君

会 計 課 長 長 井 一 浩 君

社会教育課長 松 村 昭 則 君

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長 立 道 誠 君 書 記 福 田 咲 文 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

一般質問の広報掲載のため、広報担当者、藤川主事の議場内での写真撮影を許可いたします。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（上田 孝君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

8番、福田秀憲議員の一般質問を行います。福田秀憲議員。

○8番（福田秀憲君） それでは、今回3件について質問をいたします。

1つは太陽光発電の設備設置、また2つ目に町道改良工事、3つ目に宅地開発の3点について質問をいたします。

まず初めに太陽光発電設備の設置について質問をいたします。

簡単に概要を説明しておきますと、買取制度について説明をしておきますと、これは2012年7月に始まりました再生可能エネルギーの固定価格買取制度FITが再生エネルギーなどで発電された電力の買取価格を法律で定め、普及促進させるための助成制度であります。この制度により電力供給業者は、太陽光発電で発電した電力を定められた価格で一定期間買い取ることが義務づけられています。買取期間は、発電量が10キロワット未満が10年、10キロワット以上は20年となっているところであります。

最近この町内を見渡してみますと、至るところに太陽光発電のパネルが見受けられます。特に役場周辺っていうのはどこから見てもあのパネルが見えるような状態になっているわけであります。この設置されている設備について、基本的に届出が必要になるわけですが、届出の要らない10キロワット未満の太陽光発電の設備も含めて、設備を把握されているか伺います。

○議長（上田 孝君） 宮崎住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎博文君） ご説明申し上げます。

設置件数についてでございますが、まず事業用につきましては、再生可能エネルギー事業計画認定情報のウェブサイトによりますと、1月末現在で、法人50社、個人38人で、延べ137件となっております。

次に、家庭用につきましては、平成25年度から令和2年度まで実施しました住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付件数としまして町が把握しておりますのは76件となっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 相当な数の設備が設置されているわけであります。それにつきましては、私が写真を撮りまして、配付しております写真をご覧いただければと思います。

これの⑦⑧、あと⑨⑩になります。⑦につきましては、これは中学校の下の坂のところから見たパネルでございます。その下はそれよりもグラウンドの一番先のほうの下に設置されているパネルです。それから⑨を見てみますと、これはもう皆さんいつも見ておられると思いますけれども、役場から町の商店街のほうを眺めたときのパネルであります。その下はこれはパワーコンディショナーといいますか、そういう設備について写真を撮っております。これを見ていただきながら、これらの設備につきましては、法に定める相当な設備が住宅の隣接地、畑、耕作放棄地、空き地などに設置されているわけであります。法で定める分については、国、県、また電力会社、消防署などに届ける必要があるわけでありますけれども、美里町でも環境を守るためにも設置について基準をつくって規制をすべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現状、本町におきまして太陽光発電設備の設置を規制し得る主な法的な枠組みといたしましては、森林法及び景観法の2つが上げられます。

まず、森林法についてですが、地域森林計画の対象となっている民有林において開発行為を行う場合、原則として、0.5ヘクタールを超える太陽光発電設備の設置については、許可が必要となっております。しかしながら、0.5ヘクタール以下の小規模な開発や対象森林以外の区域におきましては、同法の規制の及ばない範囲となってしまいます。

次に、景観法についてです。

現在、本町は景観法に基づく景観行政団体への移行を行っていないため、町独自の景観計画や条例は制定しておりません。このため、現時点では熊本県景観条例の適用を受けている状況でございます。この熊本県景観条例におきましては、太陽光発電設備などの工作物について、一定の規制基準が設けられております。

本町が該当する基準といたしましては、その規模が高さ13メートルを超えるもの、または敷地を含む土地の面積が1,000平方メートルを超えるものを設置する場合に、事前に県知事への届出が必要とされております。

しかしながら、この県の基準では、1,000平方メートル以下の小規模な設備は届出の対象外となるほか、景観条例は、設置そのものを一律に制限するものでは

なく、県が定める基準に適合していれば設置が可能となるものであり、必ずしも十分ではない側面がございます。

したがって、無秩序な開発を防ぎ、本町の美しい里山環境や観光資源を守るためには、美里町自らが主体となったルールづくりが必要であるとは思いますが、町独自の景観条例を定めたからといって、太陽光発電を厳格に規制することはなかなか難しいと考えております。

今後、景観行政団体への移行や美里町景観条例の制定も併せて慎重に検討してまいります。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 今、町長が言われたとおりですね、なかなか規制っちゅうのは何か難しいところがあるんですけども、今、県の基準ですか、景観計画区域とか、そういう景観条例で定められております高さとかですね、面積、そういうのがありますけれども、景観を見たときに、どうしてもですね、どこもかしこもというような形になっていきますので、ある程度ですね、美里町でも完全に規制はできませんけれども届出があったときに、美里町にも届出を出してもらって、どうでしょうかって協議するようなやつができればなというふうに思っていますので、そうすると、ある程度の何か抑制っていうのは私は出来るんじゃないかなというふうに思っております。

この買取制度が満了しますと、電力会社が定めた料金で今度は売電することになりますけれども、その後、設備が老朽化して寿命が来ると廃棄処分をしなければならなくなるわけでありまして。その撤去費用や不適正な処理などの問題が発生するおそれがあるわけでありまして。美里町としてもリサイクルなどを含めて検討する必要がありますと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（上田 孝君） 宮崎住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎博文君） ご説明申し上げます。

事業用太陽光発電は、2032年以降、買取価格の大幅な低下による発電廃止に伴い、パネル等の廃棄や、パネル等が撤去されずそのまま放置されることが懸念されております。

そのため、熊本県におきまして対策検討会議を設置し、残された固定価格買取期間内に効果的な対策が実施出来るよう検討を開始されております。

町としましても、家庭用太陽光発電設備の処分につきまして、国の動向を注視し、県と情報共有しながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○ 8 番（福田秀憲君） この老朽化がどうしてもやってくるわけでありまして、この買取制度が終わったとき、それから寿命化したときにはですね、一斉にこう出てくると思います。私が心配しているのは、設備をもうお金をかけないでその部分は残しておこうとか、そういうふうになったときにですね、どうしてもやっぱり何て言いますか、荒れてくるといえるのか、そういうところありますので、その辺りはですね、町のほうでも条例をつくったときに、規制とともに廃棄のときはこうしろってというような何か規制と申しますか、町のほうで何かそういう制定をしていただいて、どうにか抑制を考えておかないと、相当な量が私は出てくると思うんです。家庭用も含めてですね、この辺りはどうなんでしょうね。法的といいますか、その規制について、その辺りのものは考える予定はありますか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本当に心配するのは議員もさっきおっしゃいましたように、もうお金にならないから、もうそのまま放置してもう知らないというようになってしまうと、もうどんどん荒れていくっていうのはもうよく分かります。ただ、どうしてもこれは民民の中でですね、成り立っている事業でありまして、なかなか現時点で町が介入するっていうのはなかなか難しいのかなというふうに思っています。ただ、県ではそういう検討会議が、対策会議がですね、もうつくってあるということでいろんな対策を恐らく講じられるんだろーと思いますし、恐らく国もその辺はちゃんと動かないとですね、これをそのままにしておくと、例えば火災の原因になったり、いろんな不都合なことが起こるわけでありまして、国のほうでもしっかりとやっぱり考えてこられるというふうに思います。町といたしましては、現時点でその処分の在り方とかですね、そういったこともどっかりサイクルが出来るのかとか、そういったこともまだ決まっておきませんので、そういったところ、そういった動きをしっかりと注視していきながら、対応が出来るように、そのときが来れば考えさせていただきたいと思います。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○ 8 番（福田秀憲君） 私の家もですね、もう買取制度があつて、あとはもう寿命を待つだけになっているわけですがけれども、その自分のやつを考えたときにどうするかなっていうふうに悩んでいるところでもあります。できればですね、町でも景観条例あたりを考えていただければいいかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、町道の改良工事について質問をいたします。

これは写真の 1 番からですね、6 番までかな、6 番までつくっておりますので、それを見ていただければと思います。これを見ながら、ちょっと質問をさせていた

だきますけれども、これは釈迦院川ダムっていうダムが計画されておりまして、それに伴う付け替え道路ということで計画をされたものであります。この釈迦院ダムにつきましては、もう皆さんはですね、忘れかけておる、風化してきつつあるわけで、知ってる人が少なくなっているんじゃないかと思うわけであります。このダムに関係された方々も相当な数の人が鬼籍に入られて、もうこの釈迦院ダムの付け替え道路を見ずに亡くなったということであります。簡単に釈迦院ダムの経過について説明をしておきますと、これは昭和46年、47年と2年続けて釈迦院川が氾濫して大被害となりました。これを受けて、熊本県が釈迦院ダム建設構想を発表し、治水と利水、これを兼ねた多目的ダムを造るっていうことが決まりました。当時の細川護熙県知事、市川昭吉町長が、2人は釈迦院川総合開発事業・釈迦院ダム建設工事に関する基本調停書っていうのに調印をされております。それから5町村、中央町、松橋町、小川町、不知火町、豊野町によって釈迦院ダム水道企業団が設立されました。私はその企業団の一員、議員として活動をさせてもらいました。また地権者協議会も設立されまして、その中にも私も入ったわけであります。その後、ダムに賛成、反対の人もおられる中で、地質調査や家屋、流木調査などが実施されてきました。ところが、平成15年の11月、熊本県公共工事評価委員会が提出したダム中止の意見書に基づきまして、熊本県が釈迦院ダムの建設中止を決定し、発表をしました。すぐさま県から、地権者協議会に収支についての説明会が開かれたわけであります。その後、地権者協議会は、県知事にダム予定地域の振興対策の要望書を提出をしました。そのときは知事が変わっておられまして、潮谷知事になっておりましたけれども、潮谷義子県知事、長嶺興也中央町長、本山泰喜地区代表との間で釈迦院ダム予定地域の振興についての合意書が交わされているところであります。このいきさつにつきましては、熊日新聞、空白の四半世紀中央町釈迦院ダムとして特集が組まれました。7回連続で連載されておりまして、その経緯については詳しく紹介をされたところであります。ダム建設予定地では、ダム建設が前提にあったために、地域内の整備がなされていませんでした。旧釈迦院ダム予定地域振興計画には、建設予定地内の河川整備や国道443号、町道、農道など44件の社会資本整備が計画されました。現在では、振興対策のほとんどの事業が完了していますけれども、町道鳥越線改良工事だけいまだに残っているわけであります。釈迦院ダム建設中止から既に22年の時間がたっているのに残っているわけであります。

そこで、町道鳥越線改良工事の進捗はどうなっているのか。当初国道443号の付け替え道路として、熊本県の事業として実施されていまして。町道鳥越線は、ダム建設が中止になる前から着工していたわけであります。当初の計画より、現在まで完了している部分までの距離やかかった事業費などどうなっているのか。

また、最近は工事に進展が見られません。事業を見ると、平成6年度、平成7年度に予算が計上されていますけれども、予算は組んであるんですが、実際に工事を施工をされたのか。その進捗が全然見えないわけでありまして。そこがどうなっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

まず初めに鳥越線の現在の工事の発注の状況ということでご説明のほうさせていただきます。

町道鳥越線につきましては、国の補助事業である社会資本整備総合交付金の通学路対策事業ということで、これ毎年工事のほうは行っております。令和7年度におきましては、本来9月頃に発注をして、3月頃に竣工するというようなスケジュールで毎年発注のほうしておるんですが、今年度につきましては昨年の8月の豪雨ですね、鳥越線に隣接をする山田の土捨場を災害で発生した土砂の土捨場ということで指定をしましたこともありまして、現在、7年度につきましてはですね、工事の発注はできておりませんが、第14号の補正予算で予算の繰越しを認めていただきましたので、年度明けの4月にですね、令和7年度の予算につきましては繰り越して1,100万円程度の金額で工事を発注するという見込みでございます。

それと、鳥越線がいつから工事を始めて、どれだけ工事が進んでいてどれだけ残っているかというふうなご質問でございました。町道鳥越線につきましては、釈迦院川ダム計画に基づきまして、平成5年度から測量設計等の調査業務に着手をし、本体工事につきましては平成7年度から取り組んでできております。その後、ダムの建設中止の決定を経て平成16年度までに延長で約760メートル、事業費で約5億7,700万円を費やし、その後、ダム建設予定地の振興を図るための旧釈迦院川ダム予定地域振興計画にのっとり、平成17年度から令和6年度までに事業費約12億7,400万をかけて事業の進捗を図ってきているところでございます。

令和8年2月末現在で全体の延長1,340メートルのうち、約1,230メートルが計画の道路高ですね、高さ、道路高まで完成をしております。その結果、これまでの事業費の合計が約18億5,000万ということになっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 当初の予定から相当な何かお金がかかるといいますか、金額になっているのは理解出来るんです。この写真を見ていただくとですね、1、2というのは、これは長尾野から入り口、そこはもう通行止めがずっと、看板が

立っているわけでありまして。あと3、4を見ていただくと、これは今まで完了したところから、その先を見た写真でありまして、この4番の写真を見ますと、既に先のほうに用水路というのが通っているのが見えますけれども、この下はもう国道の443号なんですね。ということは、もう歩いてはもう通れるような状態になっているし、もうちょっとですね、工夫すれば開通するんじゃないかなという思いがしておりますけれども、工事的に相当ですね、今までダムの予定をしてたのよりも相当国道が付け替えができなかったもんですから道を下げなければいけないというのは、これはもう理解できて、その分は相当なお金がかかっていると思いますけれども、これまで・・・来てて、もう20何年もたっておりますので、先ほどの話がありましたけれども、県がやり出してからもう30年以上はたっているわけでありまして。できればですね、この辺りを理解していただいて、また質問させていただきますけれども、工事をやってる部分については、今、建設課長から説明をいただきましたけれども、その残っている部分、町道鳥越線の完成までの残っている工事の残り距離は差し引けば分かりますけれども、残り距離とか、あとの事業費、あと一番大事なのは竣工時期、いつまでやるのか、そういうその計画は、今後の計画についてどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

町道鳥越線の改良工事の残工事量につきましては、本線が111メートル、これ先ほど議員も言われましたけれども、計画の高さを下げる部分ですね、一部、高さは下がっておりますけれども、まだ舗装であったりとか未竣工の分もありますけれども、道路を下げる部分の工事の延長が111メートルになります。それと、お寺のほうからの支線がございまして、その支線が106メートル残っております。その区間の掘削や法面保護工、それと道路側溝の敷設、アスファルト舗装工の整備などが残工事ということで残っております。その残工事の事業費としましては、約2億7,000万円を見込んでいますところでございます。

今後も国の補助事業である社会資本整備総合交付金事業を使い、工事の進捗を図ってまいりたいというふうに考えておりますが、国の補助事業の予算の配分、また町の予算、そういったこともありますので、あと何年間でということですね、申し上げにくいところではございますけれども、建設課としましては出来るだけ早く、早期に完了するように取り組んでまいりたいというふうに考えていますところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○ 8 番（福田秀憲君） 残ってる部分については分かりました。これは以前ですね、合併して初めての第 1 回の町議会が開かれたときに、それが 1 2 月でしたけれども、その議会の中で、鳥越線の道路改良基金として基金が積み立てられたわけがありますけれども、町で実施する残りの総事業費に対して、町の負担分については一括して交付しましょうということで交付をされて基金もつくりました。もうその基金も多分使い果たしてということであると思いますけれども、そのときにはですね、残りの工事は県の見積りでしたけれども 5 億円ということで、その負担金代わりとして基金が積み立てられたわけでありました。今後の計画については、今、課長の話で分かりましたけれども、出来るならですね、金額も分かっておりますし、あとの残工事も分かっているわけですから、どれだけ使って、どれだけですよっていうのはですね、そういう工期を示して私は進めてもらいたいなというふうに思っているわけです。いつまで完成するか分からない、これはですね、何年でしたか。私が前回質問したときも、工期はどうなるんだということを聞いたら、工期についてはまだ分かりませんというような返事をいただいたところがあります。いつまで完成するか分からないではですね、これは希望が持てないっちゅうかな、もう今までダムに関わった人たちがもうほとんどの人が鬼籍に入ってしまうような状態になっているわけでありましたので、地域住民の人に話を聞きますと、出来るんかなというので期待している人や、もう諦めてる人もたくさんおられるわけでありました。やっぱ行政というのは、住民との信頼関係で私は成り立っていると思っているわけでありました。住民との約束をですね、計画書の中で合意書という形でなされているわけでありましたので、是非ですね、この住民の期待に応えてもらって、時期あたりは示してですね、希望が持てるような形に私はしていただきたいなというふうに思っております。

そのときのダムが中止になったときに、私は中央地区の水は考えなければいけませんよということで質問をさせていただいて、その取り組みを早急に進めなけりゃいけないということで質問をしているところでもありますけれども、やっとな最近ですね、上田町長のあれでまとまって水が供給されるようになりましてけれども、ではその取り組みをですね、もうちょっと早ければなという思いが今はしております。ちなみに中央町、中央地区だけじゃなくて、ほかのところの宇城市、今の宇城市ですね、のほうにも水をやるようになってましたけれども、そちらの宇城市のほうはですね、天草・宇城水道企業団を発足させておられて、1 市 7 町で、県営の八代工業用水から水を給水してもらって、平成 1 6 年にはもう給水を開始しておられるところがあります。

続いて、宅地開発について質問をいたします。

この宅地開発については、今まで多くの議員が質問をされています。それだけ人口減少対策などのためにも危機感と必要性があるからだと思っているわけであります。今年度予定されておりましたまちづくり構想宅地開発計画図、この作成は完了したのか。今年度は当初予算として1,400万円の予算が計上されておりました。昨年度も予算を組んでやったんですけれども繰り越されているところであります。昨年度はそのほかにもまちづくり構想基本調査ということで計画をされていたと思いますけれども、こちらは繰越しにはなっていないようでありますけれども、その基礎調査も完了したのかどうか併せて伺いたいと思います。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

ご質問ございました構想図、それから基本調査ということでございますけれども、あわせてまちづくり構想と、美里町まちづくり構想ということで策定作業を進めているところでございます。

策定に当たりましては、人口動態等の現状分析を行うとともに、民間事業者との対話、いわゆるサウンディング調査を実施しまして、市場性や実現可能性の検証を重ねてまいりました。これらの調査結果に基づき、本地区における課題の整理を行い、具体的な開発の方向性を定めたところでございます。

現在、公表に向けて最終的な調整を行っているところであり、今後、パブリックコメントの手続きを経て、令和8年4月の公表を予定しております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 当初予算からですね、この予算は計上されていたわけでありまして、早めにですね、委託をしてその構想計画をつくってもらったかすればもっと早く私は進んだんじゃないかなというふうに思っているわけで、前年度もあったんですけれども繰り越されてっちゃうことは前年度もできなかったというようなことでありますので、早め早めに取り組んでいただければなというふうに思っています。本年度はですね、8月の豪雨災害が発生したりなんかして、相当やっぱ苦勞されていることは理解できますけれども、やはり今後、町の活性化に欠かせない宅地開発、また北地区の水道工事など重要施策については同時にやはり進めていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。

過去に若者定住住宅の開発が一定期間ごとに進められてきました。有安団地、麻生平団地、つるの川団地、宮の前団地、これは全てですね、2年から4年間隔ですと定期的に造ってきたわけでありますけれども、その後12年間ですね、最近の12年間については、若者定住住宅の開発が行われていないわけであります。有安

工場跡地の開発もいろいろ検討されています。開発について検討されていましたが、開発が、開発といいますか、実際に建設をされていないわけであります。

若者定住住宅によりまして、人口減少に一定の歯止めがかかるとともに、児童生徒の数にも影響が出ているのは私は確かだと思っています。結婚して一時的に住めるような住宅が少ないので、近隣の自治体の賃貸住宅に住んで、そのまま住みつく場合も見受けられます。これはもう言うまでもなく、結婚してから親と一緒にというのはほとんどおられませんので、どうしてもやっぱ住まいが欲しいということで、町内に探してもなかなかありませんので、やっぱ町外に出ていかれるということでもあります。そして、そこに住まると、やはり住んだところにそのまま住み着くという場合も見られるわけであります。そう言いながらもですね、美里町に宅地はないかというふうに探しておられる方もあって、需要というのは結構あるんじゃないかなというふうには私は思っています。この若者定住住宅も含めて、宅地開発についてどのように考えておられるのか伺います。幸いですね、有安の工場跡地は、もう町が所有しておりますので、早くこの宅地の開発が出来るのではないのではないかなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員ご指摘のとおり、人口減少対策として住宅開発による定住基盤の整備は不可欠と認識をいたしております。

特に役場や学校、商業施設が集積する中央北地区につきましては、町の拠点エリアとして町有地を活用した分譲宅地や子育て世帯向け住宅の整備を本構想に基づきまして重点的に進めてまいり所存でございます。

一方で、それ以外の地域につきましても、定住環境の充実は極めて重要であります。大規模な造成等のハード整備が困難な地域におきましては、農振の除外、あるいは空き家バンクの活用促進や、住宅取得・リフォームに対する補助制度といったソフト支援を拡充・継続することで、町内全域においてバランスの取れた定住促進を図ればというふうに考えております。

今後は、これらハード・ソフト両面からの施策を車の両輪として、スピード感を持って住宅開発及び定住対策を推進してまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） この前ですね、宅地開発については少し説明がありまして、ある程度理解できたところがありますけれども、こういうふうに重要施策についてはですね、もう途中経過といいますか、それを話していただいて、どういうふうになってるんだというのはですね、議員の中にもですね、共通情報、情報共通、共有ということで話をしていただければ私はいいかなというふうに思っております。

す。

それと、この宅地を今度分譲といいますか、いろいろ宅地の開発を計画されますけれども、それを何か売り出すといいますか、そのときにですね。私は美里町のPRっていいですか、そういうパンフレットをつくってですね、したらどうかなというふうに思ってます。どこでしたか、私たちが研修に行ったときに、宅地を売るときに、この町では宅地について幾らぐらいの補助をしますよとか、あと、子育てについてはどうですよというようなですね、ほかの分も入れてですね、そのパンフレットをつくって全体的に見やすいような形になってました。美里町もですね、子育て支援については、私はもう一番もう先頭といいますか、先を走っているような自治体でありますので、18歳までの医療費の無料化、また保育園の無償化とかですね、それと、今度中学校まで給食の無償化もされますので、その辺りもですね、並べて今度これだけのサービスをやってますよっていうのはですね、ことを宅地の皆さんに分譲するといいますか、そういうときにですね、配って希望を募るといいですか、相当な反応が私はあるんじゃないかなっていうふうに思います。やはり前からですね、子育て支援とか、いろいろなやつに関してはですね、ほかのところの研修に行っても美里町を、これはやっぱり逆に美里町のほうが進んでいるなという思いをするところもいっぱいありましたので、そこはですね、別にPRしていかなければ私はいけないんじゃないかなというふうに思います。逆にPRをすれば、希望者がまた増えていくんじゃないかなというふうに思っております。同じようにしてたらですね、ほかのところにもいっぱい開発してるところでは出てきますので、なかなかどっちを選ぶかというのは。やっぱ交通の便がいいとか、病院が近いとかそういうふうになってしまいますので、やっぱ負けないような施策があるよということをですね、PRしてもらえばいいかなというふうに思っております。

現在ですね、宅地開発には国からの支援がある、PFIを活用した地域優良貸付住宅、賃貸住宅といいますか、そういうやつが建設をされているわけであります。これは甲佐町辺りがちょっと若者の定住ということで住宅を造って、美里町からもそれに入っている人もいるわけであります。そういうのをですね、考えていただいて、宅地のやっぱり需要等を、供給の関係もあるんで、その調査というのも必要だと思いますけれども、やはり急いで開発して、どうせ開発してこうやるんだったら、なるべく早いほうがいいんじゃないかなということで、早くですね、宅地開発を進めていただきたいなという思いがしております。

それと、水の供給もその心配をされていますけれども、水の供給についても、もう予定は決まっているわけでありますので、その前倒しで宅地の開発の計画が出来るように対応していただければいいのかなという思いがしております。これはや

っぱり人口減少対策の一環にもなると思いますので、期待しているところであります。

これで質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、福田秀憲議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を11時5分とします。

-----○-----

休憩 午前10時48分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、4番、隈部寛議員の一般質問を行います。隈部寛議員。

○4番（隈部 寛君） 4番、隈部でございます。通告に従い質問を行います。今日の質問は2点に絞り質問いたします。

1つ目は石橋群について、2つ目は町道堅志田船津線について、この2つ目の質問ですけど、町道堅志田船津線についての質問の通告の②これまで進まなかった理由と課題は何か、及び③今後の方向性はどうなっていくのかにつきましては、具体路線の論議ではなく、本町の未来を描く道路戦略の基本的な考え方として、一括してお尋ねいたします。

それでは順に質問いたします。まずは、石橋群についてお尋ねいたします。

昨日の一般質問の最終日に、先輩、今田議員より石橋の件が質問されましたが、また同じ質問になるところがございますので、再質問とさせていただきます。

私は昨年12月定例会において、霊台橋をはじめとする本町の石橋の保存と景観整備について一般質問を行いました。その後、翌週より防災無線で質問内容が町民に伝えられ、多くの反響をいただきました。町民の皆様からは実際の現状を写した写真とともに、水害の夜、石垣の崩れ、輪石の一部崩落、上流部の土砂堆積、重要文化財の石橋の環境の悪化、豪雨災害での漂流物が橋桁に引っかかっている現状があります。といった具体的な訴えが寄せられております。

また、1か月ぐらい前に霊台橋の景観悪化を憂い、住民が自発的に緑川沿いの竹や木を伐採した事例もございます。このような中、先日の日曜日、霊台橋を通りましたところ、地区の方が高さ5メートル以上の場所を長ばしごを使い、ガードレールにはしごと命綱を結び、トイレ側の豊富のほうですけど、石垣を見せるために、石垣の間から入る木とかカズラとか清掃作業をされておられました。高さがあり大変な危険作業と思われます。その方はこの作業が必要で、文化遺産を見に来られた

観光客の皆様は、ここを整備すれば霊台橋の景観がよくなる、もっとよい霊台橋を見せたいという思いで作業をボランティアで奥様と黙々とされておられました。私はその話を聞き、その思いに深く心を打たれた次第でございます。

その背景には、行政の取り組みが十分に伝わっていないのではないかという思いも感じられました。石橋は町の宝であると同時に、地域の宝でもあります。住民が環境を整備をする姿は、町のあちらこちらでも見受けられ、町の環境はもう守られていると言っていいでしょう。しかしながら、近年は高齢化が進み、若者が少なくなり、地域の区役も以前のように活気がありません。ましてや、石橋の整備となると、高齢でなくとも危険が伴います。住民の安全を守るためにも、一部分については行政が担うべきではないでしょうか。

霊台橋をはじめとする石橋群は、本町の歴史そのものであり、また誇りでもあります。文化財としての価値のみならず、観光資源としても大きな可能性を持つ存在です。町として明確な方針を持ち、国との連携を図りながら、安全かつ計画的な景観保全体制を構築すべきではないでしょうか。

そこでお尋ねいたします。本町として石橋群の保全と環境整備についてどのような方向性を持ち、今後どのように取り組んでいかれるか、お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 昨年8月の豪雨災害におきまして、議員ご指摘のいろいろな石橋の被害が報告されております。その中で県指定の重要文化財である二俣橋の二俣渡が被災しております。この復旧に当たりましては、工法としましてトイレ駐車場側から釈迦院川へ下りるための仮設道路を設置し、工事に着手いたします。

施工に当たりましては、被害の少なかった輪石部分を保護するためのアーチ型の支保工を設置いたします。その上で輪石以外の部分を一旦解体し、既存の石材を最大限に活用しながら、適切な措置を講じて復旧を進めてまいります。

また、文化財指定の石橋の日常的な保全につきましては、その歴史的価値を損なうことのないよう、橋の路面への山砂の補充や草刈り等を実施しているところでございます。ただその工法につきましても、あまり手のかからないような、長もちするような工法も検討してまいりたいと思っております。

今後も石橋の損壊等を招くおそれのあるものや、管理上支障があると判断される樹木等につきましては、除去を含めた対策を講じてまいりたいと思います。

また、周辺の景観整備を含めた石橋の保全につきましては、具体的な計画は現時点では策定しておりません。昨日も申しましたが、今後、関係部署や関係団体等と協議を行い、特に危険を伴う箇所の対応につきましては、部分的に町が実施主体と

なるべきかどうか個別に検討を行い、地域の方々とも連携しながら必要な保全整備が図られるよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） 先ほどのご答弁により、復旧工事や日常的な保全については理解いたしました。しかしながら、周辺景観整備を含めた総合的な計画は現時点で策定されていないとのことであります。住民の皆様は、石橋を文化財としてではなく、本町の歴史と誇りそのものであります。復旧することは当然なことと私は思います。しかし、守るだけではなく、どう生かし、どう未来へつなげるかが問われるのではないのでしょうか。計画がないという現状は、住民の思いに十分添えられていない側面もあるのではと感じております。これらのことも町長にもお尋ねしたいと思っております。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、教育長のほうから具体的な計画は現時点では策定しておりませんというお答えがあったところでございます。教育長のほうからもお話がありました。関係部署、あるいは関係団体、地域の方々ともしっかりと話をし、物理的にどこまで出来るのか、どういったものが将来的に役立つのか、そういったのも含めてですね、今後検討できればと考えております。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） ご回答いただきました。石橋群を本町の資源、地域の資源として位置づけ、維持管理、景観整備、住民との協働体制を含めた方向性が示されることを期待し、本件の質問を終わります。

次の質問に移ります。これはライトアップの件ですけど、霊台橋のライトアップについてお尋ねいたします。

霊台橋はかつて、夜間のライトアップが実施されておりました。しかし、運転者からまぶしいという声があり、現在は中止に至っているわけでございます。私はだからといって完全にやめてしまうのではなく、方法を工夫することが大事ではないかと考えますが、いかがでしょうか。例えば、足元を照らす間接照明や橋台を下から柔らかく照らす方式、点灯時間の制限など交通の安全を確保しながら、景観を演出する方法は検討できないのか。霊台橋は、本町の象徴であり、夜間の景観づくりは、観光振興や地域の誇りにもつながります。

そこでお尋ねします。町として安全に配慮した新たなライトアップの方法を検討する考えはございませんでしょうか。また、専門家の意見を取り入れ、再検討を行う予定はございますか。過去の経験のみにとらわれるのではなく、工夫によって価値を高める取り組みのお考えがありませんかの質問になります。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） 霊台橋のライトアップにつきまして、議員ご案内のとおり、現在は実施されておられません。ライトアップを中止いたしました経緯についてご説明申し上げます。

まず、設備の老朽化に加え、過去の豪雨災害により照明設備が損傷し、物理的に使用できない状況となったことが直接的な中止の原因でございます。また、運用面におきましては、議員のご指摘のとおりでございます。下流側からの照射について国道を通行する車両からまぶしいといったご意見が寄せられるなど、照射角度の調整や安全性の確保に苦慮していたという経緯もございます。さらに使用していた電球が水銀灯であり、既に製造中止となっていることから、再開に当たっては、設備全体を更新する必要があるとございます。これには多額の費用を要することもあり、実施を見送っているという状況でございます。

以上の課題を踏まえまして、費用対効果や安全性確保という観点から総合的に判断し、再開につきましては慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） 安全面の配慮には当然重要であり、その判断についてはご理解いたします。ただ、今の設備が残っておりますのは、再利用ということではできませんのでしょうか。経費がかかって新しい設備が要るとかそういうことでありますなら少しは考えますですけど、その設備が残っている間はどうか使用できないか。また、そのまぶしい要素をちょっと減らすのを考えるとかそういうことはできないか、お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） 先ほどもご説明申し上げましたとおり、今現状の設備というのは水銀灯というものでございまして、これはもう今は使えないというもので、球を変えればいけるというのではなくて、あの土台のこのベースのところから交換する必要があるということで、非常に全取っ替えという形に近い形になりますので、具体的な見積りを取っているという状況ではございませんけれども、かなりの費用がかかるのではないかとこのふうには考えております。そういった状況も踏まえまして検討させていただきたいというところでございます。

以上になります。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） はい、分かりました。相当な費用がかかるということは今の

現時点では激甚災害の予算もいろいろありますし、将来的な見通しでまた設置するような考えをお願いしたいと思います。せっかくの美里の誇りでありますので、こういうことは大事なことだと思います。できない理由を探すのではなく、どうすれば出来るかという検討でよろしくをお願いいたします。

続きまして、次の質問、堅志田船津線についてお尋ねいたします。

本町の未来を描く道路戦略の考えですが、本町には、熊本市方面から直接的に結ばれる幹線道路が存在しておりません。しかしながら、美里側からも町道乙女線から堅志田船津線方面への整備を進めることにより、甲佐町側の県道今吉野甲佐線への接続として、直接的な橋梁の整備や国道445と県道熊本嘉島線、こちらから行けばイオンモール熊本の手前の信号機になりますが、そこへの接続も視野に入れば、熊本市内へのアクセスが大きく改善される可能性があります。このようなことは、町民の貴重なご意見でもあります。私の計算ですけど、国道218号と乙女線の交差点から熊本市内の重要交差点である田井島交差点まではほぼ直線で結べば17キロ、25分の距離となります。この構想は、本町の未来を左右する大きな課題であると考えております。さらには、御船町、益城町方面への接続が進み、熊本市外の道路へと効果的につながれば、本町は今以上に便利な通勤圏となり、人口減少対策や定住促進にも大きな効果を期待できます。個別路線の事業を直ちに求めるものではありませんが、本町の将来を見据えた道路戦略の一環として、研究、検討を進めるお考えはないかお尋ねします。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

質問が堅志田船津線についてということでございますので、そちらについてご説明のほうさせていただきたいというふうに思います。

町道の堅志田船津線につきましては、平成20年から改良工事に着手をし、町道乙女線の分岐点から甲佐町境までの924.9メートルの区間を片側1車線の道路改良が平成21年度までに完成をしております。

建設課としましては、乙女線から甲佐町境までの町道堅志田船津線につきましては既に道路整備が済んでいるというような認識でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 限部議員。

○4番（限部 寛君） しかしながら、この構想は単なる理論ではなく、本町の将来をどの方向性に向くかという町の意味を示す問題と私は考えます。まず往来の行き来のアクセスのしやすいところ、町外がございしますが、そういうところとつなぐ。そういった5年、10年先を振り返ったとき、この道、真っすぐして広くな

ったらよかったなと思える。通勤圏の道が広げられたら、この道も大変よく、町もよくなると思ってこの質問をしたわけでございます。さらには熊本市方面へのアクセス向上を目指す考えを単なる検討事項にとどめるのかではなく、本町の長期ビジョンの中に位置づけていただきたいと思います。とにかく、人動くのには道だと思います。道を整備されて、美里側に行きやすいような、そういう考えを長期にわたりビジョンを持って前に進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。通告の中で申し上げました②のこれまで進まなかった理由と課題は何か、及び③の今後の方向性にはどうなっていくのかにつきましては、関連する内容でありますので、将来の道路戦略という観点から、一括してお尋ねいたします。

私が申し上げたいのは、個別の町外区間の整備を求めるものではまずはありません。町の将来を描く上で、道路構想をどのように位置づけるか。その基本的な考え方をお尋ねしているものであります。今後数年先には、定住住宅の整備もされる予定があります。若い世代に住んでいただく以上、通勤や通学、生活の利便性は極めて重要な課題となってまいります。この交通手段の在り方として、既存道路の改良やルートの再検討を視野に入れるお考えはないか。そのことは今すぐ事業化に求めるものではありませんが、それから、お手元に配付しております資料でございます堅志田の船津線、堅志田船津線において、朝7時から19時まで下原地区の防火用水の近くで交通量調査を行いました。上り638台、下り621台という結果でございます。いかにこれが通勤通学、帰宅の時間帯に使用されている、こういう道がちょっと蛇行しているのが先も手前もなくなれば、ここが通勤圏となる可能性は大です。ここを利用される方が多いということになります。運転者は目的地に1分でも早く着きたいとの思いがあります。また町道乙女線から下原地区に行く交差点が見通しが悪く、小学校の下から甲佐にいきますと、下原地区に入る三差路、変形三差路ですけど、私が過去に複数回の事故を目撃しております。ここの安全面からの改良の余地がありますとも思われます。しかしながら、これは単なる1区間の問題ではなく、将来の定住政策を一体となった交通基盤の在り方の問題でもあります。甲佐町との包括連携という観点も含め、本町の発展を見据えた道路戦略を研究検討するお考えがあるか。その基本的な姿勢を改めてお伺いし、私の質問といたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今後、本町におきまして定住施策や企業誘致を進める上で、道路網の整備は必要不可欠です。しかしながら現時点で本町には387路線の町道があり、現在はその中でも主要な幹線道路を緊急性や安全性、利便性を考慮し、優先順位をつけて改良等を進めております。あわせて本町を通り、主要道となっ

ている国県道におきましては、関係する自治体と一緒に改良等の要望活動を行っているところでございます。今後、本町の発展を見据えた道路戦略の研究を行うことは可能だと思いますが、昨年の豪雨災害からの早期の復旧復興や中央北地区水道事業など取り組まなければならない課題は山積しておりますし、財源の問題もございます。またB／C、費用対効果の観点もございます。まずはそれらの課題を先ほど申し上げました災害からの早期の復旧復興、中央北地区の水道事業など、そういった課題を最優先で取り組んでいきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 限部議員。

○4番（限部 寛君） 直ちに具体的な計画には至らないこともご理解しております。一定のこの道の共有できたらしら思ひまして質問したわけでございますけど、これから先、東南産業跡地の定住住宅の整備がなされるなら、交通基盤の在り方などはますます重要になってくると思われまゝ。研究検討という段階であってもその論議を継続していく自体が本町の未来にとって大きな意味を持つと考えております。本日いただいたご答弁を一つの出発点として、堅志田船津線の今後の検討を少しでもしていただくなら、これを使用する町民のためにも大変利用価値があると思われまゝ。どうぞよろしくお願いして期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、限部寛議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は全部終了いたしました。

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

また、お諮りします。本日午後から明日5日木曜日は休会とし、本日午後1時から及び明日午前10時から、各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会し、本日午後及び明日は休会とし、本日午後1時並びに明日午前10時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定いたしました。

なお、常任委員会の会場は、総務文教常任委員会が委員会室、産業厚生常任委員

会が大会議室をご利用ください。

明後日 6 日 金曜日は、午前 10 時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前 11 時 34 分

第 4 号

3 月 6 日 (金)

令和 8 年第 1 回美里町議会定例会会議録（第 4 号）

令和 8 年 3 月 6 日（金）

午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

1. 議事日程

- | | |
|------------------|---|
| 日程第 1 | 各常任委員会報告及び質疑
総務文教常任委員会委員長
産業厚生常任委員会委員長 |
| 日程第 2 | 美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の
制定について |
| 日程第 3 議案第 27 号 | 令和 8 年度美里町一般会計予算 |
| 日程第 4 議案第 28 号 | 令和 8 年度美里町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 5 議案第 29 号 | 令和 8 年度美里町土地取得特別会計予算 |
| 日程第 6 議案第 30 号 | 令和 8 年度美里町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 7 議案第 31 号 | 令和 8 年度美里町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 8 議案第 32 号 | 令和 8 年度美里町生活排水事業会計予算 |
| 日程第 9 議案第 33 号 | 令和 8 年度美里町簡易水道事業会計予算 |
| 日程第 10 議案第 34 号 | 町道船津金木線改良工事請負契約の一部変更について |
| 日程第 11 議案第 35 号 | 美里町過疎地域持続的発展計画の策定について |
| 日程第 12 議案第 36 号 | 美里町第 2 次振興計画基本構想の一部変更について |
| 日程第 13 議案第 37 号 | 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数
の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更に
ついて |
| 追加日程第 1 議案第 38 号 | 町道土喰大窪線（堂面谷橋）災害復旧工事請負契約の締
結について |
| 日程第 14 | 議員派遣の件について |
| 日程第 15 | 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について |
| 日程第 16 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件につい
て |

2. 出席議員（10 名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 村 崎 公 一 君 | 2 番 | 平 野 保 弘 君 |
| 3 番 | 吉 住 淳 一 君 | 4 番 | 隈 部 寛 君 |
| 5 番 | 高 田 美千子 君 | 6 番 | 坂 田 竜 義 君 |
| 7 番 | 濱 田 憲 治 君 | 8 番 | 福 田 秀 憲 君 |

9 番 今 田 政 行 君

10 番 上 田 孝 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	吉 住 慎 二 君
教 育 長	宮 寄 幸 仁 君	総 務 課 長	坂 村 浩 君
美しい里創生課長	澤 山 誠 君	税 務 課 長	松 永 栄 作 君
住民生活課長	宮 崎 博 文 君	福 祉 課 長	谷 口 信 也 君
健康保険課長	中 川 利 加 君	農 業 政 策 課 長	西 寺 清 君
森づくり推進課長	安 達 浩 一 君	建 設 課 長	富 永 英 司 君
上下水道課長	酒 井 博 文 君	会 計 課 長	長 井 一 浩 君
学校教育課長	中 川 幸 生 君	社 会 教 育 課 長	松 村 昭 則 君
こども応援課長	隈 部 尚 美 君		

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長	立 道 誠 君	書 記	福 田 咲 文 君
---------	---------	-----	-----------

開議 午前１０時００分

―――○―――

○議長（上田 孝君） 本日の会議を開きます。

お諮りします。

ただいま上田町長より追加議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１、議案第３８号とし、議題としたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

それは、事務局は追加日程が入りました議事日程表と議案書を会議システムに登録してください。

なお、追加日程は㊹、議案第３８号は㊺となっております。

確認はできましたでしょうか。

―――○―――

日程第１ 各常任委員会報告及び質疑

○議長（上田 孝君） 日程第１、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。総務文教常任委員会、濱田憲治委員長。

○総務文教常任委員会委員長（濱田憲治君） 皆さんおはようございます。令和８年第１回美里町議会定例会におきまして、総務文教常任委員会を開催しておりますので報告いたします。

令和８年３月４日水曜日、午後１時より中央庁舎議会委員会室において、委員として、福田副委員長、上田委員、隈部委員、平野委員と私濱田、執行部より坂村総務課長、澤山美しい里創生課長、松永税務課長、長井会計課長、宮崎住民生活課長、中川学校教育課長、松村社会教育課長出席の下、開会をしております。

議題としまして、令和８年一般会計予算について、各課より主立った内容の説明を受けております。

まず総務課では、令和７年８月豪雨による災害で、熊本県芦北町、愛知県稲沢市、宮城県女川町、福岡県北九州市、山口県、愛媛県松山市より職員が派遣されていきます。

総合行政システムの標準化・共通化に係る事業のシステム化に関する予算が計上され、標準化するシステムはこれで完了するという説明でありました。

次に、美しい里創生課では、シティプロモーションの委託料とし、タレントのヒロシさんとのＰＲ動画、ＰＲ素材使用に関する権利利用料が組まれております。

ふるさと応援寄附金事務委託料とし、外部へ委託をされ、ふるさと応援寄附歳入

を1億5,000万円と見越し、その8%の金額を計上されております。

有安地区工場跡地の宅地開発に伴う宅地造成、道路整備、調整池整備等の詳細設計を進めていかれます。

子育て世代向け賃貸住宅整備アドバイザー業務として、有安地区工場跡地の宅地造成に伴い、子育て世代向けの賃貸住宅を官民連携により整備する計画で、住宅の整備水準（仕様）や連携先企業を選定されていきます。

中央北地区拠点施設整備基本構想・基本計画策定業務とし、有安地区工場跡地の宅地造成に伴い、周辺エリアに地域づくりの核となる拠点施設の整備を行うための基本構想・基本計画の策定を進められていきます。

有安地区工場跡地を宅地開発に方向転換したことに伴い、新たな誘致候補地の選定を行う必要があることから、民有地を含めた適地、簡易的なこと及び美里町に進出が見込める業態等誘致可能性の調査が行われます。

買物支援事業とし、移動販売車の車両を町が購入し、事業者へ無償貸与を行うことで、より充実した買物支援が行われるように進められていきます。

空き家バンク登録の登録者増加を図るため、家財撤去及び登記費用の予算が組まれ、上限につきましては10万円であります。

住民生活課では、河川の水質調査で、令和8年度より金木川について年1回の有機フッ素化合物（PFAS及びPFOA）の検査を追加で実施されます。

栗崎地区からの要望で、芝刈り、草刈り作業の日当、修繕費、空調服、集会所エアコン設置、広場の街路灯等を要望され、栗崎地区環境整備対策基金より補助される仕組みであります。

学校教育課では、スクールバスのラッピングで、瀧下和之氏の鬼のイラストを施し、児童生徒が楽しんで通学できるよう支援をし、校外にも使用する機会がありますので、瀧下氏の演出効果や町のアピールにもつながることだと説明を受けております。2台のスクールバスに施される予定です。

町内5校の小中学校正門付近に、防犯カメラを設置し、登下校のこどもたちの見守り、安全確保をされていきます。

令和8年度より小中学校の給食費も全額無償化され、保護者の負担軽減を図られていきます。

励徳小学校屋上防水工事設計や5小中学校で修繕料を組み、教育現場の環境を整えられていきます。

社会教育課では、文化財保護で、霊台橋、大窪橋の石橋路面の補修がされていきます。

堅志田城跡で令和7年8月豪雨に被災した箇所を、災害復旧の工事を進められて

いきます。国庫補助率は70％であります。

次に、3月5日木曜日、午前10時より現地調査をしております。

初めに、有安地区工場跡地を調査しました。宅地開発造成工事予定地として、緑川ダム浚渫土の搬入が終わっております。標高＋浸水高、県の公表数値から西側の土地では65メートル、東側の地区では66メートルで仮の造成高と想定し、盛土されている状態でありました。この緑川ダム浚渫土は、運搬前に緑川ダム管理所において土質調査を実施し、砂質土ではあるものの宅地造成用の盛土材の基準を満たしているそうであります。造成時には、50センチ程度の購入土を敷き詰めて、さらに上乗せして造成をされる予定であります。

次に、堅志田城跡、令和7年8月豪雨により崩壊した災害場所ではありますが、城跡の1郭と2郭の間のところから崩落をしております。平成19年の豪雨でも同様な崩落があり復旧したものの、再び崩落しました。このため、文化庁との協議等で、構造物を用いた工事が認められるようになり、崩落した下流側から道をつくり、復旧をされていきます。

次に、中央中学校でございます。運動場南側の防球ネットが経年劣化や草刈り等で破損し、工期を分けて、工事を行われます。今回は登校坂付近の箇所をネットの交換をされます。かずら等が生えないようにネットの下部にはコンクリートを打設される予定です。

次に、八角トンネル・熊延鉄道跡橋脚・沈み橋を調査しました。令和7年8月豪雨により、八角トンネル手前で崩落していた土砂の撤去、トンネル先で大きな岩の移設、通行する道路が不安定なところがあり、橋脚の下る坂の一部も押し固める作業をされておりました。また有志の団体で、沈み橋の一角が豪雨により流され、通行ができなくなっているところに、石などを用いて現在は通行が可能になっております。また沈み橋から橋脚へ通行できる新しい里道も開設をされておりました。

次に、宇城広域連合北消防署美里分署の建設予定地を見ております。令和6年度より美里分署移転計画が始まり、現在まで移転する土地の購入ができていない状況であります。早期に地権者との交渉で、建設できる環境を整えていただきたいと思いますところ です。

次に、文化交流センターひびきを調査しました。平成19年の豪雨でも同様な被害があっており、今回で2回目の被災であります。両脇の谷からの水で浸水し、構造物の下部に設けられている空調施設等から侵入をしております。復旧工事では、この空調施設は、建設当初からすれば、空調のていは不要だということで、浸水を防ぐ作業をし、浸水した棟の床全体を撤去し、新しく張り替えられる予定です。今回の復旧工事は、館内だけの復旧工事であり、工事期間も6か月と長期にわたり、

両脇の谷の水の流れを施設に出来ない外構の工事は今後検討をされていきます。

次に、砥用中学校で調査しております。生徒の自転車小屋の構造物が、経年劣化で傷んでおり、全体を新しくする工事を進めていけます。

次に、霊台橋を調査しました。一般質問で2名の議員が質問をされ、霊台橋の右岸側で石垣の草の除草、竹林の撤去に豊富地区の有志のご夫妻が作業をされておりました。長い脚立を用いて、命綱をされての作業でございました。石垣の草やつたなど、石垣がつくられた当時の姿を見たような感じがしました。国の重要文化財指定である、単アーチ橋では日本一の石橋でもあることから、今後も周辺整備も含め、石橋の景観をよくすることが美里町の観光の一助になると感じたところです。

最後に、励徳小学校を調査しました。屋内運動場（体育館）の外壁が、経年劣化等で主に南側面が傷んでおります。雨風により傷んだ箇所から水がしみ込み、雨漏りにつながるかもしれない状況でありました。校舎屋上では防水工事がされているものの経年劣化が進み、対策が必要なことから、今回の予算で防水設計の工事の設計が組まれておるところです。また複式学級の対応のため、教室間の壁を撤去する予定でもあります。

以上、14時に中央庁舎に帰り、閉会をしたところです。

報告漏れがございましたら、他の委員さんから補足をお願いします。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、各常任委員会委員長に対する質疑は、申合せ事項により、審査の経過と結果に対する質疑にとどめることになっておりますので、申し添えます。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員会、坂田竜義委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（坂田竜義君） 定例会開会中に産業厚生常任委員会の活動を行いましたので報告をいたします。

3月4日午後1時より大会議室において、高田議員、今田議員、吉住議員、村崎

議員、坂田、執行部より谷口福祉課長、隈部こども応援課長、中川健康保険課長、酒井上下水道課長、西寺農業政策課長、安達森づくり推進課長、富永建設課長の出席の下に会議を開催いたしました。

特に、特別会計とかは除いて、中心的には令和８年度一般会計当初予算の歳出を中心に一応報告をいたします。

福祉課では、成年後見センター事務委託料計９３７万円、社会福祉協議会事務局費補助金４，２２５万円、ｅスポーツでいい里づくり事業委託料４４３万円、老人保護措置費負担金３，３４５万円、宇城圏域市町相談支援事業委託料等約４，３００万円、障害福祉サービス費等給付費４億２５０万円、障害児通所支援事業費４，４４０万円、重度心身障害者医療費補助金１，６８０万円、介護保険特別会計繰出金３億８３万円、福祉保健センター湯の香苑管理運営委託料他社協関係の委託料、地域支え合いセンター委託料５９８万円等について説明があり、質疑がありました。

こども応援課では、新たに新規の事業として、乳児等通園支援事業負担金９５万円、アドバイザー報償金６５万円等についてを始めとして、出生時祝い金３２０万円、放課後児童健全育成事業委託料１，９３２万円、地域子育て支援拠点事業委託料６５８万円、病児保育事業委託料２，４８８万円、保育所等環境整備事業費補助金５００万円、ひとり親医療費関連で約４００万円等の説明がございました。

健康保険課では、国民年金保険事務費９，５５１万円、後期高齢者医療費、委託料として６５５万円、負担金・補助金等約２億７００万円、予防費委託料として２，７９５万円、健康づくり推進費等について説明がございました。

上下水道課では、特別会計を除きまして、一般会計に関わる部分で報告いたします。生活排水事業会計では、浄化槽管理委託料等１億２，８００万円、公営企業会計支援業務委託料等３４２万円、賃借料等。簡易水道会計では、水道施設管理委託料等２，２８９万円、賃借料３７８万円、水道検査手数料と１８８万円等、また中央北地区水道事業の進捗状況について説明がございました。

農業政策課では、新嘗祭献穀事業負担金１５０万円、宇城市で開催されるということがございます。中山間地域等直接支払交付金７，８７０万円、農業用機械等導入補助金７６５万円、鳥獣被害防止緊急捕獲支援事業補助金１，３００万円、農業農村整備事業負担金９，４４６万円、土地改良区適正化事業補助金５０７万円、町単独の土地改良事業費補助金７００万円、多面的機能支払い事業交付金２，６８８万円、災害応急対応等手数料１，７５０万円、農用地等災害復旧工事現場技術業務委託料２，４００万円、農用地等災害復旧工事（Ｒ７災害）４億４，９８０万円、土地改良事業補助金（Ｒ７災害）で２，２００万円等について説明があり、質疑がありました。

森づくり推進課では、地域おこし協力隊報奨金５２５万円、同活動助成金３００万円、同じく起業支援金として２００万円、自伐型林業推進業務委託料２５０万円、森林調査業務委託料６５０万円、森林整備事業補助金５００万円、美里の山間伐推進事業補助金１，８００万円、林道施設災害復旧工事（Ｒ７災害）等について説明がございました。

建設課では、単県工事負担金７５７万円、老朽危険空き家等除却推進補助金４００万円、住宅耐震化支援事業補助金６０７万円、工事請負費（町道）５，５００万円、工事請負費（通学路対策等）として１億３，１００万円、道路メンテナンス事業委託料５，０００万円、河川維持工事６００万円、町営住宅修繕料５５０万円、災害応急等手数料７００万円、災害復旧工事（Ｒ７災害）として２，０００万円、国庫負担災害復旧工事分で２億円等について詳細にわたって説明がございまして、質疑がありました。

３月５日午前中に、現場調査を行いました。

１点目は、町道土喰大窪線（堂面谷橋）の災害復旧工事現場でございます。急遽後でまた契約の承認の議案が出ておりますけれども、着工状況の確認、水道管布設替え工事の状況について確認をいたしました。

２点目として、町道船津金木線改良工事、励徳小までの通学路でございます。これは西村建設が今工事、１億５００万円で工事中でございました。

３点目は、小筵水源地の工事完了の確認ということで、一応完了検査はまだ済んでないということですが、ほぼ工事が完了しておりまして、水が豊富に供給されておりました。

４点目、名越谷、大野の大原宅への被害状況確認を行いまして、中央庁舎に帰庁いたしました。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

これで各常任委員会報告及び質疑を終わります。

**日程第 2 議案第 14 号 美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の
制定について**

○議長（上田 孝君） 日程第 2、議案第 14 号、美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、坂田竜義議員。

○6 番（坂田竜義君） 6 番、坂田でございます。一応、定数条例の改正について幾つか質問をいたしたいと思います。

今朝一応、県下の定数一覧等について資料を頂きましたけれども、増えてるところ、町村でいきますと増えてるところが、3、4、5 ですかね。逆に減ってる、定数を減らしたところも結構あります、市は除いてですね。そういうことで、その状況は分かりましたけれども、全協のときに、副町長から増えたところで、大津町ですか、大津町の例を言われましたが、こことはもう比較にならないというか、片方は T S M C が来てですね、人口 4 万も 5 万もなって、もう市になろうかという、菊陽とか大津とか、そういうところですよ。ですからそれはもう、もうあの今、町の段階でもあの膨張性を引いているようなですね、ところで、当然それはもう増えて当たり前というか、そういうところと比較してもらっても困るなというふうに思いました。

それで、幾つかお尋ねですけども、一応この類、財政規模、類似、いわゆる類似団体ということで比較いたしましてですね、その同じような類型に入る団体で定員を増やしたところというのはあるんですかね。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。資料の類似団体に関する県内の定数一覧、ページ数でいきますと 3 ページ、4 ページになりますけども、県内での類似団体につきましては、和水町、南関町と裏面いただきまして、西原村の 3 町村になります。

そっち見ていただきますと、定数が増えたかって言いますと、その 3 市町村の中では増えてるところはございません。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6 番（坂田竜義君） それでですね、今まで定数の問題について、旧自治省時代からですね、昭和 54 年からは、いわゆる類似団体別の職員数を出して比較をして

定数の関係についていろいろ自治省が指導してきました。それからその後、昭和58年になりまして、定員モデルというのを設定してですね、そして多いか少ないか検討しなさいと。最近、平成20年からは、いわゆる定員回帰指標ということでですね、平均的な職員数の試算を出して、これでそれぞれ自治体ごとに分析しなさいということに来てると思いますが、この直近の定員回帰指標、これに基づいて今度のその定数の増というのはどうなるんですか。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） 今回の定数条例の改正につきましては、議員おっしゃられました定数の回帰っていうことを基準にしているものではございません。

この前の全員協議会の中でもお話ししましたが、定年延長の制度が発足したときに、一度全員協議会で説明をさせていただいております。その中で、当時令和5年でしたかね、説明したのは、その当時に適正な職員規模を138名というご説明をさせていただいております。そこの138と、今回139、131を町部局で131を139ということに増やしておりますが、そのときの説明に基づいてということもありますし、定員管理計画でも、今のところ、令和12年度で142という数字も出しておりますので、その辺りの数字を鑑みて、今回139ということにさせていただいております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） それで、一応この旧自治省類似団体別職員数、そして定員モデル、直近では定員回帰指標というのを出しとるわけですよ。だから、その指標に照らして多いんですか、少ないんですかという質問をしてるわけですよ。指標を示しとるわけ、総務省が、今。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） その指標をちょっと今持ち合わせておりませんし、私日常の業務の中でもその数字を確認したことがございませんので、それに対して多いのか、少ないのかというのは、ちょっと今答えを持ち合わせていないところです。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） それは出してもらわないと、その総務省が示したその指標より多い、少ないといった、これは当然出してもらわないと話にならないと私は思います。

それでいきますと、一般質問でも質問しましたが、要するにDX計画との関係でですね、自治体DXの関係で、要するに経費も、経費は3割減らしますよっていう目標できて、2025年度末には完成しますよということできたけれども、まだで

きてないと。ここに何億円って、今お金を投入してるわけですよ。そして、目的である事務量を3割削減して、定数を減らすとか何か表現じゃないけども、その事務を減らした分は新たな行政需要に対応するようにしますという書き方ですね。それは分かるんですよ。だから、せっかく何億円も使って、DXを推進してですよ、事務量を減らして、やっぱり基本的なイコール人員を、事務量を減らすということは、人員を減らすというふうに受け止められるわけですよ。だけん、やっぱり私は基本的な、前質問しましたが、地方創生の基本構想の中で、要するに、スマートシュリンクと、賢く縮むという言葉が出て、岡山県の美咲町に行って、実際その町でそれを実践されてるのを勉強してきました。そういうことで、やっぱり合併して20年ですね、平成16年の合併のときの定数条例を見てみると、やっぱ131人ですよ。だけど、20年で人口は4,000人減っとなりますよ。にもかかわらず、定数は131で来とるわけですね。そうやって基本的に言うなら、もっと今から2050年、60年に人口問題研究所が言うように、4,000人台になるかもしれないですね。今のペースから言うんですよ。だけど何とか歯止めをかけようということで、いろいろ住宅、宅地とかいろいろされて、それはもう評価します。基本的にやっぱり人口規模に合わせて、やっぱり職員の規模とかもですね、合わせていくべきだという、私あの意見は合わんかもしれませんが、私はそういう考えなんですよ。

だから安易にその定数を増やしていいということでもないし、第一の議論の時間がなかったですね。全協あたりで前もってかなりちょっと期間を置いて、こうやって今度本会議で、定例会で出すからっていう議員間の議論も全然してないんですよ。だから、ようやく最初の議案の採決を遅らせてもらった、私がお願いして遅らせてもらったけど、結局それぞれの議員がですよ、この私が一人でわーわー言っても条例は通るでしょう。ただ、それぞれの議員が町民から聞かれて、何で増やしたというんで聞かれてですよ、それぞれ皆さん方が説明しきるかなって思うんですよ。いやこういうことでもう増やしたんですよって、自信持って各議員がですね、説明しきるかなって、私はちょっと無理じゃないかなって、本当は思うんですよ。だから、一応執行部も出した議案は引っ込めるということはできないかもしれんけれどもですね、やっぱりあのDXの関係で事務量は3割減らしますっていう前提でシステムの構築をして、結局システムの導入そのものを目的にしてるんじゃないと思うんですけどね。やっぱり事務を効率化して、やっぱり仕事量を減らそうっていうことで来てますし、いろいろ聞きますと、確かに豪雨災害でですね、物すごい職員の皆さんがもう、超勤、超勤でですね、土日返上でやってると、頑張ってるというのはよく分かります。その前、10年前の大地震のときもですよ、そういう災害が出て、やっぱりいろいろほかの自治体から応援を得て、乗り越えてきたわけですね。どこ

の自治体もそういう大災害のときは応援を求めて、乗り越えてきます。その終わったら、もう仕事は極端にいうとなくなる、災害の仕事はなくなる。と、やっぱり縮めていかないかんって思うとですけども、その辺りのやっぱり簡単に定数を増やすのじゃなくて、いわゆるアメーバーで、アメーバのようにですね、仕事が増えたところにびやっと重点的に職員を寄せて、そして終わったらまた違うところに増やしていくとか、そういう柔軟なですね、そういうふうな思考をしてもらいたいと思うとですよ。だけん、ただ今度は県庁もそうですが、定数条例をつくっても、ある程度余裕を持って、実際の運用はしとるのが現状ですよ。そういうことで、条例は通っても、常にそういうことで運用についてはですね、していただきたいと、このように思います。

それから、出向者についてはもう定数外にしますっていうことでしょう。ただ、その個人が勝手に広域連合とか、県に出向したわけじゃなくて、町長が命令してですね、行きなさいって行って行くわけで、2年なら2年して帰ってきたときに、役場は定数満杯だけん、あなたは定数外だもんねって、それはちょっとご無礼な話だと思うとですよ。だから、いろいろきちきちとまちづくりのほうは2名増やすとか、教育委員会を何人増やすとか、いろいろ構想は聞きましたけど、もう最小限のところはそれは一応執行部がされることやけん、しょうがないけれども、やっぱりこの条文を見てみても、大体調べてみると大半の自治体がですね、出向者が帰ったときの受入れは、1年を超えない範囲でってこうなってるんですよ。そういう表現ばしてる。だから、うちの条文にはそれが入ってないですね。だけん、出向者が帰ってきて、大体普通なのはぱっと定数内に入れて、どっかの職場にいと普通だけど、どうしても定数いっぱい、満杯にしとったってそれですって。そうした場合も1年以内にはちゃんと定数内に入れなさいっていうところがあるって、ご存じだと思うばってん、そこら辺の表現も少しやっぱり書いてないからですね、書いてないってことはもうどうでも運用できますから、だからそこら辺のどっかの時点でちょっと補充とかですね、その辺りやっぱり私は必要じゃないかと思いますがどうですかね。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） まずは、今回の定数条例の改正の案件について、事前に議会のほうにご相談ができなかったということについてはおわびを申し上げたいというふうに思います。

それから、もう一つ、DXとの絡みの話ですけども、これは総務省のDX推進計画、あるいは本庁のDX推進計画にも記載しておりますけども、DXによる、DXの施策によって人員を削減するというのは本来の目的ではないと私は認識をしてお

ります。以前のD Xの前にもデジタル化っていう話はありませんでしたが、ペーパーレスも含めて、その当時はそれによって人員の削減というふうなこともあったかと思いますが、今のD Xの考え方は、D Xによって事務の効率化を図ると、それによって職員の負担軽減を図るということです。それから併せて、人的資源を行政サービスの向上につなげていくということです。そのD Xで業務の効率化が図られて、それによってできた時間を職員が、今度は本当に職員にしかできない、人にしかできない事務というのがあります、相談業務であったり、企画立案であったりということがそれに当たるんだろうと思いますけど、そういうことに注力していくって、そういうのがD Xの考え方かなというふうに思っております。

それから、職員採用の方向性といいますか、考え方につきましても、やっぱり熊本地震のときもそうでしたし、今も昨年の災害で事業課のほうに人員を増員しております。その影響で、管理部門の総務課の人員を削減していたりというのがありますし、今後もですね、力を注がないといけない部署にはやっぱりマンパワーを多く配置する。ただ、それを外部から採用で補うのではなくて、やはり組織の中で、組合せでこちらを増やしたり、ここをちょっと減らしたりっていうのは当然考えていかないといけないと思います。その上で、どうしてもやはりマンパワーが不足するということになれば、正職員の採用も考えないといけませんし、あるいは任期付職員っていうのも視野に入れますし、会計年度任用職員っていうことも視野に入れて、人を増やすっていうのじゃなくて、まずはやっぱり自前の今いる職員でカバーができないかっていうのは当然優先的に考えていくべきものだろうというふうに思っております。むやみに人を増やしていくということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 確かに、D Xで人員削減という表現はないですけど、ただ事務量を3割削減して、その分を新しい行政需要に回しますっていうことが書いてあってですね。ですから、そういう意味ではその何か別に増やさんでも、事務量軽減したことによってですよ、ということは運用としてできるだろうと私は思うんですよ。

それから、今は会計年度任用職員も結構おられます。それはもうもちろん定数外ですが。今度も何か技術職の優れた人を二、三数百万で雇うっていうこととかありまして、結局技術職が足りない、技術職募集しても来ない。だから、ただ技術職、農業土木の専門家とか、一般土木とか、いろいろ団体つくって仕事をしてらっしゃる人たちもおらずですね。そういうやっぱりそういう人たちをやっぱり雇う、会計年度任用職員でも、任期付でもいいです。いろんなそういう知恵を出してですよ、

どうしてもおらんけん、定数を増やしててもう最後の手段に考えて、運用としてですよ、お願いしてもう終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 14 号、美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 起立多数です。

したがって、議案第 14 号、美里町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 3 議案第 27 号 令和 8 年度美里町一般会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第 3、議案第 27 号、令和 8 年度美里町一般会計予算を再度上程し、議題とします。内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

お諮りします。本案の質疑は逐条としますか、一括としますか。

〔「逐条でお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） それでは、本案の質疑は逐条で行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

それでは、本案は逐条質疑で行います。あらかじめお配りしております表のとおり行います。なお、ページ番号は予算書下のページ番号でございます。

まず、1 ページの提案理由から、10 ページの歳入歳出事項別明細書まで。

11 ページ款の 1 町税から、15 ページ上の枠の款の 12 分担金及び負担金まで。

15 ページ下の枠の款の 13 使用料及び手数料から、18 ページ上の枠の款の 13 使用料及び手数料まで。

18 ページ下の枠款の 14 国庫支出金から、21 ページ上の枠の款 14 国庫支出金まで。

21 ページ下の枠の款の 15 県支出金から、25 ページ款の 15 県支出金まで。

26 ページ款の 16 財産収入から、32 ページ款の 8 環境性能割交付金まで。

歳出に移ります。

33 ページ款の 1 議会費から、34 ページ上の枠の款の 1 議会費まで。

34 ページ下の枠の款の 2 総務費から、41 ページ上の枠の一番上の節の 26 公課費まで。

41 ページ枠の中の款の 2 総務費、項の 1 総務管理費、目の 2 文書広報費から、45 ページ枠の一番上の節 18 負担金、補助金及び交付金まで。

45 ページ目の 6 企画費から、49 ページ枠の上の目の 6 企画費、節の 22 償還金、利子及び割引料まで。

6 番、坂田議員。

○6 番（坂田竜義君） 6 番です。一般会計について質問いたします。

一応 45 ページの関係ですが、美しい里創生課の関係で、ずっと関連が 46 ページ、7 ページ、ずっと地域おこし協力隊の関連がずっと載っております。45 ページの件は、地域おこし協力隊の報償費 233 万 4,000 円、これは空き家の関係ということで出ております。それとその空き家の関係の委託料として 366 万円と活動助成金、これ 49 ページですが、ずっと空き家の関係も委託料、活動助成金、それと 46 ページには、協力隊サポート事業委託料 150 万円。それと 48 ページには、企業派遣型協力隊報償費負担金 1,050 万円。あと、89 ページ、観光面での協力隊報償金 350 万円、合計すると協力隊関係のですね、いろいろ関係費用 2,882 万円私の計算でなってるわけですよ。ですから、国からは報償費 200 万、活動費 200 万、大体 400 万ですよ、来るのは、1 人。だけん、一応ですね、報償費とかは分かるけれども、サポート事業の委託料とか、何するんですかね。企業派遣型地域福祉協力委託料で 600 万とか、報償費とか、活動費用、協力隊の人にやるっていうと当たり前のことだけど、そのほかにいろんな名目を出してあるし、これはもう基本的には多くはまちづくり公社に行くとじゃないですか。お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） お答えします。

まず、地域おこし協力隊ですけれども、現在 2 つの類型で雇用というか、委嘱をしているという状況でございまして、1 つが議員ご指摘の公社のほうに行くんじゃないかと、公社にですね、公社で公社に業務を委託すると、人ごと業務を委託する

というような形でやっております。公社にまちづくりの仕事の委託をする。そしてその人を、協力隊をまちのほうから派遣するといった形の、企業派遣型という形で、このときにですね、いわゆる報酬の部分、報償・報酬、賃金の部分ですね、賃金の部分と活動費の部分、これがですね、報酬と委託料という形でいっております。

それから、公社とは別にですね、直接まちのほうで本人さんと委嘱をしてやっていただいているという類型があります。これにつきましては、報酬、それからの活動費ということで出てきております。

1 つは、これら全てですね、特交措置がある分、国庫 100% というものでございます。

それから、先ほどご質問がありましたサポート事業 150 万、これだけはですね、一般財源でやっているというものでございます。

まとめますと、公社に派遣してる分、それから直接町でやってる部分、これについては特交措置が 100% ありますということで、特交措置がない部分については 150 万のサポート事業というもののだけでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6 番（坂田竜義君） だから、その協力隊サポート支援事業委託、そのサポート事業って何をするんですか。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） お答えします。

主には、協力隊の募集事業です。それに加えて、日頃のいろんな相談への対応といったことでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6 番（坂田竜義君） それはちょっと分からんな。わざわざそういうことでサポート事業で 150 万円も出してせんでも、そら総務課がするのか、美しい里がするのか、とにかく本体のほうでそれはすればいいことじゃないんですか。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明します。

実績をちょっとお話をさせていただきますと、今年度、令和 7 年度の実績としましては、40 万程度、44 万だったと思います。それは主に募集に係る、ホームページをつくったりとかいうことの募集です。実際ですね、募集・応募に応じて、手がたくさん上がってきてまして、協力隊も今来ていただいているという状況でございます。

150万はですね、そこまで令和8年度使うかというところは分かりませんが、今後またいろんな仕事が増えていくという中でですね、少し余裕を持ったところで積ませていただいているのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） よう分かりません。私はもう必要ないと思うけど。

企業派遣型協力隊への報償費負担金、これは何年か前に新たに制度としてできたと思いますけども、これも1,050万というのは、その報償費、活動費も込みで何年分ということでの計算ですか。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） すみません、ちょっと今科目をですね、ちょっととはっきり見れませんでしたけれども、企業派遣型の中にですね、2つあります。いわゆる報酬、賃金の部分とそれから活動費の部分ということで、2種類挙げていると思います。その合計が協力隊の関係の費用ということになります。

○6番（坂田竜義君） 何名分ですか。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） はい。

○6番（坂田竜義君） 2名か3名。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） 3名分です。

○6番（坂田竜義君） それでですね、これも47ページになりますけども、いろいろ先ほど総務委員長の報告でもございますけれども、有安地区の工場跡地の関係で、いろいろ宅地造成の設計委託料からいろいろ子育て世帯向け賃貸住宅のアドバイザー業務委託料とか、北地区拠点施設云々というか、幾つかのかなり大きな額の予算が計上されているわけです。

まちづくり構想についても、一般質問でちょっと出ましたけれども、ちょっと調べてみたら、令和6年の当初予算に最初は未来づくり何とかっていうのが出てるんですね、未来づくり構想か何か。これの成果品って出てるんですか。その令和7年度にまちづくり構想の委託料というか1400万かな、出て、今度また新たにこういう拠点の関係とか、アドバイザーとか出てますが、物すごいお金を使う割にはですよ、成果品が全然見えないんですよ、悪いけど。その辺りは、最初の令和6年度、未来づくり何とかっていうものの成果品はどうなってるんですかね。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

未来づくり何とかとおっしゃるものが、恐らく私が想像するには、あの高木大地のところのですね、開発の航空図ですかね、空撮のその分の話かなっていうふうに、私の心あたりではというふうに思いますけれども、それにつきましては空撮を行い

ましてですね、その結果というのは今年度の構想の中に出てきていると、今年度つくっている構想ですね。

先日、全協の中でご説明は概要いたしましたけれども、今その下のですね、数十ページありますけれども、あの構想の細かい部分っていうのは最終的に詰めを行ってますので、その金額的なこと、図面全て詰めてですね、4月に公表をするというところで計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） だからもうずっと毎年ですね、何か構想とか何かつくって、もう本来ならば、令和7年度の当初予算のまちづくり構想委託料というところに、やっぱり5年先とか、10年先のもう図面が出とって、それでいいじゃないかって思うわけですよ。出てまた何千万で使ってですよ、拠点整備だなんだって、それはもういつもその構想ばかり、毎年つくってですね、ある程度構想というのは、やっぱり3年、5年、先を見通してつくるものだと私は思うもんだから、だけん、非常に何か、税金の無駄遣いのような、悪く言うと思うとですよ。だから、その点、本当に金を使うならきちんと成果品をやっぱり出してもらいたいし、町民向けにやっぱり納得のいくようなですね、仕事をしてもらわないと、なかなか私たちが説明がつかないわけですよ。その辺りどうですかね。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） 毎年度、事業費が出てきてということでございますけれども、基本的には段階を踏んでということかなと思っております。

今年度基本構想をつくりますということがございまして、来年度はアドバイザーの話ですね、これは構想でですね、賃貸住宅の場所とか、分譲住宅の場所、このぐらいの面積がいります、このぐらいの高さでそろえていきますというようなことをある程度今年やってるわけですが、その中でですね、いよいよこの場所に決めて、それで仕様の水準ですね、実際こういった建物にします、こういった構造にしますっていうようなことをですね、きっちり詰めていって、それでプロポーザルをかけて、建物を建てていくということでございますので、段階を踏んでしっかり進めているというところの認識でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） あんまりすんときませんけど、最後に一点だけお尋ねは、eスポーツの関係が47ページですかね、幾つか出ております。養成講座の委託料とか出とりますが、コミュニティのeスポーツ事業委託料とか、363万とか出

ております。

実は、福祉課もですね、eスポーツの関係で400何万かな、出とったんですが、福祉課がやる部分と、美しい里創生課がやるeスポーツの部分の仕事の分担についてはどうなんですか。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） 創生課の関係で申し上げますと、創生課なのでまず組織づくりと、組織というか指導者ですね。今は外部委託をしております、eスポーツの指導者というのは外部委託しておりますけれども、それを地元のほうでできるようにということでですね、指導者を養成していこうと、そういったことをしております。

それから、効果検証事業、熊本大学との連携で始めましたけれども、そういった部分を創生課のほうでは担当してるということで、福祉課のほうではですね、実際のその現場の回しであったりとか、福祉的な観点でのことをされているというふうに認識しております。

以上でございます。

○6番（坂田竜義君） はい、終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

3番、吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 3番、吉住です。令和8年度一般会計当初予算について質問をします。

同じ項目ですので、同じ枠内ですので、2点質問したいと思います。

47ページの款の2総務費、項の1総務管理費、目の6企画費、節の12委託料になります。この企業誘致可能性・適地調査業務委託料560万挙げてありますけれども、現在本町では宅地開発に重点を置いて、業務委託料等を計上されておりますけれども、企業誘致についてもですね、その可能性を模索するということで挙げてあると認識をします。ただ、どこでも調査すればよいということではないと思いますので、これある程度の範囲が決まっておるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ある程度範囲が決まっているのかということでございますけれども、現時点ではこれは決まっておりません、町内全域を対象にということでございます。

背景としまして、先ほどの説明も少しあったんですが、宅地がですね、すみません、中央庁舎前あるいはその工場の跡地というのは、宅地化するということで決まりましたので、そういうふうに関係のお問合せがあったときにお答えをし

てるんですけれども、実際数件ですね、工場用地ないかというようなお問合せはあっております。そのときになかなか我々今材料として、どこにどういった、例えば水の話であるとか、道路の幅員であるとかですね、そういうふうな話とか、ご要望の満たすような土地があるのかっていうことをしっかり把握できておりませんので、そこをですね、これも国の補助を取って、国庫補助を取ってやろうということ考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 分かりました。

それから2点目です。

同じく48ページ、同じ款項目になります。節の18の負担金、補助及び交付金のところの生活交通路線維持費補助金2,815万8,000円、それから下の段の地方バス運行等特別対策ですか、通行費補助金2,550万1,000円とありますが、これは路線バスのことについての補助金・助成金になると認識しているんですが、同じ関連で合わせると、もう5,000万以上ぐらいになります。

また、この内容についてですね、ちょっと説明いただきたいのと、また今回砥用中学校、小学校から以降、浜町線までのバスが、熊本バスが廃止になるということで説明がありましたが、その辺の関連もあるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明いたします。

まず、生活交通路線維持費補助金でございます。これにつきましては、地域公共交通、路線バスに対する欠損補助金ということでございまして、対象が国庫補助の路線、いわゆる幹線ですね、輸送量が多い路線を対象としているものでございます。対象者としましては、産交バス、熊本バスになります。補助率、補助上限、欠損額の100%、上限額はなしということでございます。

続きまして、地方バス運行等特別対策（運行費）補助金でございます。これにつきましては、地方バス運行等特別対策運行費補助金、国交省路線以外分ということでございまして、先ほどと違ひまして、幹線ではない部分ですね、輸送量が少ない路線が対象ということでございます。対象者は熊本バスと麻生交通、補助率、補助上限は欠損額の100%を上限額なしということでございます。

それと砥用小学校以東のですね、砥用学校以東の廃止の話ということでございますけれども、この廃止を持ちましてですね、当然この額も変更になってくると、路線が短くなりますんで、そういった影響はございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 幹線道路とそうでないところとの区別ということの判断でよろしいですかね。はい、分かりました。終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

総務費の途中ではございますが、ここでしばらく休憩いたします。再開を11時20分とします。

-----○-----

休憩 午前11時07分

再開 午前11時19分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

49ページ枠の下の目の7情報推進費から、53ページ目の12特定目的基金費まで。

54ページ款の2総務費、項の2徴税費、目の1税務総務費から、56ページ目の3地籍管理費まで。

57ページ款の2総務費、項の3戸籍住民基本台帳費から、58ページ上の枠の項の3戸籍住民基本台帳費まで。

58ページ下の枠の款の2総務費、項の4選挙費から、60ページ上の枠の目の8参議院議員選挙費まで。

60ページ下の枠の款の2総務費、項の5統計調査費から、61ページ上の枠の項の6監査委員費まで。

61ページ下の枠の款の3民生費、項の1社会福祉費から、69ページ一番上の枠の項の1社会福祉費まで。

69ページ中の枠の款の3民生費、項の2年金費から、73ページ上の枠の項の4災害救助費まで。

73ページ下の枠の款4衛生費、項の1保健衛生費から、78ページ中の枠の項の4衛生費、項の2清掃費まで。

78ページ一番下の枠の款の5農林水産業費、項の1農業費から、85ページ上の枠の款の5農林水産業費、項の1農業費まで。

4番、隈部議員。

○4番（隈部 寛君） 4番、隈部です。ただいま審議中の一般会計補正予算の質問をいたします。

83ページ、款の5農林水産業費、項の1農業費、節の18畜産振興補助金385万円の内訳と、もう一つあります、次のページの84ページの款の5農林水産業

費、項の１農業費、節の１０農業構造改善関連施設修繕費６００万円ですけど、その内訳をお聞かせください。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

まず、８３ページの畜産振興補助金につきましてですけれども、ちょっと待ってください、すみません。畜産振興補助金３８５万円につきましては、繁殖を目的として増頭するための肉用育成の雌牛ですね、導入した場合の価格、購入価格でございますけれども、その１８％以内で、上限が１５万円ということで、その部分につきましてですね、１農家さん当たり年間３頭を条件にですね、導入の補助金を計上しているところでございます。今回挙げて予算計上しておりますのが、補助金の平均価格が１１万円で、３５頭分ということで、３８５万円のほうを計上させていただいているところでございます。

それから、８４ページの農業構造改善関連施設の修繕料ということで、６００万円計上させていただいている部分につきましては、２つ施設がございまして、一つが佐俣の湯、それからもう一つが農村婦人の家の部分でございます。

佐俣の湯の大きな部分に、修繕料の大きな部分につきましては、ひのき風呂の縁の修繕、それから家族風呂の縁の修繕、それから本館のですね、小休憩室の畳の取替えの修繕という形で、佐俣の湯につきましてが５９３万円。それから、農村婦人の家につきましてが７万円ということで計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○４番（隈部 寛君） ただいまの説明内容は理解いたしました。いずれも地域の生活や農業振興に関わる重要な事業でありますので、効果的な事業推進をお願い申し上げます、私の質問といたします。

終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。進行します。

８５ページ下の枠の款の５農林水産業費、項の２林業費から、８８ページ中の枠の款の５農林水産業費、項の３水産業費まで。

８８ページ一番下の枠の款の６商工費から、９２ページ上の枠の款の６商工費まで。

５番、高田議員。

○５番（高田美千子君） ただいまの一般会計予算９０ページ一番下の枠の節の１２委託料になります。

観光戦略推進業務委託料500万円が計上してございますけれども、その業務の内容と委託先についてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

観光戦略推進委託料でございます。実はこれが、今年度から、令和7年度から実施しているものでございまして、国の第2世代交付金をですね、採択をいただきまして、令和7年、8年、9年の3か年で実施していくというものでございます。

今年度ですね、令和7年度、まちづくり公社と、それからの会社としましては、ウチコツーリズムジャパンという会社、それからJTB、3社で受託をしております。その中でですね、いろんな通訳のガイドさんをお呼びしたりとか、お呼びして、館内をいろいろ回っていただいたりとかですね、それで集客に取り組み、つながるような取り組みが何なのか、お見せできるような場所がどこが、どの場所がどこの国に受けるのかとかですね、そういったことの分析を進めてきているということでございます。こうしたDMO化の話ともですね、関連しまして、そういった計画をきっちりつくっていく、集客の手段、目的ですね、目的手段、場所というのもしっかりと詰めて、DMO化の動きも進めながら、もうちょっと詳しくしていくというのがですね、来年度のやっていくことというふうに認識をしております。

委託先ということでございますけれども、これはまだ未定でございます。予算案をご承認いただきましてから選定をしていくということになります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） 美里町にとりまして、これからの観光事業というのは本当に重要な部分になりますので、新たな取り組みでぜひ頑張りたいと思います。また、費用対効果等についても、また念頭に置きながら、いろんな取り組みを実施していただきたいと思います。

終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

3番、吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 令和8年度一般会計当初予算について質問します。

予算書の92ページ、款の6商工費、項の1商工振興費、目の2観光振興費、節18負担金、補助及び交付金のところ です。

地域のイベント補助金、これについてちょっとお聞きしたいと思います。本町ランタンフェスティバルが街の中心的なイベントとなる中であってですね、地域で続けてきておられる祭り等の維持、継承は大変重要だと思っております。

私としてはですね、長く続けてきておられる、ある程度の大きなお祭りに関しては、もう少し補助をあげてもいいのかなというような気がしております。ふるさと祭り、それからやまびこ祭りが中止となって、新たにつくり上げられた地域もありますので、その辺も踏まえてですね、こういった形で今補助がされるのか、内容的にお伺いしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） 地域のイベント補助金についてでございます。

本年度ですね、つくりました補助金でございますけれども、実績が既に数件上がっております。どのように使われるかということでございますけれども、割と幅広くですね、いろんな地域の中でお祭りをしていく、イベントをしていくということに使っていただけるということで、ただ使えないのがですね、用地の造成とかですね、そういったものには使えませんけれども、初期投資、最初にかかるお金、それからランニング、毎年かかっていくお金も含めてですね、割と幅広く使っていただけるようなことですね。あと、上限額につきましては、20万ということですので、その金額がですね、多いか少ないのかというのはまた議論させていただければというところですけども、現状そういった形で運用しております。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 終わります。

○議長（上田 孝君） ほかにありませんか。進行します。

92ページ下の枠の款の7土木費から、97ページ上の枠の款の7土木費まで。

4番、隈部議員。

○4番（隈部 寛君） ただいま審議中の一般会計予算の質問をいたします。

93ページ款の7土木費、項の1土木管理費、節の18老朽危険空き家等除去推進補助金400万円ですけど、この内容をお聞かせいただきたいと思います。

それと、空き家が美里には随分多くあります。この将来的な、今400万円ですけど、金額が高くなっていく恐れもありますと思いますですけど、その内訳もお願いします。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

老朽危険空き家の除却の補助金ということで、木造住宅でですね、個人の住宅で、もう明らかに1年以上空き家になっているというような住宅で、町のほうでですね、採点を行いまして、屋根の瓦がもう壊れて穴が空いてるとか、柱が傾いて倒れそうだとかというような基準を設けておりまして、それを評価をしまして、その評価で100点以上超えるというような住宅について、町のほうで老朽危険家屋住宅という

ことで認定をしまして、その除却に対する費用の3分の2以内、最大100万円と
いうのを上限を設けてですね、町のほうで補助金を出しているということになって
おります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） 重要な事業と思いますので、今後も町民の安心・安全につな
がるようにお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

2番、平野議員。

○2番（平野保弘君） 2番、平野です。

令和8年度当初予算について質問をいたします。ページが94ページです。

款の7、項の2、目の2、節の11、中の2つですけれども、環境整備作業手
数料400万と町道等修繕手数料127万8,000円。この説明資料を見ますと、
単価も載っていますけれども、その作業の内容とですね、また単価の違いについて
説明をしていただきたいと思います。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

まず初めに、環境整備作業手数料ということで、400万円計上しております。
こちらにつきましては、環境整備の作業員さんを毎年役場のほうで5名程度募集の
ほうをしております。募集した作業員さんをですね、大体6月から12月ぐらいま
で雇用をして、作業してもらうというようなことで、その方たちの作業賃金を1日
9,000円ということで、町のほうで設定をしてですね、その分の手数料を40
0万円計上してるということになります。

それと町道等の修繕手数料ということになりますけれども、これにつきましては、
町のほうでですね、町道あたりを業者さん、建設業者のほうに依頼をして、その場
合、機械代、それと材料代、それと作業員さん代ということで分けて支払う場合が
あります、工事とかじゃなくてですね。そのときに、業者から派遣していただいた
作業員さん分の費用ということで、そちらにつきましては、普通作業員さん、現在
の県の統一単価であり、普通作業員の費用2万1,300円の大体60人分という
ことで、127万8,000円、今回計上させていただいているところでございま
す。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 分かりました。

環境整備作業員さんというのは、道路脇の草切り何かをされている作業員さんだと思んですけども、もう夏暑いときもですね、よく通りかかって見るんですけども、大変な作業だなというふうに思っております。これ、単価があまりにも違うんですかね、その作業員さんの日当たたりも、もうちょっと上げてもいいんじゃないかなというふうに思ったものですから、質問をいたしました。

続けていたします。同じ94ページ、次の枠のですね、委託料の社会資本整備総合交付金2,100万円について、去年はこれなかったと、0だったと思いますけれども、内容について説明をお願いいたします。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

社会資本整備総合交付金の委託料ということで、今回2,100万円計上のほうさせていただいております。こちらにつきましては、現在社会資本整備総合交付金を使ってですね、舗装補修ということで、町道路線永富柳谷線とかですね、土喰小長野線、これ陽光園の前ですけれども、そういったところの舗装補修工事を行っております。その舗装の補修工事を行うためにはですね、今の町道がどういった舗装の状態で、舗装を修繕しなければいけないというような計画をつくる必要があります。そういったのを舗装の維持管理計画ということになりますんですけれども、それを5年に1回ですね、やるということになっておりますので、その分の計画を策定するための費用ということで、今回その計上させていただいているところです。

以上です。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 5年に1回ということですが、説明資料の中で維持管理計画業務というふうにありましたので、計画するのに、委託料というのは何でも高いんですけども、大分かかるんだなというふうに思いました。

最後にもう一点、質問いたします。

96ページ、款の7、項の3、目の1、節の12委託料、緑川水閘門操作委託料69万円ですが、前年どこか前年度の金額からすると1.5倍ぐらいになっていますので、これ人件費なのかなというふうに思いますけれども、この上昇、1.5倍ぐらいになっている理由についてお願いいたします。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

この委託料につきましては、岩下地区の水閘門の委託料ということで、国土交通省のほうからですね、計算をされて、それを一応町を通してその3人の方と契約を

して、国から町のほうに委託金が来て、その委託料を町がその方たちにお支払いするというふうな委託金になります。

ちょっと金額の増加につきましてはですね、内容をちょっと今の資料持ち合わせてませんので後でお調べして報告のほうさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 報告をお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。進行します。

97ページ下の枠の款の8消防費から、101ページ上の枠の消防費まで。

7番、濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 令和8年度当初予算についてお尋ねします。ページは、2項目ありますが、100ページをまずお願いします。

消防費の14の工事請負費2,000万、被災宅地災害復旧工事ということで、昨年の豪雨の関係であると思います。大もあれば、小もあるというような中身だと思んですけども、その上限があるのか、件数でここまで見積もってあるのかというやつと、101ページの負担金、補助及び交付金の被災宅地復旧支援事業補助金、これも豪雨災害のことですけども、1,000万組んでございます。この内容の説明をいただきたいと思います。2点をお伺いします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員お尋ねの被災宅地災害復旧工事（R7災害）の2,000万円の件につきましては、内容につきましては先ほどお話がありましたように、被災した宅地ですね、裏山の法面復旧にかかる工事を想定いたしております。今想定される件数につきましては、30件を予定しているところでございます。限度額につきましては、今ちょっと手持ちに資料がございませんので、また後ほどご説明させていただきたいと思います。

それともう一点、今度は19の負担金、補助及び交付金の災害復旧工事復旧支援事業補助金のほう、1,000万円の件につきましては、これも今度宅地ですね、流出等の被害を受けた箇所の復旧を支援する補助金でございます。こちらにつきましては、10件を想定をいたしているところでございます。

以上でございます。

○7番（濱田憲治君） 分かりました。終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。進行します。

101ページ下の枠の款の9教育費、項の1教育総務費から、108ページ上の枠の款の9教育費、項の1教育総務費まで。

3番、吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 予算書の106ページをお願いします。

款の9教育費、項の1教育総務費、目の2事務局費、節の14工事請負費ですね。ここで町内小中学校防犯カメラ取り付け工事で200万円計上してあります。これについては内容はどうなっていますでしょうか。各学校に1基ずつということなんですかね。

それと、目的次第でその取り付け場所も変わってくるかなと思うんですけど、その辺の説明をお願いします。

○議長（上田 孝君） 中川学校教育課長。

○学校教育課長（中川幸生君） ご説明をいたします。

町内小中学校の防犯カメラ取り付け工事ということで、200万円を計上させていただいております。こちらのほうが学校敷地内に防犯カメラを設置するような形です。設置する場所については、学校の校門から学校内の敷地内の駐車場にかけて、方向的には設置をしたいということで考えております。

台数的には、今のところ、各学校、町内小中学校5校ですが、設置については1個ずつということで考えております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 今の正門のほうから駐車場に向かってっていうお話だったんですけど、それは駐車場辺りで問題がやっぱり起きないようにっていうことなんですか。

○議長（上田 孝君） 中川学校教育課長。

○学校教育課長（中川幸生君） 一応設置の箇所については、正門から車、車両等が侵入してきまして、もちろん駐車場辺りに、校内のですね、駐車場に止める方もいらっしゃいますので、そういった方々を防犯カメラで観察しようということで考えております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） はい、分かりました。終わります。

○議長（上田 孝君） ほかにありませんか。進行します。

108ページ、下の枠の款の9教育費、項の2小学校費から、115ページ上の

枠の款の教育費、項の２小学校費まで。

５番、高田議員。

○５番（高田美千子君） ２点お尋ねいたします。

最初に、１０８ページ、款の９教育費、項の２小学校費、節の１０需用費になります。各小学校の修繕料が計上してありますが、その中で一番金額が大きくなっております、励徳小学校の修繕料の部分ですが、４９５万３,０００円が計上してございます。どこの学校でもですね、もう老朽化ということで、いろんなところが修繕が必要になってきて、営繕が大事になってきているんですけども、具体的にどういった内容であるかをお尋ねいたします、修繕料の内容。

○議長（上田 孝君） 中川学校教育課長。

○学校教育課長（中川幸生君） ご説明をいたします。

励徳小学校の修繕料ということで、３か所ほど計画をしております。まず１つ目がですね、複式学級のための教室間の壁をですね、撤去したいということで１つ目。それから、２つ目が、遊具の点検結果による修繕を予定しております。それから３つ目が、報告の中でありましたように、励徳小学校の体育館のですね、外壁の目地がですね、大分劣化によりまして剥がれているところもありますので、その辺りを修繕ということで、励徳小学校については３か所ほど予定をしておるところです。

以上になります。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

２つ目です。１１３ページになります。款の９教育費、項の２小学校費の中で、節の１２委託料になります。これも励徳小学校なんですけど、上の枠の下２つ計上してございますけれども、この上の段の励徳小学校屋上防水工事設計業務委託料２２０万についてお尋ねをいたします。

先ほどの総務文教委員長のご報告にもありましたけれども、先般ですね、励徳小学校は給食室の水漏れとかあったんですけども、そういったことはもう修理がなされたということを聞いております。屋根のほうの防水工事が今度なされるわけですけども、励徳小学校の雨の時期になると、もう床がですね、何もしなくてもなんかぬれてしまって、こどもたちが滑るような何かそういう状況にいつもなっておりますので、今度屋上の防水工事をしていただくことで、そういったことも、課題も、もしかしたら改善されるんじゃないかなと思って大変期待しております。ありがたいことだなと思っておりますが、小学校ですので、こどもたちの授業もでございます。そういったことで、まだ設計が今からなされる段階なので、具体的なことは分からないところあるとは思いますが、そういった工事の規模といいますか、工期ですね、それについて、もし分かってる部分があればお尋ねをしたいと思って

おりますが、いかがでしょうか。

○議長（上田 孝君） 中川学校教育課長。

○学校教育課長（中川幸生君） 今回、励徳小学校の屋上防水工事の設計業務を業務委託ということで、挙げさせていただいております。

昨日ですね、総務文教常任委員会のほうで視察を行っていただいて、現地のほうも実際ですね、屋上のほうに登っていただいて、見ていただきました。

経年劣化による防水、今の既存の防水シートが剥がれて、今後その漏水にもですね、つながっていくということで、今回まずは設計業務をやって、その後、本格的に工事のほうに着手できればなというふうに考えております。

工事の時期については、この設計業務が終わり次第ですね、予算等も考慮しながら、要求していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） 小学校ですので、こどもたちの授業とかもございまして、当然そういったところをご配慮いただくことは思っておりますけれども、一日も早い工事の完了を望んでおりますので、ちょっとお尋ねをいたしました。終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。進行します。

115ページ下の枠の款の9教育費、項の3中学校費から、120ページ上の枠の款の9教育費、項の3中学校費まで。

120ページ下の枠の款の9教育費、項の4社会教育費から、129ページ上の枠の項の5保健体育費まで。

129ページ下の枠の款の10災害復旧費から、131ページ款の10災害復旧費まで。

2番、平野議員。

○2番（平野保弘君） 2番、平野です。

130ページ、款の10、項の1、目の1、節の14工事請負費、農地等災害復旧工事（R7豪雨災害）ですけれども、これは農業施設の分だけだというふうに思いますが、農地の分について、金額の分担金の提示とかはいつ頃になるのか、予定が立てられているというか、分かっておられればお伺いしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

分担金の時期というのはまだ不明確な状況でございまして、今現在はですね、災害査定で査定決定額に基づきまして、町の単独事業でですね、復旧を行ってらっし

やる方もいらっしゃいます。その意向調査という形ですね、今現在、行っているところで、分担金等につきましてはですね、実施設計をですね、現在発注しているところでございます。その結果が納品されて、町のほうで設計をした後ですね、分担金のほうの金額等もですね、合わせたところで、ご通知をさせていただきます、最終的な決定を申請者に仰ぎたいというふうに思っておりますので、まだ時期のほうは未定という形になっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 今ですね、採択になったかどうかということ、通知がいつてますけども、それに取下げの、取下げ書ですかね、が入っていますが、これは分担金の額が決定して、提示されて、そこからでも取下げはできるのでしょうか。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

議員おっしゃられるとおりですね、やはり分担金額を見ないとなかなかお分かりいただけないというところもございますので、最終的にはですね、その通知を送りまして、確約書を取るという形を取りたいと予定しておりますので、その際にですね、最終決定という形で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 分かりました。

もう一点ですね、同じ枠の節の18負担金、補助及び交付金で、土地改良事業補助金（R7豪雨災害）ですが、これ一般質問の中でですね、本年度中も81件利用されているという説明がありましたけれども、これが令和8年度も引き続き行われるということだと思いますが、それとこれを利用する場合ですね、農地等災害復旧事業で不採択になった場合だとか、取り下げた場合、それから令和7年度で土砂撤去の支援があっておりますけれども、それやってないところですね、まだ土砂がたくさん残ってるところもありますけれども、そういったものに使えるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

議員お尋ねのとおりですね、こちらの分につきましては、堆積土砂、それからサイコロブロックを継ぐとか、そういうところまでですね、対象にしているところでございます。一応、補助上限額につきましてはですね、40万円という形で対応させていただきたいというふうに思っておりますし、今年度、令和7年度に行ってお

ります、個人さんがですね、実施する災害復旧事業の事業費割もですね、本来であれば3割でございますけれども、令和8年度も引き続き8割という形で対応をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 分かりました。

事業がですね、何年もかかりますので、今は例えばいつその復旧という、農地等災害復旧工事が行われるか分からない状況ですので、やはりだったら自分でっていうのも出てくるかと思いますので、対応していただければなというふうに思います。

以上で、終わります。

○議長（上田 孝君） 進行します。

132ページ款の11公債費から款の13予備費まで。

133ページから149ページまで。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。当初予算の採決は起立により行います。

議案第27号、令和8年度美里町一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第27号、令和8年度美里町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開を13時10分とします。

—————○—————

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時09分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第４ 議案第２８号 令和８年度美里町国民健康保険特別会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第４、議案第２８号、令和８年度美里町国民健康保険特別会計予算を再度上程し、議題とします。

お諮りします。議案第２８号から議案第３３号までの令和８年度美里町特別会計及び公営企業会計予算の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第２８号から議案第３３号までの令和８年度美里町特別会計予算・公営企業会計予算の質疑は一括質疑で行います。

これから質疑を行います。

議案第２８号、令和８年度美里町国民健康保険特別会計予算について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。特別会計及び公営企業会計の採決は起立により行います。

議案第２８号、令和８年度美里町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第２８号、令和８年度美里町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第５ 議案第２９号 令和８年度美里町土地取得特別会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第５、議案第２９号、令和８年度美里町土地取得特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 29 号、令和 8 年度美里町土地取得特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第 29 号、令和 8 年度美里町土地取得特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 6 議案第 30 号 令和 8 年度美里町介護保険特別会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第 6、議案第 30 号、令和 8 年度美里町介護保険特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 30 号、令和 8 年度美里町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第 30 号、令和 8 年度美里町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 7 議案第 3 1 号 令和 8 年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第 7、議案第 3 1 号、令和 8 年度美里町後期高齢者医療特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 3 1 号、令和 8 年度美里町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第 3 1 号、令和 8 年度美里町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 8 議案第 3 2 号 令和 8 年度美里町生活排水事業会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第 8、議案第 3 2 号、令和 8 年度美里町生活排水事業会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 3 2 号、令和 8 年度美里町生活排水事業会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 3 2 号、令和 8 年度美里町生活排水事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 9 議案第 3 3 号 令和 8 年度美里町簡易水道事業会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第 9、議案第 3 3 号、令和 8 年度美里町簡易水道事業会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 3 3 号、令和 8 年度美里町簡易水道事業会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 3 3 号、令和 8 年度美里町簡易水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 1 0 議案第 3 4 号 町道船津金木線改良工事請負契約の一部変更について

○議長（上田 孝君） 日程第 1 0、議案第 3 4 号、町道船津金木線改良工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） それでは、議案第 3 4 号についてご説明申し上げます。

なお、システムは㊸、議案第 3 4 号資料をお開きください。

議案第 3 4 号、町道船津金木線改良工事請負契約の一部変更について

次のとおり町道船津金木線改良工事請負契約の一部を変更したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 日提出 美里町長 上田泰弘

1 契約金額 9,311万5,000円（税込み）を1億503万9,057円（税込み）に変更する。

2 契約の相手方 熊本県下益城郡美里町畝野2900番地
株式会社 西村建設 代表取締役 井上雅弘
提案理由でございます。

町道船津金木線改良工事に係る請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページをご覧ください。

今回の工事箇所的位置図でございます。

工事箇所は励徳小学校下の町道船津金木線と町道三本松千間線の分岐点から国道218号金木交差点までの延長359.05メートルの区間となっております。

次のページ、添付資料をご覧ください。

1. 工事の内容（主な工種数量）の当初設計、変更設計の比較表でございます。

施工延長からアスファルト舗装工までの数量については変更はありませんが、交通管理工について新たに追加をしております。また、路体盛土工におきまして、数量に変更はありませんが、施工の方法について設計を変更するものでございます。

次に、2. 変更理由でございます。

町道船津金木線改良工事につきましては、令和7年度より通学路の安全対策として、励徳小学校下の町道船津金木線と町道三本松千間線の分岐点から国道218号金木交差点までの区間において、工事着手し、現在路肩の盛土を施工しているところです。

変更の理由としましては、歩車道の地盤改良を施工するにあたり車両及び通学路の安全を確保する必要があり、交通管理工として、交通誘導員を施工範囲の起点及び終点、施工箇所の計3か所に追加したこと並びに、路体盛土工について緑川ダム浚渫工事の発生土を流用し工事箇所に直接搬入することとしておりましたが、8月豪雨による工事時期の調整や電柱移転に伴う施工箇所の工事調整により直接搬入することができず、現場隣接地の金木土捨て場に仮置きをし施工時に盛土箇所へ運搬する必要が生じたため、設計を変更し、当初契約額に対し1,192万4,057円の増額をするものでございます。

次のページをご覧ください。

改良工事箇所の平面図となっております。施工箇所359.05メートルは変わりありません。赤色の丸印で表示をしているのが、今回誘導員を配置した位置となっております。工事箇所の起点側、終点側、盛土箇所の3か所に新たに配置をして

おります。また、盛土工の排水側溝について流末接続部を１１メートル追加をしております。

次のページをご覧ください。

改良工事の標準断面図となります。標準断面については変更はございません。

以上で、議案第３４号の説明を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第３４号、町道船津金木線改良工事請負契約の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第３４号、町道船津金木線改良工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１１ 議案第３５号 美里町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（上田 孝君） 日程第１１、議案第３５号、美里町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

内容説明を求めます。澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） 議案３５号についてご説明します。

システム内、資料２９をご覧ください。

議案第３５号、美里町過疎地域持続的発展計画の策定について

美里町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和８年３月２日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

過疎地域持続的発展市町村計画を定めるときは、過疎地域の持続的発展の支援に

関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものでございます。

今回の提案内容につきましては、旧美里町過疎地域持続的発展計画が、令和7年度で計画期間が満了することに伴い、令和8年度から令和12年度までの計画期間についての新たな美里町過疎地域持続的発展計画を策定するものでございます。

計画の内容は、計画の概要版で説明させていただきます。2ページをお開きください。

最初に、上段右側の計画策定の基本方針をご覧ください。本町がこれまで小さくてもキラリと光る私たちのまちを掲げ、振興計画や総合戦略に基づき施策を進めてきたことを踏まえ、将来にわたって安心して暮らし続けることのできる地域社会の形成を推進する過疎対策を実施することを記載しております。

中段の枠上部の現状と課題では、人口減少と高齢化が継続的に進行し、就業人口の減少、産業の活力低下が進んでいること、財政面でも実質公債費比率、経常収支比率ともに増加傾向にあり、今後も社会保障費の増大や公共施設の維持管理、水道未普及地域への拡充事業等、さらに厳しい財政状況が続くと見込まれることを記載しております。

枠の下方には、計画の柱と対策の概要を記載しております。計画の柱は、1. 移住定住・関係人口の創出、人材確保・育成。2. 産業の振興。3. 交通施設の整備及び交通手段の確保等。4. 生活環境の整備。5. 子育て環境・高齢者等の福祉向上及び増進の5本でございます。この5本の柱に基づき、移住定住や産業振興など各分野の施策を総合的に進めていくこととしております。

なお、計画書の本編は、資料49に別途掲載してございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第35号、美里町過疎地域持続的発展計画の策定については、原案のとおり

決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがって、議案第35号、美里町過疎地域持続的発展計画の策定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第36号 美里町第2次振興計画基本構想の一部変更について

○議長(上田 孝君) 日程第12、議案第36号、美里町第2次振興計画基本構想の一部変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長(澤山 誠君) 議案第36号についてご説明します。

システム内、資料30をご覧ください。

議案第36号、美里町第2次振興計画基本構想の一部変更について

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例(平成27年美里町条例第17号)第2条の規定により、美里町第2次振興計画基本構想を別紙のとおり一部変更することについて、議会の議決を求める。

令和8年3月2日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものでございます。

今回、災害の発生に伴い、計画期間を1年延長し、令和8年度までとしたため、目標年次及び計画の基礎となる人口フレームに修正の必要が生じたものです。

改正内容につきましては、新旧対照表を用いてご説明します。3ページをご覧ください。

第1章第2将来人口フレームです。将来人口フレームの本文中、目標年次である令和7年を目標年次である令和8年に、8,287人を8,105人に、8,372人を8,234人に、令和7年の目標人口を令和8年の目標人口に変更します。

4ページをお開きください。

人口推計のグラフについても、4ページ上部掲載のとおり変更するものです。

4ページ下部、第2章施策の大綱をご覧ください。2.健康・福祉のまちづくり(1)子育て支援の充実の本文中、子どもを見守りについて、子の漢字を平仮名に変更するものです。

5ページをご覧ください。

同様に、3.教育・文化のまちづくり、(1)学校教育の充実の本文中、子ども

の生きる力についても、子の漢字を平仮名に変更するものです。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第36号、美里町第2次振興計画基本構想の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第36号、美里町第2次振興計画基本構想の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第37号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

○議長（上田 孝君） 日程第13、議案第37号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第37号につきましてご説明申し上げます。

システム内の⑪、議案37号をご覧ください。

議案第37号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に新たに宇土市を加え、熊本広域行政不服審査会共同設置規約を次のように変更する。

令和 8 年 3 月 2 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

地方自治法第 2 5 2 条の 7 第 3 項の規定において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、構成市町村の議会において同文議決を得る必要があるため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約案でございます。なお、変更内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明をさせていただきます。

次のページをお開き願います。

熊本広域行政不服審査会共同設置規約案の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

第 1 条につきまして、共同設置する地方公共団体に宇土市が加わることに伴い、山鹿市の次に宇土市を追加する変更でございます。

再度、議案書案の変更規約案をお開き願います。

附則でございます。

施行期日につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から施行するといたしております。

以上で、議案第 3 7 号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第 3 7 号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 3 7 号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公

共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第１ 議案第３８号 町道土喰大窪線（堂面谷橋）災害復旧工事請負契約の締結について

○議長（上田 孝君） 追加日程第１、議案第３８号、町道土喰大窪線（堂面谷橋）災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容説明を求めます。富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） それでは、議案第３８号についてご説明申し上げます。

なお、システムは㊼、議案第３８号資料をお開きください。

議案第３８号、町道土喰大窪線（堂面谷橋）災害復旧工事請負契約の締結について

次のとおり町道土喰大窪線（堂面谷橋）災害復旧工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

令和８年３月６日提出 美里町長 上田泰弘

１、契約金額 ５,６２２万１,０００円（税込み）でございます。

２、契約の方法 指名競争入札

３、契約の相手方 熊本県下益城郡美里町安部２４３番地１

株式会社津川建設 代表取締役 津川幸誠

提案理由でございます。

町道土喰大窪線（堂面谷橋）災害復旧工事請負契約の締結について、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページをご覧ください。

今回の工事箇所的位置図でございます。今回の工事箇所は、国道２１８号から砥用商店街につながる町道土喰大窪線の堂面谷川を渡河する橋梁でございます。

堂面谷橋は、国道２１８号から砥用商店街を結ぶ主要な生活道路である町道土喰大窪線に昭和２７年に架設され、令和５年には橋梁点検の結果により補修工事を行っていましたが、令和７年８月の豪雨により落橋し、全面通行止めとなっており、通勤・通学や買物などの生活全般に大きな支障を来しているところです。

昨年１２月に、国庫災害復旧工事の採択を受け、ボックスカルバートへの架け替え工事を行うものでございます。

次に、工事の内容について図面で説明しますので、次のページをご覧ください。

図面の左上が工事の平面図でございます。平面図の赤色の線で表示をしておりますのが、橋梁の構造物となるボックスカルバートの施工範囲となり、設置するボックスカルバートの延長は13.5メートルとなっております。そのほか、青色の線が取り付けとしての重力式擁壁、コンクリートブロック積転落防止柵など、緑の線が根固めブロックの施工範囲ということになっております。

図面左下が上流側の河川横断面図となっております。赤色の線がボックスカルバート、緑の線が取り付けの重力式擁壁となっております。

図面右上はボックスカルバートの詳細図となっております。1個964ミリのプレキャスト製品を14個連結することとなっております。

最後に、図面右下が標準断面図となっております。ボックスカルバートの内径が横4メートル、縦2メートル、1個の製品の長さが964ミリとなっております。

次のページ、添付資料をご覧ください。

1. 工事の内容、工種数量になります。

復旧延長がL＝13.5メートル。工種数量につきましてはボックスカルバート工、Lが13.5メートル。擁壁工が48立米。ブロック積工が68.9平米。根固め工が35.0個。排水構造物工が9.8メートル。構造物撤去工が、鉄筋構造物が67.6立米、無筋構造物が59.3立米。舗装工が171.8平米。防護柵工が27.6メートル。区画線工が81.1メートル。仮水路工が33.0メートル。

2. 工期につきましては、議決の翌日（翌日が週休日又は休日に当たる場合は、その翌日）から令和8年3月27日までとしております。

以上で、議案第38号の説明を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第38号、町道土喰大窪線（堂面谷橋）災害復旧工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがいまして、議案第38号、町道土喰大窪線(堂面谷橋)災害復旧工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議員派遣の件について

○議長(上田 孝君) 日程第14、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり、議員を派遣したいと思います。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思います。が、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 異議なしと認めます。

したがいまして、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣が必要となった場合等は、議長に一任していただくことに決定しました。

-----○-----

日程第15 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

○議長(上田 孝君) 日程第15、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について、及び日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第15及び日程第16を一括して議題とすることに決定いたしました。

日程第15及び日程第16を一括して議題としたいと思います。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部議了しました。

したがいまして、会議規則第8条の規定により、閉会したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましても、提案をさせていただきました全ての議案におきましてご承認をいただき誠にありがとうございました。

ただ、その議会の中でですね、様々なご指摘、あるいはご提案等をいただいたところでございます。その内容等しっかりと精査をさせていただいて、これからの調整・運営に努めていきたいと思っております。

また、併せて令和8年度予算もご議決をいただいたところです。多くのご指摘を受けましたが、できるだけ予算は組んだものの、その予算内ですね、できるだけ最小の予算で最大の効果が発揮できるように、議会の皆さんと一緒に、また令和8年度も取り組んでまいりたいと思います。

議員の皆様におかれましては、任期中最後の定例会となったわけでございます。また4月には新たな転換点を迎えにそれぞれなられるというふうに思いますが、どうかそれぞれのですね、目標が成就されますことをご祈念を申し上げたいというふうに思っています。

暖かい日、それから寒い日、いろいろと非常に気候変動が激しいそういう日々になっておりますが、どうかお体にはご自愛をいただき、ますますこれからもですね、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これをもちまして、本日の会議を閉じ、令和8年第1回美里町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後 1時45分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名いたします。

美里町議会議長

美里町議会議員

美里町議会議員

美 里 町 議 会 会 議 録
令 和 8 年 第 1 回 定 例 会

令 和 8 年 3 月 発 行

発行人 美 里 町 議 会 議 長 上 田 孝

編集人 美里町議会事務局長 立 道 誠

作 成 神戸綜合速記株式会社

電 話 (078) 321-2522

~~~~~  
美 里 町 議 会 事 務 局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場 1100 番地

電 話 (0964) 46-2111